

会議名 財務常任委員会

日時 平成27年9月11日(金) 午前10時30分～午後3時32分
平成27年9月14日(月) 午前10時～午後3時59分
平成27年9月15日(火) 午前10時～午後2時59分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 伊藤隆信 副委員長 榊谷規子 委員 櫻井伸賢
委員 大野慎治 委員 鈴木麻住 委員 塚本秋雄
委員 相原俊一 委員 鬼頭博和 委員 須藤智子
委員 梅村 均 委員 木村冬樹 委員 堀 巖
委員 宮川 隆 委員 黒川 武 委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員 副市長 久保田桂朗
総務部長 奥村邦夫、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、
建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫、教育こども未来部長 山田日出雄
秘書企画課長 長谷川 忍、同主幹 佐野 剛、同主査 加藤 淳、協働推
進課長 小松 浩、同主幹 竹井鉄次、同主査 兼松英知、行政課長 中村
定秋、同主幹 佐藤信次、同主査 酒井 寿、危機管理課長 隅田昌輝、同
主幹 秋田伸裕、同主査 早川高志、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 富
邦也、同主査 佐野亜矢、環境保全課長 西井上 剛、同主幹兼清掃事務所
長 佐野 隆、同主査 浅野弘靖、税務課長 岡本康弘、同主査 大橋 透、
同主査 小野 誠、福祉課長 丹羽 至、同主査 大島富美、同主査 小崎
尚美、同主任 今枝正継、長寿介護課長 山北由美子、同主査 須田かおる、
同主査 浅田正弘、同主事 浅井淳一郎、健康課長 原 咲子、同主幹 長
瀬信子、同主査 高橋善美、商工農政課長 伊藤新治、同主査 新中須俊一、
同主査 岡 茂雄、都市整備課長 高橋 太、同主幹 西村忠寿、同主幹 村
瀬雅省、同主幹 岩野寛宜、同主査 井手上豊彦、維持管理課主査 田中伸
行、同主査 竹安 誠、上下水道課長 松永久夫、同主幹 石黒光広、同主
査 小川 薫、会計管理者兼会計課長 榊原惣一郎、消防本部総務課長 伊
藤真澄、同主査 伊藤孝夫、消防本部消防署長 真野淳弘、同主幹 川松元
包、学校教育課長 石川文子、学校教育課管理指導主事 有尾幸市、同指導
主事 小川康夫、同主幹兼学校給食センター長 神山秀行、同主査 今枝か
づき、生涯学習課長 片岡和浩、同主幹 中野高歳、同主幹兼図書館長 寺
岡秀樹、同主査 木村伸佳、子育て支援課指導保育師 八木純子、同児童館

長 柴垣裕子、同主査 佐藤さとみ、監査委員事務局長 中村廣司、同主幹
岡崎祐介

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己、同主任 室町裕子、同主事 坪
内裕紀

付議事件及び審議結果

議案第 60 号	平成 2 7 年度岩倉市一般会計補正予算（第 2 号）	賛成多数 可決
議案第 61 号	平成 2 7 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	全員賛成 可決
議案第 62 号	平成 2 7 年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	全員賛成 可決
議案第 63 号	平成 2 7 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	全員賛成 可決
議案第 64 号	平成 2 6 年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 65 号	平成 2 6 年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	全員賛成 認定
議案第 66 号	平成 2 6 年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ いて	全員賛成 認定
議案第 67 号	平成 2 6 年度岩倉市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定につ いて	全員賛成 認定
議案第 68 号	平成 2 6 年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	全員賛成 認定
議案第 69 号	平成 2 6 年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	全員賛成 認定
議案第 70 号	平成 2 6 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	全員賛成 認定
議案第 71 号	平成 2 6 年度岩倉市上水道事業会計決算認定について	全員賛成 認定

財務常任委員会（平成27年9月11日）

◎委員長（伊藤隆信君） 財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案12件でございます。これらの案件につきましては逐次議題とさせていただきます。

審議に入る前に、当局のほうから挨拶の申し出がございますので、よろしくお願いたします。

◎副市長（久保田桂朗君） 皆様、改めましておはようございます。

ただいまの下水道料金の件につきましては、大変申しわけございませんでした。私からもおわびを申し上げたいと思います。重ねて財務常任委員会の貴重な時間をいただきましたことにつきましてもおわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

それでは、財務常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日から土日を挟みまして16日までの4日間の予定でございますが、議案第60号から第63号までの平成27年度一般会計などの補正予算、そして議案第64号から第71号までの平成26年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定につきまして御審議をお願いしているものでございます。

さきの本会議におきましても、議案質疑の中で御質問や御意見をいろいろと賜りました。改めまして、市民に対して、市といいますか、我々が伝えたいという情報と、それから議員の皆様を含めまして市民の方々が知りたいという情報にやっぱり開きがあるものだなというふうに改めて感じたところでございます。

本会議での議案質疑、本委員会での御指摘につきましては、今後の予算執行などに適切に反映してまいりたいと考えております。本委員会には各部長以下主査クラスまで出席をさせていただいております。御質問に対しましては誠心誠意答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

最後に、これ以降、私につきましては自席待機とさせていただきますが、慎重審議の上、全議案お認めいただきますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、審査に入ります。議案第60号「平成27年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

質疑に入ります前に、当局のほうからちょっとお願いたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 先日の本会議の議案質疑において、

今回の補正予算でお願いをさせていただいております学校給食センター給食調理及び配送業務等委託料に係る債務負担行為の補正について、そうした積算書を委員会のほうで提出をさせていただくとお答えさせていただきましたので、ここで御説明をさせていただきたいと思いますが、ちょっと今資料を配りますのでお待ちください。

ただいま、A 4・1枚のものでありますけれども、学校給食センター給食調理及び配送業務等委託料に係る債務負担行為限度額についての積算資料ということでお配りをさせていただきました。

これを少し説明させていただきたいと思いますが、まず今回の債務負担行為の委託予定の期間とすれば、28年の8月から31年の7月までの3年間ということであります。補正の第2表でいけば、期間とすれば、平成28年度から31年度という形の4年度間にわたるものとなっております。

次に、2番目の1年間分の委託料ということでありますけれども、こちらにありますように、各項目ごとに金額を計上させていただいております。人件費では、人件費、そして直接経費、間接経費等ということで、小計ということで税抜きの額であります8,080万5,600円ということ、これに対して消費税が8%ということで、合計で8,727万48円となっております。この合計額は昨年度に提出させていただいております資料のA社の合計額と一致するものになっておきます。なお、表の備考欄にはそれぞれの項目に含まれる費用を記載しておりますのでよろしくお願ひします。

3番目の債務負担行為限度額の積算ということですが、こちらについては先ほども申しましたように、委託期間としての3年間ということで、28年度分については8月から3月の8カ月分、そして29、30年度はそれぞれ1年間分、そして31年度は4月から7カ月分の4カ月分ということで算式が記述してあります。なお、29年度以降については消費税は10%として見込んでいるところであります。それぞれを積み上げたものが今回の債務負担行為限度額としての2億6,558万4,000円ということになりますので、よろしくお願ひします。以上です。

◎委員長（伊藤隆信君） 今、当局の報告をいただきました。

それでは、続きまして質疑に入ります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款2総務費、款3民生費についての質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） まず、総務費の戸籍住民基本台帳費のことについて

お聞かせいただきたいと思います。

今回、マイナンバー制度を開始するに当たって、さまざまな修繕や委託料、備品購入という形であるわけですが、まず一つは国の補助という点でいえば、特定財源がないのです、どのようになっているのか。マイナンバー制度については国の制度でありますので、基本的には国が導入に当たっての財源を確保すべきであるというふうに思いますが、この点についてはどのような国の状況なんでしょうか。

◎市民窓口課窓主幹（富 邦也君） 今回補正で上げさせていただいた住民基本台帳費の消耗品、修繕費、カード裏書機器備品購入等の予算につきましては、国の補助がないものを上げさせていただきましたので、よろしく願います。

◎委員（木村冬樹君） それは見ればわかりますけど、国がどういうところに補助を出して、例えばこういういろんな細々としたものには補助を出さないというような、そんな基準なんていうものは示されているんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回補正に上げているものについては国の補助とはなっておりません。ただ、個人番号カードの交付事務費補助金といたしましては、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金といたしまして、市のほうに交付されることとなっております。金額といたしましては、平成27年度の交付とはなりますが、1,642万9,000円という額となっております。

◎委員（木村冬樹君） 最初にも述べましたように、マイナンバー制度というのは国の制度だもんですから、地方自治体が負担をしなければならないというものについては非常に疑問があります。財政力の低い市町村などでは、やっぱりこういう負担というのは非常に大きなものではないかなあというふうに思います。

それはそれとして、もう1点ですが、この裏書機器を購入するということで、住所変更等の手続が裏書きされていくことだというふうに思うんですけど、10月5日から通知カードが配られて、10月2日のデータで住所を書いたものが配られるというふうにお聞きしているんですけど、まずそういうことでいいのかということと、それと、例えば直前に住所変更なんかがあった場合の対応もきちんと対応できるものなのかどうか、あるいは2日5日までの間に住所変更した場合はどうなるのか、こういった点についてはいかがでしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 木村議員さんの言われたとおり、10月2日のデータで10月5日現在でとらせていただくこととなりますので、それ以

降異動された方については、通知カードのほうにまたそのままのデータにつくられますので、変更、転居とか転入とか、そういった形で変更の手続を裏書きのほうに、通知カードの表面には住所が載るんですが、裏のほうに裏書きという形で載せることが可能になりますので、手続が可能になるという形になります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

だから5日過ぎのところでまた手続をして裏書きをするという形になっていくということだと思います。

それで、2日のデータを5日に交付していくという事務作業というのは、当局の負担としてはどんなような状況なんでしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 5日時点でデータを送るんですが、その委託機関、J-LISのほうにデータを送って、今情報の案なんですが、市民の方へ届くのが10月中という形になっておりますので、現在想定では11月5日以降で、11月頭ぐらいになってしまうのではないかと。郵便局のほうに情報を確認をしたところ、10月末までには届くというような情報を伺っておりますので、それから配付していただくことになりますので、10月末からの岩倉市内、近隣はちょっとわかりませんが、10月末までには郵便局に届き、それから各自配達をしていくという予定になっておりますので、まだ予定ですので、はっきりした通知は来ていないのであれなんですが、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 今、富さんの答弁でもわかるように、なかなか不明なところがまだあるんですね。市民の周知という点でいっても、済んでいないというふうに私は思っておりますので、そういうところで、カードが来ないとか、カードが送られてきたけどこれは何だとか、こういう問い合わせというのは、コールセンターというのがありますけど、それよりもまず市役所に電話がかかってくる可能性が高いと思いますけど、そういう対応というのはきちんと体制がとれているんでしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 宛名の封筒のほうには、送る簡易のほうには、市民窓口課の直通ダイヤルを載せようと思っております。そこで対応していきたいと思っておりますので、今のところそれを想定しておりますので、あとのところは今検討しておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 次に、民生費の送迎保育ステーション開設準備事業費補助事業についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

本会議でもお尋ねしましたので、それ以外のことでということなんですが、委託事業なものですから、運転業務と送迎業務等がそれぞれ別のところに委

託されてということだというふうに思いますが、そういう中で市民からこの申し込みについてはどのような形でそのところに伝わって、どういう対応になっていくのか。また、責任の所在というのがなかなか不明なところがありますけど、そういう点ではどのように考えているんでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） この保育園送迎ステーション事業に関して言えば、市民周知という点に関して言えば、さきの9月1日号で来年度の保育園の入園申込書の配付のところに送迎ステーション事業の開始といったところで御案内をさせていただいているところであります。また、実際に窓口のほうで申込書を受け取りにいらっしゃいますので、そうしたときにも御案内をさせていただいていると。また、在園児の方についても現況届等が今後ございますので、そうした中でも御案内をしていくという形で周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、委託に関しては、責任の所在ということであれば、基本的に委託者である市が最終的な責任を持つわけですけれども、委託の中でそれぞれ園児の安全確保等、そうしたところについてはきちんと両者の中で合意をした上で進めていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

◎委員（大野慎治君） 送迎車両が2台と。1台は12人乗り、1台はチャイルドシートを装着した7人乗りというふうになっていますが、私自身まだ何人の方が送迎ステーションを使われるかわからない状態のときに、例えば20名以下だったとき、車は1台でも対応できるのではないかと。2台どうしても必要なかどうかというのが、ステーションを使われる方によって変わるんじゃないかと。最初から20名だとしても、1往復で終わるような形になってしまいうんではないかという強い懸念がありますが、当局はどのようにお考えなんでしょうか、お聞かせください。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 送迎ステーションに関して言えば、国の補助がおおむね20人以上というところで規定がありますので、そのお話をして、本市としても今後20人以上はというところでお話をさせていただいていると思います。

そこで、車両が2台というお話ですが、先日も少しお話をしたと思いますけれども、基本的に、実際に入園決定等ステーション利用者が決まってから、つまり在籍する園が決まってからのルート決定になってくると思いますけど、今の段階でいけば、例えば1台で市内を1周するのではなく、それはなぜかという、1周すれば1時間とか2時間とかかかってしまうと思うんですよ、仮にどこの園があるか知りませんが、小さな岩倉市内でも1周すればそれなりに時間がかかる。そうすると、最後におりるお子さんというの

はそれなりの乗車時間になってしまって、乗車に関しての負担が出てくるだろうと。そうした負担を軽減していくために、なるべく乗車時間は短い形にしていきたいと。そのためには、例えば1周巡回するのではなく、ある程度方角の同じような施設、園を回っていききたいと。その際には、例えばそうしたお子さんが、例えば具体的に言えば、中部保育園と岩倉北幼稚園と北部保育園と、こうした形であって、前回のときには放射状というような表現をしたと思いますけれども、そういう形にすれば、行って帰ってくるということで、お子さんが車両に乗っている乗車時間というのは軽減できるのではないかとこのように考えております。そのためには、12人満車になるまで待つのではなく、当然保護者の方がステーションまで送っていらっしゃる時間もあると思いますけれども、そうしたところも踏まえながら、やはり2台で、例えば1台置き、1台は北方向、あるいは1台は東方向とか、そうした形での運行を考えていますので、1台で1周するというのではなく、2台を用意させていただいて、効率的な運行を図っていききたいと考えておりますので、お願いします。

◎委員（大野慎治君） そうすると、12人乗りなんかじゃなくて普通の7人乗りを2台でもう十分対応できるんじゃないかと。たとえそうだとしても、12人乗りがなぜ必要なのかというのがわかりませんね。12人目いっぱいまで待たないという話になってしまうと。7人乗りを2台で放射状でくまなく回りますといったほうがきめ細やかなサービスになるんじゃないでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） ただ、両方とも7人乗りにさせていただくと、例えば一方の方向では人数が多かったような場合には対応できないことにもなりかねませんので、一度12人と7人というような形の、少し定員には差がありますけれども、そうした形で、多くの御利用があった場合のことも踏まえた上で、同じものを2台ではなくて、1車は12人乗りで幼児用シート、1車は普通車でチャイルドシート装着というような形の車両で準備したいと考えておりますので、お願いします。

◎委員（大野慎治君） 僕は、普通に考えれば、きめ細やかに回ってきても、多分15分から20分ぐらいで帰ってこれますよ。2台で同時に出て行ったとしても、20分以内で帰ってこれますよ。その説明だと、この12人乗りというのがちょっとひっかかってくる。きめ細やかにすぐ帰ってきて、また2回目行きますと言ったって、12人乗りっていつ使うのというのが僕は非常に疑問。だって、来た順番にどんどん送っていきますというんだったら、なぜ12人乗りが必要なんですかという説明が僕にはつかない。僕は市民の方にも説明がつかない。また、12人乗っていないくて5人ぐらいで送迎ばかりしていたら、

それは説明できないんですよね。そういった部分のところはどのようにお考えなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 例えば、御兄弟で利用されるような場合もあると思うんです。そうすると、1人、2人、3人ということもあり得るというふうには考えますので、1家族でそうなれば、一定で7人でだけではなくて、12人ぐらいのキャパは必要なんではないかというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 裏書機器のことなんですけれども、先ほど任意だということなんですけど、ということは、手書きでもできるということなんですしょうか。それに絡んで、そうだとすれば、今、外国人登録カードも裏書きしていますよね。そういったものにも活用できるのかできないのかお聞かせください。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 裏書機器に関しては、手書きでも可能ですが、他市町村をちょっと確認して、どういった動向かというのを調査しましたら、他市町村の裏書機器の購入を今検討しているということで、ずうっと討論とかかしてしまっていて、岩倉市も対象者の方が、転入とか転居とか入れますと26年度で約4,200人ぐらいの裏書きが必要と思われる方が見えますので、それを一件一件世帯ごとに裏書きをすると大変なこともありますので、それとあとミスとかそういったこともありますので、裏書機器の購入に踏み切ったという形で、こちらのほうは予算をとらせていただきました。

あと、対応なんですけど、ほかのカードにつきましても、外国人の在留カードにつきましても応用できるという形を聞いておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 本会議でもお聞きしましたけれども、送迎ステーションの料金の話です。

雑入で受けるという話なんですけれども、本会議では目的外使用料、使用料等の話でちょっとごちゃごちゃしてよくわからなかったもので、もう一度お聞かせください。

放課後児童クラブができたときに、これは手数料条例に入れました。そのときに私もちょっと疑問で、保育園は負担金として扱い、何でこれは手数料なのかなというふうに思っておったわけなんですけど、今回は同じように捉えるのかどうなのかというところで分かれるとは思いますが、手数料ではなくて雑入だというところの説明をしていただきたいんですけれども。よそがそうだとか、よそがこうだからというのはちょっと抜きにして、自治法のそういう料金の性質上で、明確にお答えいただきたいんですけれども、よ

ろしく申し上げます。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 学童保育が条例上の手数料になっているということで、その辺の根拠ということだと思いますが、いわゆる施設の使用料、あるいは公の使用に関しての部分だと思います。手数料は役務の提供に対する対価ということになるというふうな考え方は推理としてできると思います。

学童保育に関して言えば、児童館を使って行うということ、そして児童館に関して言えば、公の施設としての条例根拠があると、設置根拠があるということと、そして条例の中で使用料は目的外以外では徴収をしないというようなところから規定をされております。

学童保育の先ほどの役務の提供といった点に関して言えば、児童館を利用した学童保育というソフトを使うということで、役務の提供を受けるということで、その分の対価だというふうに考えております。

また、送迎ステーションに関して言えば、これは前回お答えしたとおり私法上の契約であるということで、雑入としての歳入として受け入れていこうというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 済みません、先ほど部長からの御説明で、補助事業なので20名ほど必要だと言われましたけど、例えば20名切った場合、これは補助金に影響するんですか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 補助要件のほうでおおむね20人という表現がされています。これは、厚労省のほうにも確認をしましたが、登録人数として年度末ぐらい、多分年度の初めは余り登録人数が少なくでだんだん上がってくるでしょうから、最終的に20人ぐらいいれば結構ですよと。きっちり20という表現ではありませんでした。ですので、そこら辺のところも利用登録の件数は目指していきたいというふうに考えております。

また、先ほど少し12人乗りでは大き過ぎるのではないかというお話もありましたけれども、例えば帰りなんかはある程度時間が集中すると思うんですよ。そうしたところでは、やっぱりある程度キャパがあったほうがいいのかというふうに思います。お願いします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの答弁で、私法上の契約だから雑入だというふうな答弁をされましたけれども、その性格上本当にそうなんですか。保育ステーションだって公で税金を使ってそういうのを整備して、ほとんどが人件費だと思うんですね。一方、児童クラブのほうもそうだと思います。そういった性質で見るべきではないんですか。自治法にそういう私法的な契約だと雑入で受けるというような規定があるんですか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　こちらは自治法ではないんですが、ちょっと今資料が出ませんけれども、いろいろ資料を探しているときに、そうした私法上の契約の場合は要領としては雑入として受けることができるというような話があったと思います。ちょっと今すぐ探せませんが。

あと、私法上という根拠に関して言えば、前回もお話ししましたけれども、公の施設ではないスペースとして、また車両も違うということから考えれば、市の財産ではないということで、こうしたお話をさせてもらっています。

また、学童保育に関して言えば、一方で児童館という公の施設ということと、それにふさわしい事業内容であるというようなところは、これは児童福祉法にも規定をされておるところだと思います。そうした形で手数料としての対価をいただいているというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君）　児童遊園費のことでお尋ねいたします。

当初予算の積算の仕方に関係するかもしれませんが、当初予算のほうでもともと遊具、フェンス等修繕で100万が上がっておりました。今回、191万8,000円ということではほぼ倍ですが、見込みと違った点というのはどのような内容であるかを教えてください。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　今回、児童遊園のフェンスの修繕で補正をお願いしていますのは、第7児童館の前の曾野児童遊園の西側のフェンスであります。実は、この西側にありますお店屋さんが転居されるに当たって、取り壊しをされるに当たって、フェンスがかなり傷んでおるということで、その後転売というようなお話もあるようですので、改めてフェンスを設置しておきたいというのが、それが今年度に入ってからのお話だったので、今回補正をお願いしておるというところであります。お願いします。

◎副委員長（榎谷規子君）　先ほど答弁の中に含まれていなかったと思うんですが、マイナンバー制度導入にかかわってということで、今回はこの裏書機器の機械の備品購入費なんですけど、必要な職員の配置ということで、多大なる事務量、交付制度導入に向けた、10月5日に交付ということでの事務量に対しての必要な人員というところで、そういう配置はどうなっているでしょうか。

◎総務部長（奥村邦夫君）　10月5日からは通知カードを送られるということですので、実際の窓口の対応としては、年明けの1月からのマイナンバーカードの交付の手続に入ってくるときに、市民の方と窓口で手続をするというようなところになってきますので、10月からすぐということではないというふうに思っております。

今のところ人の配置については、特にそこで増員というようなことは考え

ておりませんので、少し状況を見させていただきながら、どうしても必要になれば、一般職員で対応するのか、少し臨時の職員で対応するのか、その辺のところも状況を見ながら対応をさせていただきたいというふうに思っております。

◎委員（鬼頭博和君） 東小と南小に放課後児童クラブがつくられるということで、その広さとか定員はどれぐらいなのでしょう。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 教室に関して言えば、通常の教室と同じ広さです。ただ、東小の現在の工作室だけは廊下部分まで入っていますので、一番東側で、その廊下部分が広いということになります。面積からすると、大体、東小で70人ぐらいですね。あとは南小で60人ぐらいの定員を考えています。最終的な定員としては決定しておりませんが、面積から考えればこれぐらいの定員の設定ができるのではないかと考えておりますので、お願いします。

◎委員（黒川 武君） マイナンバーに関して、先ほどの総務部長の説明では、1月以降交付の手続の関係で事務が大変になるかなあと、そんなことの答弁であったと思うんですが、交付する方式というのは2つあるというふうに聞いてはいたんです。ところが、総務部長の今の説明ですと、来庁時交付方式だというふうに捉えればよろしいですか。要するに、市民の方に市役所に来ていただいて、そこで交付をすると、そういう方式でもって臨むということではよろしいですか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 今の想定では、来庁時に交付方式、議員さんの言われるとおり、その方式で対応をしていこうと考えております。

◎委員（黒川 武君） 例えば、もう一つの申請方式ってありましたよね、インターネットを使ってじゃなかったですかね。もう一個、事前に本人確認ができる資料を送って、それでもって交付していただけるという方式もあると聞いてはいたんですが。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 基本的には、最初に申請を、パスワード等がありますので、それを最初にするか後にするかという形で、基本は後に、申請をしていただいて、来庁したとき、個人番号カードを交付するときにカードの暗証番号を登録してもらおうという形で、交付方式という形をとらせていただいて、スマートフォンとか郵送とかの場合もその方式で、申請をまずしていただいて、カードをとりに来る、来庁するときにパスワード等を申請するという形になりますので、交付時の申請方式になっております。

◎委員（黒川 武君） くどいようですけど、それで結構です、来庁時に交付をするということで。そのときに通知カードと引きかえになるだろうと思

うんですね。さらに、やっぱり本人確認のための何かの手續というのは必要になりますか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 通知カードと、おはがきを送る予定になっておりますので、そのおはがきとあと1つ、住基カードを取得されている方はそれも回収させていただきますので、その3つを持ってきていただくことになります。本人確認で免許証等も確認が必要になりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですね。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） ほかに質疑ございませんので、職員の入れかわりで暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、款5農林水産業費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 農地費の用排水路改修事業についてお聞かせいただきたいと思ひます。

用排水路の改修事業で、当初予算で組まれたものが補正で追加されるというケースが非常に多くなっているというふうに思ひますが、計画的な改修といひますか、なかなか難しいのかもしれないけど、やっぱり老朽化してきている部分はかなりあるというふうに思ひますので、そういうところの点検も含めて計画的にやっていくというような形にはできないものなのかどうか。今の取り組みの状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 用排水路に関しましては、道路や橋梁のように修繕計画のほうは現在持っておりません。現在、計画的に進めようとしておりますのが、今年度も予算のほうは御承認いただいておりますが、新堀用排水路のところで、土地改良事業として事業のほうは実施させていただいております。今回補正で上げさせていただいた案件なんですけれども、こちらのほうも中干し期間に担当職員がブロックの空洞が見受けられるということで、こちらのほうは応急処置をすぐ実施しなければいけないということで、今回補正のほうを上げさせていただいております。

ほかのところの用水路に関しましても、この時期は外に出かける時間も多ひものですから、そういうところで発見しながら、随時修繕のほうは行っていきたくて思ひます。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） 続いて、款6 商工費についての質疑を許します。
質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、続きまして款7 土木費についての質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 少し状況をお聞かせいただきたいと思います。幾つかの修繕などが行われるということで、1つは最初の事務管理費のうちの測量業務官民境界線確認補助業務というものなんですけど、これは補正予算で上がるのは僕は初めての経験だというふうに思っていて、これはどういう状況で補正が必要になっているのか、そういう点について少し説明をお願いしたいと思います。

◎維持管理課主査（竹安 誠君） 今回の補正については、新柳通線の拡幅に伴う測量が入ってきたということと、あとそれから道路と民地との境界の確認をする際の立ち会いがあるんですけども、難しいケースだと公嘱協会というところに委託して、立ち会いの補助に入ってもらえるケースがあるんですが、今年度はかなり多かったということもありまして、そのために補正を上げざるを得なかったという形になっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

その下にある道路改良の関係で必要だということで確認しておきます。

それでもう一つ、駅前広場地下連絡道等管理費の修繕についてもお聞かせいただきたいと思いますが、昨年以来ですかね、その前の年くらいからずうっと雨漏りの問題がありました。修繕の工事がずうっと東側のほうで行われてきましたが、今回は少し違うようでありますけど、今回のこの修繕というのはどういう内容なんでしょうか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 今回の修繕は、駅西広場の南側の階段の屋根の部分になります。昨年度末から傘を差さないとちょっと階段がおりられないような雨漏りがしてしまっていて、昨年もといが詰まっているんじゃないかということで調査のほうはしておったんですけども、実際はといは詰まっていなくて、屋根の中に当然といがあるとは思いますが、そのといに流れ込むまでのせきとめる板が中で外れておりました。それが屋根の裏に回ってぽたぽた落ちているという状態が発見されまして、今はそれをとめてあるん

ですけれども、もう老朽化が進んでおるといことと、私も屋根に上ったんですけれども、どこを点検したらいいかもわからない状態の構造になっておりまして、点検しやすい構造に直したいなあというところがございまして、その分の予算を計上させていただきました。

もう一個の舗装の件なんですけれども、駅の南の地下連絡道がございまして、今だとUFJ銀行さんの南にあるところの地下道になります。その向こうに高木が1本植わってございまして、その高木の根がかなり隆起してございまして、舗装の部分を盛り上げている状態になってございまして、これがもういいかげん直さなければ危険ではないかというところもございまして、そちらのほうを上げさせていただきます。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかがございせんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 続きまして、款9教育費に入ります。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、款9教育費についての質疑を許します。

◎委員（鈴木麻住君） 小学校の施設改良費ということで、岩倉南小学校北館の東側屋上防水工事というのが計上されています。これはどのような工事の内容なのか、ちょっとお聞かせください。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） もともとこの既設の防水は塗膜防水になってございまして、そちらの既設の塗膜防水をまずは水で洗って下地処理を行って、その上からさらに新しい塗膜防水をするという工法を予定してございまして。

◎委員（鈴木麻住君） 26年度にもこの同じ棟で一部防水工事の補修をされていると思うんですけれども、なぜ一緒に工事をやられなかったのか。それと雨漏りとか何かそういう用件があって補修工事をやられるのか、ちょっと教えてください。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） もともと太陽光設備を設置する時期には、この部分の北館、東館の部分については雨漏りの状況が見られず、学校からも問題はないという報告がございまして、その当時は太陽光の設備を設置する部分についての最低限の面積で計画を立ててございまして。実際には、ことしの1月になって雨漏りの状況が見られるという学校からの報告を受けまして、確認をしたところ、やはり急遽対応をしないといけないという状況になりましたので、今回補正でお願いをすることになりました。よろしく

お願いします。

◎委員（鈴木麻住君） それに関して、防水工事の設計監理料というのが計上されています。これが112万6,000円の計上になっているんですけども、防水工事だけで設計監理が必要なのかどうかということをお尋ねします。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 原則、市の工事はなるべく設計監理を組んでいただくようにしております。どの工事についても一律、一応監理委託料の予算は組んでいただいております。

◎委員（鈴木麻住君） 防水工事に関しては、メーカーの、あるいはそのメーカー指定の工事業者の責任施工という形で10年保証がとられるはずですね。それをどういう設計監理をすればいいのかということになると、メーカーの仕様に従わなきゃいけないわけですから、設計事務所の監理が果たしてそこに必要なのか、あるいは行政側がその仕様をチェックして確認すれば、こういう設計監理料というのは必要ないんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 一応、そのメーカー、工法は多分予算のときに決めるんですけど、そのメーカーをどこを使うだとか、そういうのは工事屋さんが決めます。設計では一般的な何々工法というのがありますが、その一般的な防水の仕様を決めて行います。責任施工というふうになりますと、最初からメーカーが決まるような気がするんですけど、そういうことは市ではやっておりませんものですから、よろしくお願いします。

◎委員（鈴木麻住君） ちょっと内容が違うと思うんですけど、メーカーの責任施工ですから、決まったメーカーが責任を持って施工するというところで、10年保証を出すと。だから、決められたメーカーはどこでも同じ条件で、そういう責任施工で10年保証を出されると思うんですけど。だからちょっと答弁が違うのかなと思いました。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 済みません。まず防水の範囲を決めるとか、全体をやるとは思いますが、その詳細のところですね、ドレーンだとかその辺の設計、あとパラペット等、あと悪くなっているところは上にかぶせるということはそうなんですけど、そこをどうやって補修してかぶせるのかとかいうことも必要になってきますので、設計監理委託料を予算計上させていただいております。

◎委員（鈴木麻住君） わかりました。

僕は余り必要ないかなあとと思いますけれども、ちょっと違う質問をします。

その上で、岩倉東小学校の工作室改修工事設計監理委託料というのが計上されています。先ほどの民生費の中にも岩倉南、東小学校の校舎、放課後児

童クラブの改修工事が計上されていますが、これは別々に発注されるのでしょうか。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 予算上は学校が違いますので別で組みせていただいておりますが、発注については1本で発注する予定をしております。

◎委員（大野慎治君） 鈴木議員の関連で1点だけ。土木の工事に関しては、大規模工事以外のものは、管理は職員の皆さんがやられているというのが現実です、やっている。建築に関しては、職員が建築を専門としている職員が少ないということで設計監理ということになってはいますが、給食センターのような大規模工事だったり大規模改修のときは、当然設計監理でいいと思いますけれども、職員の勉強のためにも、小額工事に関しては監理をとっていただくということを、今回は僕は認めますが、今後はちょっと検討していただかなきゃいけないと思いますが、どうでしょうか。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 今現状、年間大体20本から30本ぐらい工事をやっておるんですが、そのうちの5本ぐらいは自前で設計監理を行っております。確かに、今、全部設計をつければ大体ほとんど監理をつけております。今後、監理を削ることも検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかがございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、続いて、款11公債費についての質疑を許します。質疑はございませんか。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかに質疑ございませんね。

これをもって歳出についての質疑を終わります。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） これをもって歳入についての質疑を終わらせていただきます。

続いて、債務負担行為補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど学校給食センター給食及び配送業務等委託料の積算資料をいただきました。消費税の分が2年4カ月10%に上がるということで、以前示された資料とそこが変わって金額が示されているというふうに思います。

しかし、10%に上がるということは本当に大変なことではありますが、平成26年7月9日に示された民間委託についての資料で、直営での経費との比較資料が出されておりますが、直営の案1というところと比較して、ほぼそれほど大きく変わらないような金額になってきているのではないかなと思います。

そういうところを見て、しかも委託した場合については、職員、調理員の方々は保育園等に異動となって、市の負担として人件費が残るということでありますので、民間委託にしたほうが一定期間経費が大きくなるということは、これまでの議会でお認めになってきた部分だというふうに思います。

それで、聞きたいのは、職員の方々、一般質問の中ではほぼ面接が終わって合意したというような話をお聞きするわけですが、その後の雇用について確定しているような状況があるのかどうか、そういう点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（奥村邦夫君） 調理員の方にはアンケート等をとらせていただいて、要望も聞かせていただいております。その中で調理員から一般事務職への職種変更というようなことを希望している方もあるので、今回職員採用試験の中に職種変更の枠もとりまして、お一人調理員から事務職に切りかえをさせていただくということで、試験のほうも終わって、選考も終わりました、ちょっと今担当がおりませんので、今決裁中だというふうに思っておりますけど、そういった方向で今のところ考えております。

あと、環境員を希望してみえる方がお1人あるというふうには聞いておりますけど、ここの部分については、少しまだここではっきりどうさせていただくということは少しお答えができませんので、希望としては環境員に希望してみえる方もありますので、少しその辺のところは配慮できるところは配慮していきたいというふうには思っております。

◎委員（木村冬樹君） いろいろなケースがあるということではありますが、当時の人数としては調理員10人でしたかね、パートさんが11人ということではありますが、こういう人たちについて全てきちんと保障されていく形になっているのかどうか、そういう点についてお聞かせください。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） まず、正規職員については先ほど総務部長が答弁させていただきましたように、総務のほうで配置を考えているところでもあります。また、パート職員につきましては、委託業者のほうでできるだけ受け入れてもらう形をお願いしていきたいと思っておりますが、それを条件に入れると偽装請負という話も出てきかねませんので、あくまでも継続して雇用していただくようお願いをしていきたいと

いうことで考えております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとわからないんですけど、その調理員の方々の10人、正規職員の方々の10人というのは総務のほうに行くということで今答弁があったけど、保育園の調理員に行くとかいう話もいろいろあったというふうに思うんですけど、ちょっとはっきりわかりやすいように教えてください。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 調理員につきましては、給食センターの調理員と保育園の調理員がおります。同じ調理員ということで、今回の事務職の募集につきましても保育園も含めた全ての調理員に声をかけたというところがございます。

また、先ほどちょっと環境員へという話もありましたが、そういったところもセンターの調理員だけではなく、全体の調理員、保育園の調理員のほうにも声をかけてやっているところでもあります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

あと、これも一般質問でずうっと聞いてきたところで、まだこれからどうしていくのかというところでとまっている部分でお聞きしたいわけですけど、調理室等の貸与だとか、あるいはその食材について、食材については双務契約の必要はないというような答弁もありましたけど、一方では、その根拠となる労働者派遣請負を適正に行うためのガイドという厚生労働省都道府県労働局が出している文書がありますけど、ここにはそういうふう書きながらも請負業務の処理自体に直接必要とされる機械、資材等を発注者から借り入れたり購入したりする場合は、請負契約等は別個の双務契約が必要ですよというふうに書かれているわけですね。ですから、直ちにそういうふうに労働者派遣とはみなされないかもしれませんが、裁判になったらどうなるかわからないというようなことだというふうに思うわけです。そういう中で、調理室の貸与だとか食材の購入について、どのような契約にするおつもりなのか。また、もう決まっていれば、その内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） まず、調理室につきましては、調理業務を委託するというので、その履行場所として給食センターを指定していくということで、施設や機器の利用につきましては委託契約ということで、包含するような形で考えております。

また、備品・物品の貸与につきましては、別に契約を行いまして、2本の契約ということで考えております。

また、食材におきましては、市のほうで責任を持って調達するというところ

ろがやっぱり子供たちのためには重要になってくると思いますので、そこは市のほうで責任を持って調達するという形で進めていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 施設等については、委託業務の中に包含して契約を結ぶということと言われるんですけど、それで本当に適法な状況になるのかどうかというのが少し疑問なんですけど。それと、食材についても本当にそういう形できちんと、この問題については一般質問で取り上げたときには労働局等ときちんと相談しながら適切な対応をしていきたいという答弁があったところですけど、そういう対応もきちんとされて確認されているんでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 労働局のほうにもちょっとお話を伺いにまいりました。今現在持っている仕様書の案というものも持っていったんですけど、見てくださいということでお願いしたんですが、これを見ただけで判断することはできないということで、預かれないということでちょっとお断りをされたところでもあります。それで、労働局が言うには、実際の現場の状況を見て判断しないと何とも言えないという回答でした。

◎委員（木村冬樹君） 大変重要な答弁だったというふうに思います。ということは、現場の点検なども労働局のほうにしてもらったりだとか、あるいは結んだ契約について、本当にそれで正しいかどうかわからないけど出発するみたいな感じの答弁になってしまうんですけど、果たしてそんなことで公務を民間委託するということがいいことなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 労働局については先ほども少しお話をさせてもらいましたが、相談に行った際、私も随行させていただきましたけれども、基本的には個々の状況を相談していく部分に関しては相談を受けていただけると、個別の具体的なということだと思います。だから、丸っとこの仕様書を見てという話ではないということだというふうに認識しております。

最終的に示されたのは、現在の私どもが持つておる手引、そうしたところによって判断をしていくと。それに準拠していれば、それはそれで適正な請負契約だというようなところのお話を受けておりますので、市としましてもそうしたところをこうした手引等について準拠した形で進めていきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 法律にかかわる問題ですから、ちょっともう少し詳しくお聞きしますが、この労働者派遣請負を適正に行うためのガイドだと

か、地方公共団体の適正な請負委託事業推進のための手引きというのが国のほうから出されているわけで、そこを見ますと、やはり調理室の貸与だとか、機械の貸与だとか、あるいは材料の資材、ですからこの場合は食材になりますかね、その借り入れ、購入については別個の双務契約が必要だということで、請負契約とは別個の双務契約が必要だと書かれているんですけど、委託契約に包含して契約を結ぶということが本当に適法なのかどうかというのがちょっとわかりませんが、その辺の見解はいかがなんでしょうか。

(休 憩)

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 済みません。ちょっと先ほど包含と言ったことが問題かと思いますが、先ほどもお話しさせていただきましたように、施設については履行場所ということで指定するという形で、備品等については別で契約を行う、双務契約というか、契約を行うという形で考えているところですので、そういった整備でやらせていただきたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと一般質問の内容と絡んできちゃうので余りやりたくないんですけども、以前の答弁で備品・物品については無償貸与するというような話がありました。その理由としては、それを上乘せすると全体の契約料が上がってしまうからということなんですけれども、確かに岩倉市の条例は、物品については無償で貸し付けることが条例化されております。議会の議決を得ております。ただし、備品、行政財産については、その概念が欠落しているということで以前指摘したとおりです。そこら辺のことを考えると、本来は備品や公共スペースも含めて有償契約が基本だと思います。その有償契約分は全体の委託料に入ってくるんだということが正しいやり方だというふうに思いますけれども、そこら辺の無償貸与、それから有償契約の考え方を述べていただきたいというふうに思います。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 物品に対しては無償貸与ができるというような条例があるということですが、物品に関して、特に行政財産となる、いわゆる地方自治法上の固有財産のところにある従物の具体例ということですよ。その部分に関しては、これはいわゆる例規の関連書を出版されているようなところですが、そちらのほうで見ると自動電話交換施設とか受電施設、給水施設、自家発電、拡声装置、放送装置、エレベーター、冷暖房施設といったものが具体例として挙げられております。つまり施設と一体して備えられるような備品というんですか、物品であるというふうに考えておりますので、例えば調理器具、あるいは釜とか、そうしたものは備品であ

り、そしてそれも本市の財産規則でも具体例の分類例として記述がされているところであるというふうに考えております。

◎委員長（伊藤隆信君）　ほか、質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　議案第60号「平成27年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」についての反対討論を行います。

今回の補正予算は、保育園や市営住宅の修繕費など、市民の要望に応えるものも多く含まれていますが、次の3点の理由により反対いたします。

1点目に、総務費の戸籍住民基本台帳費の増額補正についてですが、これはマイナンバー制度を導入するためのものであるからであります。

個人情報保護条例の一部改正についての討論でも述べましたように、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。意図的に情報を盗み得る人間がおり、過去にも情報漏えいの事件が繰り返されてきました。また、一度漏れた情報は、流通売買され取り返しがつきません。情報が集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなります。今回のマイナンバー制度の導入でこのようリスクが高まるものと考えます。さらには市民への周知についても、新聞報道や周りの市民の状況を見ると、番号の管理の重要性が周知されているとは考えられません。

また、今回のマイナンバー制度につきましても、民間事業者も管理対策をとるということになっておりますが、この管理対策についても研修や啓発は行われているものの、さまざまな調査結果を見ますと、中小零細企業などではとても進んでいる状況であるとは考えられません。

このような状況なもとでマイナンバー制度を導入していくことは、個人情報保護の観点から大きな危険があると考えます。中止を求めるものですが、少なくとも導入を延期すべきではないでしょうか。

2点目に、民生費の送迎保育ステーションを開設準備事業費補助事業の増額補正についてであります。この事業の内容が明らかになる中で、ますます市の直営で実施すべきものではないかと考えるわけです。

市長のマニフェストによるこの事業につきましても、送迎業務と運転業務をそれぞれ民間委託するものでありまして、最も重要視しなければならない子どもたちの安全や発達保障に対する市の責任を本当に果たしていけることができるのか、この点について大きな疑問が残ります。

それから3点目に、学校給食センター給食調理、配送業務等の委託料の債務負担行為補正についてであります。

これは学校給食の民間委託を具体的に進めていくものであります。学校給食の安全は何よりも優先されなければならない、市は安全な学校給食を提供する法令上の責任を負っています。学校給食の民間委託が適正な請負となるためには、多くの要件を満たす必要があります。偽装請負にならないよう委託事業者が業務を丸投げしようとするれば、学校給食に関する法令に違反する事態が生じる危険性が高まります。

経費につきましても、この限度額では直営と余り変わらず、現在の調理員の人件費も含めると明らかに民間委託のほうが市全体の経費は高くなっていきます。こういった点により、議案第60号については反対いたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 続きまして、賛成討論をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 議案第60号「平成27年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」について、賛成討論を行います。

本議会に提出されました補正予算の内容は、小学校で放課後児童クラブを開設するための経費、公共施設やインフラの整備・補修に関する経費など、市民福祉の維持向上のために必要な予算であると考えます。

また、マイナンバー制度は、法律によりその実施が決められており、今回の補正予算に含まれる関連の経費も法律により市が行うこととされている事務を円滑に実施するために必要であると考えます。

そしてまた学校給食センター給食調理及び配送業務等委託料につきましても、できる限り新しい学校給食センターにおいて、委託による調理業務等を予定どおりスタートさせるための業者選定を円滑に実施することにおきまして、この時期に債務負担行為として追加をしておく必要があると考えます。

よって、議案第60号「平成27年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」に賛成をいたします。

◎委員（堀 巖君） 「平成27年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」に反対の立場で討論いたします。

ほかのものについては重要な予算がありますが、私が問題にしている議会との関与という意味で、雑入で受けるということは、料金を条例で規定しないということです。雑入というのは、名前のおりまず種々雑多なもの、変動するような額が不確定なものであります。最も重要な点は、例えば値上げなどの料金改定の場合、雑入では、議会の関与は新年度予算というのになります。この1つをもって議案全体を否決するというのは現実的ではなく、到底とられるものではありません。

条例でしっかり料金を規定するという意味では、それは単に細かい雑入だとか、使用料だとか、そういう細かいテクニク的な話ではなくて、議会の議決、関与の問題です。この事業は市の目玉事業でもあります。市民に対する情報公開度、透明度を含め、料金は条例で定めるべきだということで、この補正予算には反対をいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号「平成27年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手多数でございます。

採決の結果、議案第60号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

審議の途中でございますけど、ここで休憩したいと思っておりますけど、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 御異議なしと認めます。

1時10分より再開いたします。1時10分まで休憩いたします。お願いします。

(休 憩)

◎委員長（伊藤隆信君） 定刻が来ましたので、ただいまより始めさせていただきます。

始まる前に当局のほうから報告ということでもありますので、よろしく願いします。

◎総務部長（奥村邦夫君） 済みません、貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

実はきょう午前11時ごろにデマンド交通の1台が、予約されてみえる方の御自宅にお迎えに行き、家の前で車をとめるときに、バックしたときに電柱にちょっとぶつかったということで、自損事故でお客さんを乗せていない状況でしたけれども、車が少し破損したということで、運行については代車を持ってきて、運行は引き続き実施をさせていただいておりますが、少し事故があったという一報がございましたので、まずは御報告ということでお願いをいたします。

詳細については、まだ詳しいことは入ってきておりませんので、またわかり次第、御報告をさせていただくということでよろしく願いをいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 報告が終わりました。

それでは続いて、特別会計補正予算ということで入らせていただきます。

議案第61号「平成27年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入らせていただきます。質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第61号「平成27年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号「平成27年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第62号「平成27年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号「平成27年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、質疑に入ります。

質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑がないようですので、直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論ございませんので、直ちに採決に入ります。

議案第63号「平成27年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第63号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

職員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

引き続き、一般会計決算、議案第64号「平成26年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより一般会計歳入歳出決算書及び附属資料並びに主要施策の成果報告書についての審査に入ります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略いたしまして、これより質疑に入ります。

初めに歳出から入ります。歳出は原則として款ごととし、必要に応じては項目で進めさせていただきます。

それでは、一般会計の決算書及び附属資料の項でいきますと12ページから

14ページ、そして成果報告書は1から10の第1決算総括及び第2一般会計予算についてから入らせていただきます。

[発言する者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） ごめんなさい。決算書及び附属資料につきましては、98ページから112ページ、そして成果報告書は11ページから27ということで、款1議会費、そしてまた款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目5広報広聴費までの質疑を許します。

[発言する者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 御無礼いたしました。きょうお配りいたしました決算書の区分表に入らせていただきます。

決算書及び附属資料は12から14、一般会計予算成果報告書の項は1から10、第1決算総括及び第2一般会計決算でございます。

質疑を許します。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、続きまして、決算書及び附属資料の項は98ページから102ページでございます。款1議会費、項1議会費、目1議会費、成果報告書の項は11から13でございます。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑を終結いたします。

続きまして、決算書及び附属資料の102ページから108ページ。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目3秘書費、成果報告書は14ページから19ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（黒川 武君） 成果報告書17ページの職員研修事業につきまして、2点ほどお聞かせいただきたいと思えます。

職員研修事業は、市長が比較的力を入れている施策の一つではないかなあと思うんですね。その中でも特に職員の意識改革というところで、市長も努力はしていると思うんです。

それで、昨年度の職員の提案制度についてお聞きさせていただきますが、第4次総合計画によりますと、職員提案の応募数の目標指標は、平成27年度50件と設定されておりますが、26年度の提案数は25件と目標指標の半分の数字ではあります。これはどう評価するのか。提案しにくい職場風土があるのか、あるいはとても忙しくてそこまで手が回らない、そういう事情があるのか、そこら辺は皆目わかりませんが、執行機関におきましては、26年度

25件の提案数をどのように評価されるのか、お聞きいたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 職員提案制度についてでございますが、今、黒川委員がおっしゃられたように、昨年度は25件ということでした。

まずこちらの職員提案制度につきましては、大きく4つ目的がございます。1つは、市民サービスの向上を図る、また提案内容を市政に反映させるということでもあります。あとそれ以外では職員の意識改革、そして職員の自由な意見を集約するというようなところでございまして、今のところ25件ということでございますけれども、秘書企画課としては、特に職員から応募しにくいというような意見はいただいているという状況でございます。

提案しやすい方法は、これまで幾つか取り組んでおりまして、今行っているのは、提案された方の名前は公表しないだとか、年間を通じて随時募集をするだとか、また正規職員ではなくて再任用職員の方などからも提案できるようにするだとか、こういった取り組みをしているということでございます。

25件の数値につきましては、決して職員数がすれば多いというふうには考えてはいるところでもありますけれども、逆に25件でありますけれども、みずから課題を発見して解決策を提案するという職員の育成には、十分つながっているというふうに思っております。

また、今年度の決算とは違いますが、平成27年度の本日までの状況につきましては、昨年より少し多くなりまして、本日現在は54件の提案があるというような状況でございます。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

27年度につきましては54件ということで、目標指標を達成したと、そういった答弁も含まれていたかと思えます。

それで、形式的な質問ではなくもう少し具体的にお聞きしたいんですが、その25件の職員提案の中で、「特に優秀な提案2件が実施に向けて取り組むこととした」という記述がございますが、その2件につきましては、どのような提案内容であったのかということと、実際、取り組んだとしたら、その実施の効果というものはどうあらわれているのか、そこのお聞きしたいと思えます。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず昨年の特に優秀な提案とされた2件についてなんですけれども、まず1点目が、各種委員会の設置ということでございます。具体的には、職員で構成します風紀委員会だとか放送委員会だとか、こういったものを構成してはどうかというものでございました。

市では、いろいろ広報を使ったり、庁内のLANを使って情報の共有を図

ったりしておるわけなんですけれども、共有不足を感じるというような提案者の御意見でしたので、また職員の質、態度といいますか、そういったものもより一層向上してはどうかという提案でございましたので、それに向けた委員会をそれぞれつくってはどうかという提案でございました。

この提案に対する現在の状況ですが、いろいろ提案がありまして、設置可能な委員会からメンバー構成を含めて設置をし始めているという状況でございます。

2点目なんですけど、タクシー無線の災害時の利用提携というものでございました。

提案内容としましては、タクシーは24時間、市内いろんなところで走っているわけでございますので、そういったタクシー会社と災害時の利用提携を行って、災害物資の輸送であったり、災害情報の伝達、こういったものに活用できないだろうかという提案でございました。

この提案につきましては、現在、危機管理課のほうで取り組んでいただいておりますけれども、名鉄西部交通さんと犬山タクシーさん、こちらのほうと提携に向けた案を出して、今御意見を伺っている最中というふうに聞いている状況でございます。

職員提案につきましては、特に優秀な提案については実現に向けて取り組んでいくということを定めておりますので、これまでの優秀な提案についても同様に実施に向けて取り組んでいる最中でございます。

◎委員（堀 巖君） 16ページの組織・機構の関係でお尋ねします。

嘱託職員についてですけれども、以前も議会の中で質問があって、近隣市町を見ながら、内容は嘱託職員の任用に関する要綱というのがあります。その任用に関する要綱の中には、条例で規定しなければならない、自治法上は条例で規定すべき事項も要綱で規定されています。これについて質問があって、調査・研究いたしますというような内容で回答があったわけですが、これが条例で規定できない、進まない理由をちょっとお聞かせください。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 今、堀委員がおっしゃられましたように、今岩倉市では、報酬以外のところは嘱託に限っては要綱で定めているという状況でございます。

進まない理由でございますが、国のほうからは、臨時職員・嘱託職員について、任用のあり方等を再度徹底しなさいという通知が昨年いただいております。また、全国的に見て、最高裁の判決等も他市で出ているということは、少し遅いですが、認識をしているというところでございます。これまで進まない理由というのが、少しやってこられなかったというところであ

りますけれども、できるだけ速やかに条例整備等をできるように、現在努力をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） もう1点、今パート職員という話も出ましたけれども、パート職員についても、今は任用と雇用の違いというのは、きちんと整理をしていただいて、きちんとした例規の整備をお願いしたいということで意見として述べさせていただきます。

続いて、この組織・機構ですけれども、グループ制の問題です。グループ制についても庁内でアンケートをとったり、いろいろやっておみえですけれども、ほかの自治体ではグループ制から従来の主査、職制に合わせたそういうのに変えた自治体もございます。職員の大方の意見を聞くと、なかなか機能していないというのが現状であって、このグループ制についてもいつまでやられるのか、今後の見通しについてお聞きしたいというふうに思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） グループ制につきましては、今、係制に戻そうという考えはありません。グループ制のよさは、もともと係の枠を超えて課として対応していくというようなこと。職員の発表会でも税務課とか、全てのことがわかるように取り組んでいこうというような発表もしたところがあります。

今年度は来年度の採用に向けた職場のアンケートといたしますか、職員数の配置の計画も立てました。その中でグループ制のあり方について、グループごとの人数は割り振りしているんですけれども、やっぱりグループを超えての協力体制は、いずれにしても必要だというふうに思っておりますし、今のグループ制の効果は発揮できているものというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の107ページ、上のほうですけど、公務災害補償費についてお聞かせいただきたいと思います。

証書類の点検をしましたところ、公務災害に3人の方が遭われているということで、宿直員の方、交通指導員、それから都市整備課のパートということですが、その証書類からすると、どういう公務災害が起きたのかわからない状況であります。

やはり決算に当たって、議員としても議会としても、どのような公務災害があったのかということは把握すべきではないかというふうに思うわけですが、この辺の証書類の整備について、どのような考えを持っているのか。また、その災害の状況が個別にわかる必要はないもんですから、どんなような災害が公務災害になっているのか、こういう点について、わかればお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 今、木村委員がおっしゃられたのは、い

わゆる伝票についている書類で公務災害の内容がわからないという御質問だったかと思えます。

通常、帳票だと、お支払いだと請求書がついているわけですが、今回療養費の請求書が伝票についていたかと思えます。その中には、確かにいわゆる災害の内容まで具体的に書かれてはなくて、あくまでも請求金額のみということでもありますので、帳票としては問題ないのかなというふうに思っています。

あと、それ以外でどういった災害が起きたかというのは、別に支払い等の伺いの中で、決裁を起こして帳票を作成時に会計課には伺いをつけて出しておるといようなところでもあります。

また、公務災害の状況3件というふうにおっしゃられましたけれども、3件は、少し個別でどういったものかというのを御説明させていただいたほうがよろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 漠としたもので。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 3件のうち特に大きいものは、宿直員さんが夜間に庁舎内を循環された際に、通路が見にくかった関係で転倒をされて、左手首、肩等を大きく負傷されたということで、約1年ほど治癒までにかかったというものでございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

決算をやるに当たって、議会としてどういう公務災害があって、その原因が何なのか。また、その原因をなくすというか、災害を防止するためにやっぱり決算というのものもあるんじゃないかなと、私はちょっと考えるわけですけど、そういう点で、証書類には問題はないと思いますけど、では、決算書類審査のときに呼んで状況を聞くなんていうことが必要なのかなというふうに思いますが、そういうやり方をこれからとっていくということで、その点についてはよろしいでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 帳票の書類としては、発生した場合は従来どおりとさせていただきまして、あと報告につきましては、公務災害が発生した場合には、議長さんへの報告、こういったものを徹底してやっていきたいというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

要は再発防止に向けて、議会としてもどういう取り組みがされているか知りたいですし、議会としてもこういうことをやったらいいんじゃないかというような提案ができるものですから、そういう点で中身がわかるとよかったということなんですけど、今のところ秘書課として、この公務災害に対して

再発防止の措置というのはどのようにとられているのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） まずは担当課での検証かと思いますが、市の職員で組織する安全衛生委員会がございまして、ここで今年度、昨年に起きました公務災害を資料として提出しております。担当課としてどうしていくのか。安全衛生委員会の目的としては、やはり再発を防止していくというところに主眼が行くと思いますので、そういった確認を実施しております。

◎総務部長（奥村邦夫君） 公務災害ですけど、実は公務員の公務災害は制度が3つありまして、一般職員については、地方公務員災害補償基金というような補償法という法律があって、それに基づいて補償がされると。あと労災の関係の労災で補償がされる部分と、今ここで決算に上げさせていただいているのが、市の条例で規定をさせていただいている部分と、その3種類がありまして、今回決算で上げさせていただいているのは、条例適用で補償させていただいた分が3件ということでございます。

それで、今木村委員さんからの御指摘で議会のほうに報告ということについては、そういった公務災害補償基金ですとか労災の部分を含めて、やっぱり報告はしていかないと漏れてしまいますので、その3つの制度について、報告と再発防止についての報告をしていくというようなことで考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 2つほど質問させていただきます。

16ページの労働安全衛生関係のところの(2)のところ、施設巡視と職場巡視、合わせて28件の指導事項がありましたということで、それに関連して産業医という方が職場巡視したと思いますけど、産業医については、このところかわっていないか、どちらのお医者さんなのか、産業医だから産業の医者なのかということも含めまして、去年とことと同じような数字が指摘されたかどうか、それから指導しましたけれども、結果はどうだったか、質問いたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず1点目の産業医はどなたかということですが、ませきクリニックさんの院長先生でございます。

2点目の指摘の数ということで、25年度が32件、その前が23件という、毎年同数が指摘されているということでございます。

3点目の指摘をしたが、その後どうかということですが、委員会として指摘をした後に、担当課からその後どのように改善をしましたかという、改善をしますかも含めて回答をいただいております、簡単なものはすぐに対応しますけれども、例えば予算が伴うようなものは、予算の編成の際にということになるかということでございます。

◎委員（塚本秋雄君） 指導して、結果は指導をされたわけだから、完全に直っておるという解釈でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） そのように認識しております。そのようでございます。

◎委員（塚本秋雄君） 認識という答えはないと思いますけれども、そうだとだけ言っただけならば結構だと思います。

2つ目、3番目の被災自治体への支援関係。

昨年、議員4人で本人に会ってきました。だから、基本としては、訪問した結果、評価ができる取り組みかなと思っております。ただ、人選の方法、あるいは1人派遣されていますから、経費といえますか、岩倉市としての人件費総額はどのようになっていますか、お聞きいたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず1点目の人選方法につきましては、現在、愛知県市長会を通じて派遣をしております。被災自治体からこういった部署の方が欲しいという要望が出てまいります。岩倉市の場合は、岩沼市さんへこれまで派遣をしてきていた関係もございまして、岩沼市の要望と岩倉市の人材をマッチングさせて派遣をしているという状況でございます。

2点目の経費につきましては、岩倉市から毎月給料はその派遣職員に支払うということを行っておりますけれども、年度末に自治法上の派遣ということで、一括して被災地から負担額として100%いただいているというところでございます。

◎委員（塚本秋雄君） ということは、岩倉市からのお金は、普通の言葉で言うとなっていないということでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 細かい話ですと互助会費だとか、少しそういったものは一部除くところはありますけれども、基本的には出ていないというふうに思います。

◎委員（塚本秋雄君） 最後ですけど、岩倉市の定員管理上、どういう解釈をされていますでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 岩倉市では、定員管理計画といった長期的な計画は正直言って持っておりません。ただ、採用計画のところ、先ほども少し申し上げましたけど、各課から正規職員、嘱託職員がどれぐらい必要かという数字を推しはかりながら、来年度の採用計画、ひいては4月の定員管理計画として定めております。

◎副委員長（榎谷規子君） 職員研修の18ページにある安全運転講習会、市職員交通安全講習会にかかわることでお聞きします。

本会議でも3年に1回、全職員を対象にということで安全運転には力を入

れて研修をしているというお答えでしたが、パートの職員にも講習をぜひと思うわけですが、現状はどうでしょうか。市民の方々から、ちょっと荒い運転をされているパートの方だと思うんだけどというようなことを何回かお聞きしますが、どうでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） この交通安全運転講習につきましては、昨年度から実施させていただいています。委員御指摘のとおり、全職員を3年間で1度は受けていただくというような形で講習会を実施しております。

対象者といたしましては、正規職員については当然のこと、パート職員、再任用職員、嘱託職員についても対象としているということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） それでは続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費でございます。決算書は108ページから112ページ、成果報告書は20ページから27ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 少し何点かお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書20ページの事務管理費のうち、本会議でもお聞きしました特定個人情報保護評価についてお聞かせいただきたいと思います。

この特定個人情報保護評価というのをいつごろ行って公表したのかということなんですが、いろいろ新聞報道を見ますと、特定個人情報保護評価というのは、システム改修に着手する前の設計段階で行わなければならないとされていると思います。

しかし、総務省によりますと、ことし3月末までシステム改修を終えた市町村が1,661で、保護評価書を3月末までに公表した市町村が903ということで、758の自治体が手順が逆になっているのではないかという報道があったわけですが、こういう点については、岩倉市はきちんと法令どおり実施されたというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） マイナンバーの関係は、本来であれば、本部は秘書企画課ということになりますが、特定個人情報保護評価については行政課のほうで、個人情報という観点から進めたという経緯もありますので、私から回答させていただきます。

特定個人情報保護評価というのは、特定個人情報ファイルの保有、変更に当たって、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みということでございます。

評価の方法につきましては、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価という3種類ございますが、私どものほうで各課にこの評価をするに当たってヒアリングをして、ファイルを取り扱う件数というのを確認しましたところ、全ての事務で10万件以下だったということでございましたので、基礎項目評価を行ったということでございます。

委員がお尋ねになりました特定個人情報保護評価をいつ行ったかということでございますが、全部で16項目の事務について行っておりますけど、そのうちの1つの項目であります住民基本台帳に関する事務につきましては、2月19日に実施をして、若干手続のほうは1カ月ほどかかりましたが、3月31日に公表しているということでございます。

ほかの15の事務につきましては、4月17日に特定個人情報保護評価を行いまして、5月15日に公表したということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

住民基本台帳の関係が一番初めにシステム改修ということですので、それにきちんと間に合うように行ったということで理解しています。

それで、この特定個人情報保護評価については、基礎項目評価ということなものですから、どの程度までの点検が必要なのかなあというところはあるわけですけど、第三者点検といいますか、個人情報保護審議会だったかがあると思いますけど、そういうところの点検、できれば専門的な点検が必要だというふうに思いますが、第三者点検についてはどのような取り組みなんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 先ほども御説明させていただきましたが、私どもの場合は基礎項目評価を行ったということでございます。マイナンバー法の規定によって、基礎項目評価の場合は市長がみずから行い公表することになっておりますので、今回は第三者による評価は行っていないということでございますので、よろしく願いいたします。

なお、私どもに情報公開個人情報保護審査会というところもございますけれど、今回は特に報告等はしていないということでございます。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 国のそういう定めによつての取り組みだというふうに理解しますが、しかし、マイナンバーという新しい制度でさまざまな懸念が持たれている部分もあるというふうに思いますので、できれば第三者で点検をすべきではなかったのかなというふうに思います。任意であってもやるべきではないかなというふうに私は思います。

次の点に行きます。

デマンド交通事業です。25ページの関係で、デマンド交通については、さまざまな形で一般質問や特別委員会を開いていろいろお聞きしてきたわけですが、なかなか利用者については余り伸びないような状況があるというふうに思います。

それを改善しようと思うと大きな課題が横たわっているということは承知しているところではありますが、市民の声がこの間でも届いているものですから、少し紹介させていただいて状況をお聞きしたいと思います。1つ、乗り合いになっている状況というのが、どのくらいあるのかなあというところなんです。市民が走っているのを見ますと、やはり乗っている方が少なく、ほぼタクシーと同じような状況になっているのではないかという声も聞くわけですが、しかしながら、一定の朝の時間というのはすごく混んでいるのかなとも思うわけですが、そういう乗り合いの状況というものの何かデータといいますか、そういうものは何かつかんでいらっしゃるのでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 乗り合いの状況でございますけれども、ここ直近3カ月ぐらいを調べさせていただきますと、11%から13%のところまで推移をしているといったところでございます。

乗り合いの状況は余りないのではないかという御意見でございますけれども、市域がなかなか狭い等もありまして、乗り合う必要がなかなか少ないケースもあるのかなど。乗り合わないほうがより多くの方をお運びできるような可能性もあるというようなこともあるのではないかというふうに思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

11%から13%の、全体のそのぐらいのところは乗り合いの状態になっているという見方だと思うものですから、やはりそれだと少し少ないような気がいたします。

時間帯にもよると思いますけど、午前中なんかはかなり乗り合いの状況があるのかなというふうに思うんですけど、疑うわけじゃないですけど、きちんと拾えるのに予約について対応できなかったみたいなことというのは、果たしてないのかどうか。やはり乗り合いは2人、3人と乗っている状態が、30から50ぐらいあるのが普通じゃないかなというふうに私は思いますけど、それに比較すると非常に低いと思いますけど、市民がそういうのを見てそういう声を上げているのではないかと思いますけど、乗り合いの状況をもっとふやすような努力を事業者にお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） どのようにすると乗り合いの状況をふやせるかというところについて、なかなか研究が十分に至っていないということもありますけれども、その辺につきましても、何か手段を講じられればというところで、検討・研究をしていきたいというふうに思います。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。ぜひ何か方法があればお願いしたいというふうに思います。ゆとりの時間というか、回る時間帯の直線で行くよりも多少時間がかかるということを了承してやってもらっている事業ですので、できるだけその辺を使って乗り合いをふやすようにして、多くの市民が利用できるようお願いしたいと思います。

あと広報広聴費の27ページの点についてもお聞かせいただきたいと思いますが、本会議でも少し触れたんですけど、1つはほっと情報メールだとか、パブリックコメントの件数なんかをここに載せるべきだということをやったんですけど、本会議では件数について一応答弁がなかったもんですから、今わかりましたら26年度のほっと情報メールの登録者数、あるいはパブリックコメントの大ざっぱな数字でいいですけど、全体としてどんなような件数のパブリックコメントがあったのか、こういう点について、わかる範囲で少しお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（奥村邦夫君） 済みません。2款の初めのところで、私が本会議で委員会でお答えさせていただくとお約束をしまして、最初のところで説明をさせていただこうと思っていて、済みません、ちょっとこちらのほうで忘れておりました申しわけございませんでした。その部分については、今からですけど説明させていただきます。

◎協働推進課長（小松 浩君） まず本会議でもございましたほっと情報メールの登録状況等につきまして、御報告をさせていただきます。

こちらのほっと情報メールにつきましては、15のカテゴリーに分けて情報のアドレスを登録していただくものとなっております。

平成27年3月末現在、年度末になります。2,074アドレスの登録となっております。そして15のカテゴリーで延べ登録数が1万286というアドレスとなっております。また、送信実績につきましては、15のカテゴリーがございますが、これまで一番最も多かったのがイベント開催情報74を配信いたしまして、次に警報、地震、火災等の情報30回の配信をさせていただいておりますが、26年度合計297件の配信をさせていただいております。

それからパブリックコメントの件数でございますが、こちらのほうはあいち電子自治体推進協議会の簡易申請システムを利用させていただいており、実施させていただいたパブリックコメントの実績になりますが、合計で3件

ございました。実施したパブリックコメントにつきましては、新型インフルエンザ等対策行動計画についてのパブリックコメントが1件、それから子ども・子育て支援事業計画のほうのパブリックコメントが1件、それから障害福祉計画のほうでパブリックコメントが1件ということで、合計3件のパブリックコメントがあったということでございます。

ただし、新型インフルエンザにきたコメントにつきましては、内容が合致していなかったということで、意味不明な内容であったということで、パブリックコメントとしては採用はさせていただいていないという状況でございます。以上になります。

◎委員（木村冬樹君） いわゆるあいち電子自治体の部分は、後のほうのページにあるというふうに思いますが、パブリックコメントというのは、紙ベースでも出せたり、いろいろやり方があるんじゃないかというふうに思いますが、そういうのはカウントはとれていないんでしょうか。ないならいいです。ちょっと教えてください。

◎協働推進課長（小松 浩君） 今、御報告させていただいたパブリックコメントを実施した中には、手紙、郵送等はなかったという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

それから木村委員の御意見の中で、パブリックコメントにつきまして、主要施策の中に報告が広報広聴の中にないという御指摘でございますが、皆様御存じのとおり、現在、市民参加条例の策定に向けて作業をさせていただいている中ではございますが、その中にもパブリックコメントというのが市民参加の手続の一つとしてございます。

今後はパブリックコメントの件数等の御報告につきましては、できれば市民参加条例の中で少しさせていただくことも考えていきたいというふうに思っておりますが、どちらにいたしましても、パブリックコメントについては、まとめて御報告をさせていただくような形で記述してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 済みません。もう1点だけお願いします。

広報紙の関係でもお聞かせいただきたいと思いますが、広報紙につきましては、昨年度から、実は議会だよりを何かに織り込む形で経費を安くするという含めてやられた措置があるというふうに思います。広報紙のリニューアルが今度行われるということで、ここにはリニューアルについて検討されたという26年度の記載であります。広報紙のリニューアルについて、検討している状況もなかなか議会のほうには伝えられていなくて、やはり広報「いわくら」をリニューアルするのであれば、議会だよりのリニューアル

についても一緒に考えられたんじゃないかなあという思いがすごくあるわけですが、そういう点について、議会にもぜひ情報提供をしていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

◎協働推進課主査（兼松英知君） 議会だよりと広報「いわくら」につきましても、議会と執行機関がそれぞれの立場で発行するものと認識しております。発行理由や内容についてもそれぞれの役割が異なるため、歩調を合わせてリニューアルするという考えにはありませんでした。今後は議会だよりと広報「いわくら」の発行について、情報共有する必要がある場合は連携をとらせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 済みません。わかりました。

必要がある場合はと言われずに、議会だよりも常にリニューアルしたいというふうに議員の広報委員会のメンバーは思っていますので、ぜひそういう動きがある場合はタイアップして一緒に検討していただきたいというふうに思いますので、これは要望にとどめておきます。

◎委員（堀 巖君） 20ページの企画費をお聞きします。

実績評価シートの関係なんですけれども、従来からこの評価については外部評価について検討していくということだったと思います。やはり議会、委員会、決算の審査というのが重要な外部評価の一つじゃないかというふうに考えるわけです。そういった意味から、この評価シートを他の自治体ではインターネットに1事業ずつ公表している自治体もございます。岩倉市についても、ホームページの容量の問題もありますけれども、それができなければせめて議会のほうにもあらかじめというか、前もって評価シートを御提示いただけないでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 評価シートについては公表しております。ホームページ上に全て公表しております。議会の報告についても、昨年ちょっと遅くなりましたが、1月でしたか、全協か何かでお願いしたかと思っております。今回は9月の全協に総合計画の見直しのお話をさせていただこうと思っておりますので、評価シートについての概要についてはそのときに説明してもらおうという予定でおります。

◎委員（堀 巖君） 担当課がつくる細かい評価シートの件ですよね。それで全体的な分析については、何事業がA、B、C、Dというのがあったんですけれども、分厚いそういうのというのは個々に配られていますか。

◎総務部秘書企画課長（長谷川 忍君） 配付はしておりません。ただ、細かなシートについては、ホームページ上で見られるようにしてあります。

◎委員（堀 巖君） 失礼いたしました。

続いて、さっきのデマンドなんですけれども、従来から乗り合いについては地域公共交通会議の中でも乗り合い率という指標を用いて把握しておったと思うんですね。平均して1人しか乗っていなかった場合は1と、それを平均するとたしか1.2とか、そのぐらいの乗り合い率の数字だったというふうに思ったんですけれども、乗り合い率という数字だと、どのぐらいになるのでしょうか、今。

◎委員長（伊藤隆信君） 委員の皆さんにお諮りします。

ここで暫時休憩したいと思えますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 御異議なしと決めます。それでは20分まで休憩と、20分から始まりますので、よろしくお願ひします。休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど堀委員の質問に対して、当局のお答えからお願いいたします。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 先ほど堀委員からお尋ねがございました乗り合い率が従来1.2云々という部分につきましてですが、現在乗り合い率というのは使ってはおりません。先ほど申し上げました11から13%ぐらいの乗り合い率というものにつきましては、要するに30件バスを運行しますと、10%ぐらいとしますと、そのうち3人ぐらいは乗り合わせがあったというようなことで計算をさせていただいた結果となっておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 以前は、例えば2人乗っている、3人乗っている、4人乗っているというときがありますよね。それを時間帯に掛けて延べ時間数で割り返したのを乗り合い率と言っていて、今のだと2人乗っているとか3人乗っている最大7人乗れますよね。だから、そういうことが加味されなくて、ただ単に複数が乗っているという時間帯の確率というか、そういうふうですよ。だから、複数に乗ったときを出そうと思うと、システムのコミニクルが出てこない手計算がちょっと必要になってくるんで、それを計算したことがあって、それで1.2ぐらいだったかなという記憶です。だから、そういった分析も必要かなというふうには思います。意見です。

◎委員（塚本秋雄君） 2つほど質問いたします。

20ページの第4次岩倉市総合計画の中間見直しのために2,500人を対象に市民アンケートをしたと。その調査結果と、25年度に議会にも報告がありました。報告というか、報告会を実施されたということで、市民意向調査の結果を足して32年度の目標設定の検討を行いますと。いわゆる第4次の見直し、

そしてそのために市民意向調査と2,500人の市民アンケート調査をやられたわけです。市民意向調査については議会への報告があつて、2,500人はまだ議会には提示されていないんですけれども、それを含めて32年度の目標設定の検討を行いますということは、その結果について、議会に対する報告とか説明とか、今後の流れはどうなりますでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、塚本委員さんから御質問がありました総計の中間見直しに関してということで、市民アンケートというのを昨年度にやらせていただきました。2,500人対象ということで、1,478人の回答をいただきましたので、59.5%の回答率ということでございます。

その市民アンケートと、25年度に行いました市民意向調査の結果を用いまして、今中間見直しということで総合計画の各基本計画の各論のほうの見直しをさせていただいております、その指標で意向調査の一部とこの市民アンケートの結果を用いて、今見直し調査のほうに入らせていただいております。

その結果につきましては、今、総合計画審議会のほうをやらせていただいております、そこで検討のほうをさせていただいておりますが、大体案のほうは固まりつつありますので、今月の全員協議会でこちらのほうを御報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 2つ目の質問です。

27ページのまちづくりカレンダー、1万部作成し、24年度は9,500、今度は8,500、傾向で言うと減っていくような形ですけれども、傾向と対策をどう見ているか、お聞きいたします。

◎協働推進課主査（兼松英知君） 平成27年のカレンダーは、い〜わくんの岩倉めぐりをテーマに8,500部が配付されました。配布数が今回減少した原因につきましては、12月に市内で最大の配布数があるピアゴ岩倉店の改築のため、そこでの配布が依頼できなかったことが要因と分析しております。

現在はまちづくりカレンダーに災害場所や市の行事予定も掲載していることもありますので、市内に転入してきた方に御入り用があればお渡しをしたり、今でも必要があれば随時お渡しをしておりますので、配布について随時お渡しするような体制は整えておりますので、年度末よりは徐々に枚数は出る形となっております。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） ちょっとしゃべりが弱くなっていったような感じがしますけれども、27年度の決算でいいんで、参考までに現在まで27年度は何部出たか、数字を言われましたかね、今。言われてないですね。

◎協働推進課主査（兼松英知君） 言ってないです。

◎委員（塚本秋雄君） 言えますか。

◎協働推進課主査（兼松英知君） 集計はまだ今とっておりません。

◎委員（黒川 武君） 同じく27ページで、1つだけお聞かせください。4. 広聴であります。

ここのところで市民の声、私の提案というのが、26年度は314件あったと。25年度よりも約80件ほど増加をしているということで、市民の方の市政への関心が高まっているのかなあとも思われるんですが、その後、いずれも関係課と連携をとり、市政への反映に努めましたというふうなところで終わっておりますが、実際に具体的な施策へ反映されたものがあったのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

◎協働推進課主査（兼松英知君） 市民の声、私の提案につきましては、要綱に基づいて協働推進課広報情報グループで受け付けた後、市長まで供覧するとともに、各所管課へ写しを送付します。所管課は回答を作成し、庁議に諮った後、本人に回答することになります。所管課は回答の趣旨に沿って市政の運営の参考となるよう努めることとなっております。市民の声、私の提案がその後の市政に反映されたかどうかを協働推進課では把握していませんが、ほぼ個々の要望や苦情に関するものでありまして、対応できるものについては、速やかに対応されていると思っております。以上です。

◎委員（黒川 武君） ということは、特筆されたものはなかったというふうに捉えればいいですか。恐らく314件のうちの多くは苦情めいたもの、あるいは要望と。市政推進上要望で、それには担当課のほうでお答えができていたということで、具体的に何か、例えば市民共通の施策に提案としてすぐれたものがあって、それを採用して取り組んだという事例はないということでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 直接つながったものというのではないというふうに認識をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 同じく27ページの広聴のところでのタウンミーティングについてお聞かせいただきたく思います。

昨年度2行政区2団体の4回実施ということですが、これは申し込みがあれば市長を初め市の担当課が出向いて、その団体や行政区での申し出が必要なわけなんです、やはりハードルが高いのか、回数が少ないんじゃないかと思うんですが、やはり昨日も地元説明会の話でかなり議論をされたところですが、新しい事業や新しい住民とかかわる問題などをこちらから出向いて説明をしていく、地元の人たちの声を聞くという取り組みをもっと細かく

やっていく必要があるんじゃないかなあと思うわけなんです、このタウンミーティングの制度については、やはり団体、行政区が申し込みがあれば出向くという、この制度をこのまま続けていこうとされているのか、また別の取り組みなども考えておられるのか、お聞かせください。

◎協働推進課主査（兼松英知君） タウンミーティングの開催の手法につきまして、過去テーマがなく、懇談だけでも開催が可能に制度変更したり、対象自治会のほかに公益的団体や社会教育団体に拡大するなど、制度の変更も行っています。今後これらの手法のほかに、何かほかの手法があるのかというのを研究していきたいと思っております。

なお、今年度につきましては、副市長と各区長との意見交換会を開催した折に、直接区長さんや、区の役員さんにタウンミーティングの開催についてPRをさせていただいていることをつけ加えさせていただきます。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） もう1点、同じページの情報サロンにかかわってお伺いします。

26年度までは、決算でも情報サロンの中だと思っんですが、市民がいつでも自由に読める、来庁舎の人がいつでも読める新聞が置いてあって、決算書類でもさまざまな新聞店からの証書、書類が添付されていたわけですが、今年度その新聞がなくなったということで、お聞きすると図書館のほうに全ての新聞をきちんと充実させたということでありますが、やはり市役所の情報サロンの中に、1階のあの場に新聞がないというのは寂しい、やっぱりあそこに置くべきじゃないかという市民の声も多く聞くわけですが、どうでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） ことし4月から市役所の新聞の閲覧というのは、一定取りやめをさせていただいたということでございます。

経緯といたしましては、先ほど委員さんからもお話がございましたが、図書館と市役所の両方で閲覧サービスを行っていたということで、重複していたということでございます。

今回、経費をふやすことなく図書館で閲覧できる新聞の種類をふやし、さらには一部の新聞では数量をふやすというような形で図書館に一元化したということがございますので、よろしくお願いたします。

なお、市役所の魅力づくりにつきましては、ロビーコンサートであったりとか、市民ギャラリーといった形で引き続き続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 岩倉市域は狭いとはいえ、図書館と市役所はそうも離れていないですけども、やはり高齢になると市役所の周辺の人たち

は図書館が遠いし、市役所に何か用事があったとか、ほかの人と待ち合わせとかの時間のときに新聞が見られる。図書館だと本当に本を読みに行く、新聞を読みに行く、そういう情報を求めての目的の人が多のですが、市役所はほかの用事とあわせてとか、そういった場であるのに遠いということとね。だから、やはり各近隣の市役所などを見てもあるんじゃないかと思うんですが、もう一度市民の声を聞いて、新たに市役所の場所にとということも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今のところ、確かにやめた当初については、一定先ほどの市民の声とか、そういった形で、どうしてやめたんでしょうかというようにお声はいただいていたことはあります。ただ、今現在はそういったお声も、手紙というような形にはなるかと思いますが、ではいただけていないということもありますので、当面はこのような形で対応させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

近隣の調査につきましても、置いてないというところもございましたので、全てが一様に置いているということではなかったものですから、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） それでは続いて、款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費から目9交通安全防犯推進費でございます。決算書は112ページから122ページ、成果報告書は28ページから38ページまででございます。質疑を許します。お願いします。

◎委員（須藤智子君） 30ページの庁舎施設管理費についてお尋ねいたします。

下段に庁舎北側駐車場では、市役所に用がない方の無断駐車場や自転車駐輪場でない敷地内の無断駐車場をなくすため、定期的に職員を配置して整理に努めたと書いてありますが、これは来庁舎が全然駐車、駐輪できない状態になるのか、その状況をちょっと教えてください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらのほうで定期的に職員を配置してというのは、例えば朝、当直の職員が8時前から立って最寄りの駅へ行くような方について注意をしたりとか、または庁舎管理委員のほうを立てて注意をしたりとか、そういったようなことをさせていただいたということでございます。

来庁者が駐車、駐輪できない状況というのは、基本的にはないのかなあと考えておりますが、ちょっと車に関しては、最近ちょっと1日の中で一時

的なものだと思いますけれど、車が満杯になって職員のほうで交通整理をするというようなこともあるということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（須藤智子君） 庁舎に用事があって市民の方が車がとめられないという状況は、やはり改善していかなくちゃいけないと思いますので、何か解決策を考えているのか、お尋ねいたします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） さっき自転車のところでもお話ししましたが、車についても用がない方がとめて駅へ行くというようなことがないわけではないのかなあと考えています。

ただ、それに向けて、ちょっと現在の話になってしまいますが、朝午前10時、そして午後4時というようなところでナンバーを控えて、10時から4時までとまっているというような場合には、張り紙をするというような取り組みを2カ月ほど今させていただいておるというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

◎行政課長（中村定秋君） 少しつけ加えさせていただきます。

実はそういった駐車場が満杯になってしまって、本当に市役所に用事がある方がすぐにとめられないという状況が、今年度に入ってからたびたび起こるようになりました。

これは推測でございますが、今ピアゴが改築中でして、もしかしたらピアゴなんかは無断でとめていたような方が、市役所は無断にとめるようになったのではないかなというような推測もあるわけございまして、それで少し6月にナンバーを控えてチェックをさせていただいたという調査をしました。10時に1回、ナンバーをチェックして、そのときに大体平均で言うと50台ぐらいはもうとまっていたんですね、駐車場に。それで午後2時にもう一回ナンバーをチェックすると、50台のうちの大体2割ぐらいは、10時にとまっていた車が2時にもとまっていると。それでさらに午後4時に、しつこいんですけれども、もう一回チェックしました。そうすると朝10時にとまっていた車の1割は午後4時にもとまっているというようなことですので、駐車場で1割ぐらいは無断というか無用駐車場ですね。市役所に用がないのにとめている方がいたというような調査結果でございました。

それで、ナンバーをチェックしていますので、そういう常連の方がいるのかなあというふうに思いましたけれども、結構ばらけていましたので、特定の方がとめていたのではなくて、市役所はただでとめられるよという認識の方が物すごいたくさん。特にナンバーで言うと一宮ナンバーの方が半分ぐらい、そういうような状況でございました。

それで、長くなって申しわけないんですが、これを解決する方法としては、誰かが立って注意するという方法と、あとゲートをつけてやるという方法がありますが、誰かが立っているという方法にしますと、庁舎の駐車場ががらがらのときに物すごく無駄な経費を使っているように見えるんですね。それで今は、本会議でも多分部長のほうが答弁をしたと思うんですが、まだ決まっていますが、ゲートの設置ということが可能なのかどうかということについて、今検討を進めているという状況でございます。以上です。

◎委員（須藤智子君）　じゃあ検討していただきたいと思います。

別の質問ですけど、市民に親しまれる市役所ということで、聴覚障害者の方が庁舎へ来たときのための手話通訳の人は配置されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　平成26年度と、あと平成27年度は7月までということでしたが、手話通訳の方が火曜日と金曜日の午後、福祉課のほうで控えをさせていただいて対応していたということでございます。あいにくお見えになっていた方が7月末でおやめになっておりますので、今現在はちょっとないということで、8月15日号の広報で募集をかけているということでございますので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君）　成果報告書の31ページの本庁公用車管理事業についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、25年度と26年度の台数を比較すると、一般のガソリン車1000cc以上が1台減となっておりますが、これはどういうもので、この状態で十分なのかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　1000cc以上の車両が9台から8台に減っているということですが、こちらについては、昨年度中に4号車のADバンという車種がございましたけど、そちらがちょっと故障によって年度途中で廃車をしたということですので、1台減ということになっておりますので、よろしくお願いたします。

その代替の車両につきましては、今年度購入予定ということですので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君）　公用車のことでお聞きしますと、どうも運転席側の窓があかないというものが少しあるというふうにお聞きをしておりますが、こんなことは、もうすぐに修理されているんでしょうか。窓があかないというのは、もう絶対にだめだと思いますので、そういう点についてはいかがでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　委員御指摘のとおり2台ほどでございますが、

ちょっと窓があかないという状況がありまして、連絡を受けてすぐ対応をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） もう1点ですが、成果報告書の37ページの防犯灯の設置事業について、本会議でもお聞きしましたけど、ちょっとしつこいようですけど、もう1点だけ確認させてください。

しつこいようですけど、名草線から西側のことについてなんですけど、本会議の答弁では、区長さんや学校、PTAからの声を聞いて設置しているということではありますが、岩倉総合高校との協議というのは、この防犯灯の設置について何かやられているのかどうか。

私の子どもも岩倉総合高校も通っておったんですけども、非常に暗い中で危険な目に何度も遭いましたし、そういうところで、その後もどうなっているのかなということ時々見るわけですけど、暗い中、田んぼに突っ込んでいってしまったということなんかもお聞きしております。ですから、必要なところはつけていただきたいなあというふうに思いますし、一方では作物の影響もあるもんですから、その辺は配慮しなきゃいけないというふうに思いますが、ぜひ学校と協議して何らかの対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎危機管理課主査（早川高志君） 岩倉総合高校の東側の地域でございますが、高校の東門から出た東西の通りと、その1本南側の東西の通りにつきましては、防犯灯設置基準に基づく間隔で防犯灯が既に設置をされており、岩倉駅など学校から東側に向かって帰宅をする生徒のほとんどが、この防犯灯が設置をされている通りを通過して帰宅をしておると承知をしておるところでございます。

また、高校側との協議についてでございますが、昨年度高校の東側に岩倉中学校のPTA様からの要望により、2基ほど防犯灯を新たに設置しておりますが、このときとか、それから防犯ネットワーク会議の委員に岩倉総合高校の生徒指導の先生もなっていておられますので、そういった折などに防犯灯、それから防犯に関する意見等をお伺いして、防犯灯の適正な設置に努めておるところでございますが、特段、昨年度伺った中では、防犯灯の設置を新たに希望するような意見等はございませんでした。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） それでは続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目10交通災害共済費から目19諸費でございます。決算書は122ページから130ページ、成果報告書は39ページから48ページでございます。よろしく

お願いします。

質疑を許します。

◎委員（関戸郁文君） 成果報告書の43ページ、電子情報システム維持管理事業について御質問いたします。

契約の状況というところでネットワーク区分で4つの項目があるんですけども、これをもう少し細かく教えていただきたいんですが、いわゆるシステム数、業界用語で言うとアプリケーション数になるんですけど、これは幾つぐらいあるんでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） まずこちらにある行政情報系のネットワークにあるシステムでございますけれども、こちらのほうが財務会計のシステム、それからグループウェアのシステム、人事給与のシステムとなっております。

住民情報のシステムにつきましては、大きく分けるとW i z L I F EというシステムとR－S T A G Eというシステム、健康かるてというシステムとなっておりますけれども、さらに細かく言えば47のシステムが事務情報系としては動いているということでございます。戸籍につきましては、戸籍のシステムのみでございます。住基ネットにつきましても、住基ネットのみということになっております。大まかに申し上げてそれだけですね。総数という言い方ができませんけれども、それだけ稼働しているということになります。お願いします。

◎委員（関戸郁文君） それだけの多数のシステムを運用・管理していくに当たって、常駐のシステム要員というのはいるんでしょうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） メーカーさんとか、そういった委託業者からの常駐員はおりません。あとはパート職員を1人お願いしているということでございます。一応そちらのパート職員さんに関しては、専門的な知識があるパート職員ということで雇用をさせていただいております。以上です。

◎委員（関戸郁文君） ありがとうございます。

これだけのシステムをパートさん1人だけで運用するとなると、職員の方の負担がすごくあると思うんですが、職員さんの残業とか、そういうことの負担はそんなに起きていないでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 現在、こういった御報告させていただきましたシステム運用管理につきましては、グループ長を含めると正規職員3名、それから先ほど申し上げました専門知識を有しておりますパート職員1名を雇用させていただきまして、管理しているところでございます。

職員の実業につきましては、やはり今回のようなマイナンバー制度とか制

度改正等があった場合、あとシステムの改修等が必要な場合、どうしても残業で行うような作業が、どうしても時間外に発生してしまうことが多いものですから、負担はかなり行く場合もございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の129ページの防災対策費のうち、負担金補助及び交付金の防災対策用備品整備費補助金についてお聞かせいただきたいと思ひます。

決算書証書類を点検する中で、この補助金を使って各自主防災会が購入している防災備品がいろいろありました。12項目あったと思ひます。

それで最初の3つ目までは何を買ったかというのが表示があるわけですが、消火器だとか、あるいは防災倉庫ということであったわけですが、それ以降の9項目については、金額と、例えば稲荷町だとか下本町だとか、こういう町名が書いてあって、何を買ったかわからないような証書類になっているわけですが、もちろん申請に基づいて補助金を出しているものですから、不要なものはないというふうに思ひていますが、やはり証書類には何を買ったかというものは記載しておくべきではないかと思ひますが、その辺についての考えをお聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 今御指摘を受けまして、確かに昨年の帳票につきましては、そういった品目名が書いてありませんでしたので、今年度につきましては、その辺は直ささせていただいて、品目名を摘要欄に書くようにさせていただきたいというふうに思ひます。

◎委員（木村冬樹君） よろしくお願ひします。

それで、もう1点ですが、これは成果報告書の48ページの関係で、実は岩倉市議会として、先日、市民活動支援センターを通じて市民活動団体と意見交換会を行いました。大勢の参加があつて、市の職員も全大会以降残つていただひてお話を聞いていただひたということがあつたと思ひます。非常に中身の濃い充実した内容だったというふうに思ひておりますが、その中で出たものについて、私は司会をやつておりましたけど、9月議会に反映できるものはしたいというようなこともお話をさせていただいたものですから、僭越ですが、代表してお聞かせいただきたいと思ひますが、1つだけです。

全体としてまとまってこの問題については改善してほしいという意思を感じた問題で、市民活動団体がいろいろ活動をやつていく中で、会議室だとか企画を組んだときに会場を借りたりだとか、あるいは趣味のものでしたら練習するための会場、こういったものの会場の予約なんですけど、現行では、一般的には3カ月前予約というふうに言われていて予約をとつてやつていくわけなんですけど、なかなかそれでは、例えばこういうことをやるから参加して

ほしいというふうに市民周知をしようと思うと期間が短くてなかなか難しいというような話もありまして、この3カ月前予約というのを6カ月前ぐらいまで拡大してほしいという要望が強くなりました。こういう点について、現時点での市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 現在の市民プラザの利用申請につきましては、登録団体の場合、利用しようとする日の属する月の三月前の初日から予約ができるということで、最大4カ月近い期間はあるわけですがけれども、そんな中で早急に運用を変更するというところに、今のところ私どもとしては考えに至っておりませんが、ただ、毎月市民団体の方と意見交換をする場というのを私どもも設けさせていただいておいて、その中で忌憚のない話をさせていただいていますので、その中で議題として取り上げさせていただいて意向などを伺いながら、どのぐらいが適正なのかというあたりを見定めるということも含めて研究・検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） ヒューマンリンクシステム、余り聞きたくなんですが、先日も広報に募集が載っておりました。ここには機器更新等を踏まえた今後の運用計画について検討していくというふうに記述してありますけれども、先日、本当に久しぶりにログインして書き込んだわけですが、やはりずうっと少ないし、投稿もないわけで、今後どういうふうに、本当に本心はどうしていくつもりなんでしょうか。

◎協働推進課主査（兼松英知君） ヒューマンリンクシステムにつきまして、事業を開始した平成22年度から5年が経過しました。この事業は、ヒューマンリンクシステムの当初の目的である、自治体の枠にとらわれることなくインターネット上で登録者や閲覧者が広域的な行政の情報や地域の情報を得たり、登録者同士が交流したりして、人と人のつながりを深めながらより豊かな暮らしになるための一つの手段というのが目的でした。

現在では、スマートフォンやタブレット端末の発展や、事業者の無料の通信アプリが多く存在する状況でありまして、このヒューマンリンクシステム登録利用者数も、多機能で利便性にすぐれている無料通信アプリを利用するなどしていることが考えられていることから、既にその役割を果たしているというふうに感じています。また、現状のヒューマンリンクシステムを改修し、多機能で利便性にすぐれたアプリにすることは、費用対効果からも考えておりません。

よって、今後は国や連携自治体と調整などを行いながら、事業の終結も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 続いて46ページの防災の関係なんですが、市民の方とお話をすると、やはりまだ自助の意識が低いというふうに思います。今回、防災訓練が流れちゃったわけですけれども、そういった折に、やはり定期的に自助の意識向上みたいなどころの取り組みについて、今どのようにお考えなのかということと、いつも昼間の訓練が多いんですけども、やっぱり夜間の訓練だとか、多様な訓練についても考え方をお聞きしたいというふうに思います。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 総合防災訓練が流れてしまったということで、訓練自体がないという状況でいろいろな御意見をいただいております。

自助の向上につきましては、昨年度、私も1年経験をさせていただきました、いろんな場面を捉えまして、例えば児童館の母の会だとか、そういったところで人が集まるたびにお声かけをいただいて、ちょっと恐怖を植えつけるといいますか、非常に危機的な状況をお話ししまして、そういったところから自助はこういうことをしてくださいと。

ただ、自助についても、やってみても例えばたんすが倒れないような方策をしているけれども、じゃあちゃんとしたはりのところにやっているのかどうかとか、そういった点検みたいなのも非常に重要なことで、これは1回目の揺れで外れてしまうというか、そういったこともあるもんですから、そういうきめ細かい指導といいますか、そういったものもあわせていろんな機会を捉えてやっていくと。また、自主防災会の単体での訓練も残っているところもございますので、そういったところでも機会を捉えて自助の大切さというものをアピールさせていただいております。

また、多様な訓練ということにつきましてもおっしゃるとおりでして、その1つが、今どんどん拡充をしております学校区単位での合同防災訓練かなというふうに思っております。こういったものも捉えて、これは通常の総合防災訓練に加えて、要は避難所として機能する5つの小学校でこういったものが重要かというものを地区の住民の方にお知らせしていくといったことが趣旨になるかなあというふうに思っております。基本的には自主防災会主催の訓練ではございますが、そういった市からのサポートでもって、避難所運営の訓練というものに特化した訓練になっていっているのかなあというふうに思います。

言われるように夜間だとか、災害というのはいつ起こるかわかりませんので、そういったものについても、こういう優先順位があるもんですから、おいおいそういう機会を捉えて、こういったときはどうなのといったことは試行しながら、危機管理課全体で企画をしていきたいというふうに考えており

ます。

◎委員（堀 巖君） 48ページのところで、昨年度のところに65歳の集いという記述がありました。今回それがありません。これはなくなったんですか。今後の予定等についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 65歳の集いの記述が今回主要施策の成果報告からなくなっております。こちらのほうは不行き届きもございまして、開催したにもかかわらず載せることを、失念といっっては何ですけれども、去年と同じような内容でやらせていただいたということもあり、それ以上に述べたいことがあったということで、今回は割愛をさせていただきましたけれども、開催はさせていただいておりますし、ことしもまた開催をするということにさせていただいております。

ちなみに昨年の構成ですけれども、大体の概要ですが、26年11月23日日曜日に13時30分から16時まで、会場は総合体育文化センター多目的ホールで開催させていただきました。

第1部は、名古屋大学の教授の澤田 誠氏による「なぜ名前だけが出てこないのか」という講演、2部は交流会ということで、各市民活動団体23団体にお集まりいただいて、各ブースを開いていただいてそれぞれのPR等していただきながら、の舞台上では7団体が日ごろの活動を発表していただくというような構成でもって開催をさせていただきました。その結果、お越しいただいた方が89名ということになっています。そのほか参加団体23団体ということでございます。

開催後のアンケートにつきましては、市民活動に既に参加しているという方がそのうち10名、これをきっかけに参加したいと思われた方というのが31名ということで、このイベント自体の効果が非常にあって、市民活動をしていただく機会となっているというふうに感じておりますので、ぜひこれに甘んじることなく、内容を精査しながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎委員（堀 巖君） 今後の計画はどうなんですか。毎年やるんですか、これ。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 現在のところ継続をしていく予定でございます。

◎委員（堀 巖君） その関係で団塊の世代が一段落終わったところで、対象者の人数が減ってくるというふうに予想されるんですね。例えばまとめて年代を65歳だけじゃなくて募集をかけるとか、そういった考え方が何かあるようなないようなというのを聞いたことがあるんですけども、今の段階

では。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 65歳の方をお招きはしておりますけれども、65歳の方をきっかけに同伴というか、一緒にお越しいただくというのもオーケーですというのを去年からやらせていただいています。去年は同伴はお1人までということだったと思いますが、こしはさらに同伴の方をもっと複数名お越しいただいてもいいですよというようなことで、まだ計画の段階ですけれども、お誘い合わせをいただいで来ていただいで大丈夫というようなことで、この集いをちょっと広目の対象者として開催させていただきたいというふうにただいまのところ計画をしているところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） 私も48ページ、市民活動支援センター運営費の中の2つ目の項目ですね。市民活動支援センター機能の充実に向けた取り組みということで、市民活動団体、社会福祉協議会、市民活動支援センター及び担当課で検討会議を設置し、8回にわたる会議を開催したと。その検討状況について、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） ただいま御質問に上がりました機能充実の取り組みの1つといたしまして、活動団体と個人をつなげるための仕組みづくりについて研究・検討をする場として、まちづくりネットワーク円卓会議というのを合計8回、実施をさせていただきました。

この会議には、市民活動団体10団体と、社会福祉協議会の担当の方1名、それから私ども職員が行きまして検討をさせていただいておりますが、最終的には、本年6月から実施をさせていただいておりますまちづくりネットワークという仕組みの構築をここでしたといった形になっております。

この仕組みを構築する上では、ボランティアセンターとの調整が必要だったといったこともありまして、社会福祉協議会が職員をメンバーとして参加していただいで、その貴重な意見をいただきながらこのような制度を発足することができたといったこととございます。

今後もボランティア活動センターとは一定連携をしていく必要があるというふうに思っておりますので、その協働の関係や連携について研究をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎委員（黒川 武君） 大変僕はいいいことだと思ひますよね。支援センターに登録している団体でも、あるいはボランティアセンターに登録している団体でも、やっぱり重なっているところがあるんですね。今までそういうことがなかったわけですから、お互いがやっぱり協力、協働関係の立場になって、お互いが連携して進めていくということは大変重要なことだと思ひます

ので、今後ともぜひ続けていただきたいということをお願いして終わります。

◎委員（鈴木麻住君） 46ページの防災対策費について、ちょっとお伺いします。

3番の避難所生活の環境向上に向けてということですが、岩倉中学校下水道直結マンホールトイレを整備しましたということで、先般、どういふものかというものの説明を受けまして、避難用のブースとして5セットというんですか、5ブースというんですか、一応整備をされているということなんですけれども、非常に重要なことかなあと思いました。

しかしながら、東南海の災害に向けてということであれば、5ブースでは全然足りないと思うんですね。今、ほかにも整備されているのか、今後どういふふうに整備する予定なのか、ちょっとお聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） トイレにつきましては、マンホールトイレのほかに簡易トイレというのがありまして、それについて備蓄を進めておる状況です。それについては水がなくても使えますし、便座みたいなところに袋をはめて、そこに用を足して、薬剤でそれを固めて捨てるというものがありますので、そちらの整備でトイレについては不足がないようにしていきたいなというふうには思っております。

◎委員（鈴木麻住君） ということは、今の下水直結型のマンホールは、今後整備する予定は今のところはないという解釈ですか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） マンホールトイレにつきましては、小・中学校が下水道を接続する際に一緒に行わせていただいております。現段階でついているのが岩倉東小学校、それから岩倉南小学校、南部中学校、それから昨年工事をしました岩倉中学校という形になっております。

今度29年度になりますが、岩倉北小学校のほうで下水の接続がありますので、そのときにはあわせてマンホールトイレのほうを整備していきたいというふうに考えております。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） それでは続きまして、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費まででございます。決算書は130ページから146ページ、成果報告書は49ページから51ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の135ページのあたりで、広域滞納整理機構負担金の関係で広域滞納整理機構の状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

本会議でもお聞きしていますので、担当課のほうから直接ちょっとお聞きしたいなというふうに思っております、平成26年度ということ、もうこれ、4年、5年になってくるというふうに思いますけど、そういう中で、以前滞納100万円以上みたいな分から送付されていたのが、もはや50万円以下の分もそちらに移されているというような状況を本会議でお聞きさせていただきました。その辺の状況がどうなのかということと、機械的にそういう形で送るんじゃないしに、やっぱり市役所で十分対応できることもあるものですから、そういう対応をぜひお願いしたいということについての担当課としての考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

あと、差し押さえの件数なんかはもしわかれば教えていただきたいと思えます。

◎**税務課主査（小野 誠君）** 滞納整理機構への引き継ぎする選考のときなんですけれども、原則、市県民税の滞納がおおむね50万円を超える者という基準は当初から変わっておりませんが、過去の交渉記録等で、催告書、納付書等を送っても全く反応のない方や悪質な場合などに関しては、50万円をやや下回っても引き継ぐ場合がありますので、よろしくお願いたします。

あと差し押さえの件数に関しては、それは滞納整理機構の分でしょうか。それとも市全体の……。

◎**委員（木村冬樹君）** 市全体の分を教えてください。

◎**税務課主査（小野 誠君）** 市全体の差し押さえの件数なんですけれども、平成26年度では184件の差し押さえを実施しております。以上です。

◎**委員（木村冬樹君）** はい、わかりました。

市の職員、税務課の職員も非常に苦労しながら対応しているというふうには考えておりますし、そういうことは感じておるわけですけど、なかなか書類を送ってもそれに目を通さない、あるいは滞納をしていることの後ろめたさから避ける傾向にあるという滞納者の心理というのがやっぱりあるというふうに思うんですね。

ですから、滞納整理機構に送られてびっくりして税務課に問い合わせが来たりというケースも多いと思えますし、私たち市議員のところにそれで相談に来るケースもあるものですから、そういうのを見るとやはりもうちょっときちんと話し合っておけばよかったのになあと、その人にももちろんそういうふうには言うんですけど、そういうケースが見受けられるものから、十分やっていただいていると思えますけど、そういう滞納者の心理も見ただいて、粘り強く対応していただきたいというふうに思います。これは要望です。

もう1つ、これもわかればですけど、今、国税のほうですと換価の猶予制度というのが27年度から実施されているということで、来年度からは、今度は地方税についても、この換価の猶予制度が活用できるというような法改正がなされたというふうにお聞きしております。

納税について誠実な意思を有する納税者が所有する財産を換価——売却するということですけど——によって、その事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあるとき、またはその財産の換価を猶予することが換価することに比べて国税の徴収上有利であるとき、こういう2点について該当する場合は、売却するのを猶予できるというような制度があるそうです。これは来年度からですから、今年度中に換価の猶予の制度について条例化するだとか、そういうことというのは、今準備は進められていないんでしょうか。

◎**税務課長（岡本康弘君）** 木村委員から御指摘いただきましたとおり、税制改正にあわせまして猶予制度の見直しということで含まれてきております。国税に関しては一定考え方が示されておりますけれども、地方税に関しましては、条例で定めて担保の水準だとか、そここのところについて規定をさせていただくこととなりますけれども、現在、近隣市町村、それから県等の動向も踏まえまして、独自に定めるといいましても、岩倉だけが特殊な定め方ということもまずいものですから、状況を調べさせていただいて、12月議会で提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

◎**委員（木村冬樹君）** はい、わかりました。じゃあまたその辺は12月議会で検討したいというふうに思います。

最後に選挙費の関係で、決算書の138ページ以降のところ、各選挙が行われている中で備品購入が行われています。それで中身を見ますと、掃除機だとかプリンターだとか、パソコン関係のものももちろん多くありますし、中には投票用紙の読み取り分類機、専用制御コントローラーとか、これは非常に高額ですけど、あと卓上の紙折り機というようなものが買われているというふうに思います。

それで、要するに開票の効率をよくするというところで、職員の負担を軽くするということは本当に大事だというふうに思いますけど、こういう備品購入によって開票作業の効率化というのはどのように図られているのか。そういう点について、少しわかりましたらお聞かせください。

◎**行政課主幹（佐藤信次君）** 平成26年12月の衆議院議員選挙と27年2月の愛知県知事選挙、そちらでもって2回に分けて読み取り分類機を購入させて

いただいたということでございます。この読み取り分類機の能力が発揮されたというところで申し上げれば、やはり票を分類するということから、立候補者が多い選挙ということになりますので、市議会議員選挙ということになろうかと思えます。

今回の平成27年度の市議会議員選挙については、開票の終了時間が23時25分ということでございました。参考までに平成23年の4年前の市議会議員選挙は23時45分ということで、20分ほど短縮されたということになります。もちろん立候補者数、投票者数といったところで一律に能力だけということではございませんけれど、参議院選挙だとか市議会議員選挙とか、候補者数が多い選挙については、読み取り分類機も活用して開票作業を進めるのは有効かなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

◎委員（堀 巖君） 今の関連で、開票時間の短縮の目標値みたいなのところとか、もしそういう予定があれば教えてください。

◎行政課長（中村定秋君） 開票時間の短縮というのは、少し数年前にどっちかという各各市町が競争するような風潮がありました。

それで岩倉市も確かに選挙民の皆さんになるべく早く結果を知らせることがまず第一、それから職員の人件費を削減して経費を節減すると、そういった目的もあるわけですが、最近そういう風潮が余りにも強すぎて、例えばあれはどこでしたかね、新聞でも大きく報道されましたけれども、最終的に票が合わない白票を水増しして、無理やり終了させてしまったというような事例もございまして、総務省のほうからもスピードも大事だけれども、やっぱり正確性を第一にやりなさいということですので、余り目標ということにこだわらずに、なるべく早ければ早いほうがいいにこしたことはないんですが、やっぱり丁寧に正確にやるということを第一目標にしていきたいなあと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

◎委員（堀 巖君） 続きまして、50ページの戸籍住民基本台帳費なんですが、3行目に開庁時間内に来庁できない人のために日曜窓口を開いているというふうに記述があります。

私は、この日曜開庁についてはちょっと疑問がありまして、少なくとも電話予約による代行できるものの例えば住民票の発行であるとか、そういうことが多いと思うんですね。実績としては50回やって1,800人、1日30人という数字が出ていますが、本当に電話予約ができない人の実数、そしてその費用対効果みたいなのところで住民票を1枚発行するのに幾らかかっているかというところ。やはり少ない職員の中で振りかえ休日ということにしわ寄せが

来るわけですから、そこら辺の見きわめをしながら、どんどんサービスを広げればよいというふうには、私は思っていないんですが、そこら辺の分析をしているのかどうなのかというところをお聞かせください。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 分析等は、申しわけないですがしておりません。現在のところ、電話予約等の件数もありますし、日曜窓口の回数も開いておりますので、市民にとっては有効だと思って、こちらの市のほうは開催をさせていただいております。今後も継続していきたいと思っております。

今後また研究して、日曜開庁等、電話予約等、どのような方法がよいか検討して進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） ぜひお願いします。

コンビニ交付とか、いろんな人を使わずに土・日に発行する仕組みも広がっていますので、ぜひ費用対効果という見地からいろいろ模索をしていただきたい、研究していただきたいというふうに思います。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） 50ページの住民移動状況のところ、昨年増減の問題を、できたらその内訳で岩倉市の出生、死亡、転入・転出の増減の内訳を示していただけたらいいのではないかということに、早速ことし、ここを書かれていただいたことに非常に感謝します。そして、すぐ岩倉市広報の一番後ろのページには、必ず人口移動状況でこの出生、死亡、転入・転出が書かれて岩倉市の人口の動向がわかるということで有効だと。いつも見てちょっとふえたなとか、減ったなとか、微増・微減の状況がわかるなと思うんですけど、岩倉市は転入・転出が非常に多いなあといつも思うんですが、転入・転出の人たちというのは、やはり年齢的に働き盛りの若い人が多いんでしょうか。そこら辺は何かつかんでいることがありますか。わからなければまたでいいです。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ再開します。

◎総務部秘書企画課長（長谷川 忍君） 今、まち・ひと・しごと創生の総合戦略の中で人口ビジョンというのを検討しております。それを見ますと、転入は20代の方が多いと、転入超過という言い方が正しいんでしょうか。転出は30代後半と10代以下という傾向が続いております。

これを見ていただけるように、26年度は住民記録上は社会増、自然増に転じました。25年は自然増ではあったんですけど、社会減が続いておりましたけど、逆転してきて岩倉市としては喜ばしい傾向かなというふうに思ってお

ります。

要因は今アンケートも実施しておりまして、昨年、転入していかれてしまった方にアンケートを送って、どういう理由ですかということの回答をいただいで……。

〔発言する者あり〕

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 両方しております。転出された人、転入された方のこういった理由でという調査をしております。

少し見てみますと、やはりおうちを求めるときといった転出が大きいというのが多いのかなど。岩倉を選んでいただいたのは、交通の利便性というのがやっぱりポイントとして高くなっている。まだ回答が参っておりますので、きちっと分析ができておりませんが、そういった傾向でございます。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。また、いろんな分析がわかれば教えていただきたいと思います。

日曜市役所についてなんですが、私は日曜市役所になってよかったという市民の声を聞くんですが、もちろん職員にとっては負担で、職員の負担分、それだけの利用が多くないというのも思うんですが、私たちが昨年とったアンケートで、日曜日も市役所をあけてほしいという要望のアンケートがあったんですよ。あいているのにまだ知らないのと思ったんですが、その人のアンケートが無記名だったので、その方にお答えできなかったのが残念だったんですが、まだ日曜市役所、午前中はあいてますよ、こういう業務をしますよというのを知らない方がいらっしゃるということで、もっとアピールを、どんな形でもっとする必要があるのかなあと思うんですが、そこはどうお考えでしょうか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） 広報等の裏面には、毎回日曜窓口が「日曜日に開催しますよ」というのを載せておりますし、今年度から窓口のほうにも「日曜窓口開催」というプラカードとか、そういったものを置かせていただいで周知できるように、市民の方に市役所へ来たらわかるようにという形でとらせております。そこが26年度とちょっと変えさせてもらって周知をしたところでございますので、今後また検討して、市民に広報等を利用して周知して利用につなげたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎副委員長（榎谷規子君） 広報を見ない人もいる中で、ホームページには載っていますか。

◎市民窓口課主幹（富 邦也君） ホームページ等、知らせる方法はとらせていただいでおります。

◎副委員長（榎谷規子君） わかりやすく載せていただくようお願いしま

す。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、いいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） お諮りをいたします。

質疑の途中でございますけど、本日はこれをもって散会したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 御異議なしと認めます。本日はこれをもって散会
いたします。

次回は9月14日月曜日、10時より再開いたします。お疲れさまでした。

財務常任委員会（平成27年9月14日）

◎委員長（伊藤隆信君） おはようございます。

きょうは財務常任委員会ということで2日目でございますが、当局の皆さん、また議員の皆さん、出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより財務常任委員会を開催させていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

初めに、一般会計の議案第64号の平成26年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定を議題とさせていただきますけど、先週の引き続きからでございますが、先週、款2総務費、項2徴税費、項7災害救助費まででございますが、正式に閉じさせていただいておりませんので、ここでそこまで先週閉めさせていただきますまして、きょうは決算書の附属及び資料は146ページから166ページ、款でいいますと款3民生費、そして項1社会福祉費、そして目は目1社会福祉総務費から目7障害者医療費まででございます。成果報告書は52ページから69ページから審議をさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、当局お願いします。

◎健康福祉部長（森山 稔君） 皆様、おはようございます。

2款を終わりました3款の民生費に入る前に、本会議で少し宿題となっておりますところの健康相談を受けられた方の、その後医療機関の受診につながった人はということで、少し委員会で答弁をさせていただくということになっておりましたので、3款に入る前に担当課長のほうから報告をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

◎健康課長（原 咲子君） 臨床心理士によるところの健康相談ですけれども、平成26年度は21の方が利用されております。そのうち6の方に受診勧奨をしている状況です。よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。

では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉費総務費から目7障害者医療費の質疑を許します。お願いをいたします。

◎委員（相原俊一君） 成果報告書の54ページの臨時福祉給付金についてお尋ねします。

執行率が75.4、これというのは消費税が5%から8%に上がって云々と説明もあるんですけど、以前定額給付金という制度があって、そのときの執行率というのはかなり高かったと思うんですけど、これとの乖離というか差というのは、当局はどのようにお考えになっているのか。また、近隣の市町村

の執行率に比べるとどうなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課主査（小崎尚美君） 給付対象者が6,562人中、給付金をお支払いした方が5,938人で、624人の方にお受け取りいただけない状況になっております。給付金の周知については、広報等で9月1日、10月15日号の広報に掲載しましたが、未申請の方に対しては個別に10月と12月に勧奨の通知を送付して周知に努めました。ただ、1割弱の方がやはり受給されておられませんので、今回このような結果になってしまったんですが、他市との状況ということなんですけれども、なかなか同じような計算の方法をしているところがなくて、大口町さんのほうで給付対象者の方を出しているところがありまして、2,818人に対して支給者2,412人で、支給率が85.59%というところの数字はつかんでおります。

今回、ことしもまた臨時福祉給付金がありますので、支給率を上げるように同じように努力させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の53ページの地域福祉計画推進事業のところ、まずお聞かせください。

真ん中のあたりに、市民に活動を広く知ってもらうため広報部会を立ち上げ、広報紙「地域のチカラ」を発行というふうになっております。それで、この地域のチカラというものがどのようなものなのか、どのような内容でどのぐらいつくられているのかというところら辺を少し教えていただきたいと思います。

◎福祉課主査（大島富美君） 地域福祉計画推進委員会の中で、事業がより効果的に取り組めるような方法についてアドバイスをいただいたり、活動が市民に浸透していくようにPR方法について御意見をいただきました。その結果、岩倉福祉市民会議の4部会の代表2名が集まって、市民に活動を広く知ってもらうために岩倉福祉市民会議の活動紹介と一緒に活動をする仲間づくりを目指して、平成26年7月に広報部会を立ち上げました。同年11月には、広報紙「岩倉地域のチカラ」の創刊号を発行し、市内の各公共施設の窓口に配布したり、市民会議のメンバーの手によってふれ愛まつりや軽トラ市などのイベントで配布して、広く宣伝させていただいております。

今後も、第2弾発行に向けて準備を進めているところですので、さまざまな場面で積極的に活動を宣伝していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 活動内容を、こういう活動をしていますよというような報告のというふうに見させていただいてよろしいでしょうか。

◎福祉課主査（大島富美君） はい。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

◎福祉課主査（大島富美君） それから、部数のほうは500部。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次ですけど、成果報告書の58ページの関係です。決算書は157のあたりになります。この高齢者地域見守り事業の中で地域での支え合いを推進するための支え合いマップづくりの講座を開催ということで書いてあります。決算書、証書類を見ますと、2回埼玉県講師に来ていただいたのかなというふうに思いますが、この講演を受けて、それで支援を4回という形での証書類になっていたと思います。10万円掛ける4回という形です。これはどのような使われ方をして、どのような支え合いマップというものができたのか。これは予算のときにもお聞きしたと思います。住宅地図で見守りが必要な高齢者が把握できるような、そんなような説明があったというふうに思いますが、その辺、どういうものができ上がったかというのも含めて少し教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 昨年ですけれども、大山寺町、新柳町、大地町、石仏町の4地区でつくっております。地図、この各4地区の中で50世帯を選びまして、その中で支援が必要な方に丸をつけまして、その人とどういったつながり合いがあるかというつながりのある人を線で結びまして、その人がどのような支援を受けているかということを示しました。そこで、その線がいっぱい出ている人はいいんですけども、線のない人に関しては何か支援ができないかどうかということを確認するために支え合いマップづくりをいたしました。よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 大体イメージができましたけど、その埼玉県から来られた講師の方の、そういう実践をやっているのを講演を受けてという形になるのでしょうか。もう少しその辺も含めてお願ひいたします。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 失礼しました。

まず4回にわたってやっているんですが、初めの2回でざっとした流れをその講師の方に教えていただきまして、3回目のところでその講師の方が、まずその4地区の中の1地区をモデルケースで作成いたしました。それをもとに、ほかの3地区でマップをつくったという流れでありますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。ありがとうございます。

次ですけど、決算書の155ページの在宅福祉事業の中の扶助費で、高齢者賃貸住宅住みかえ助成金が執行されております。なかなか高齢者のいわゆる

優良賃貸住宅というものが岩倉団地のところしかなくて、そこに引っ越した場合ということだもんですから非常に限られているわけですけど、それが今回執行されているということで、何年かに1回はあるというような形で見えていますけど、この高齢者優良賃貸住宅というのがこれ以上ふえないのかなあというところを毎回いろいろお聞きしていますけど、なかなか難しいと、岩倉団地のほうももう整備をやめてしまっていますし、20年という期限が過ぎればそういう補助もなしになってしまうというような状況もあるというふうに思いますが、この高齢者優良賃貸住宅をふやしていくような取り組みだとか、あるいは岩倉団地に今あるものが20年過ぎた後もそのようなことで活用できるようにというようなことが必要ではないかなあというふうに思いますが、この問題について当局はどのようにお考えでしょうか。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 高齢者の賃貸住宅住みかえ助成金につきましては、ここ数年実績は少し少なく、25年度が1件、また26年度も1件という実績でございます。

今御質問にありましたように、岩倉団地のほうでもそういった拡大の取り組みがないということですが、高齢者の方がこれからどんどんふえていく中で、特に住みやすい住宅ということにつきましてはこれからの課題になっておると思っています。バリアフリーであるとか、また低所得の高齢者の方がふえる中で、そういった方が安心して住むことができる居住環境づくりとか、そういったことが大きな課題となっておりますので、少しまた今後研究をさせていただきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。団地のほうが20年という期限ということで、そういうようなことも聞いておりますので、ちょっとこの予算がどうなっていくのかというところがありますので、またその点については時期を見てお聞きいたしたいというふうに思います。

それで、最後ですけど、成果報告書の60ページの下段のふれあい広場施設管理費の関係でもお聞かせいただきたいと思っております。

第1ふれあい広場を老人クラブ連合会に管理を委託していると、施設の清掃等を委託しているということでもあります。それで、以前も窓口のほうに少し相談に行ったことがあるんですけど、あそこは子どもたちも使うし、もちろん高齢者も使いますが、老人クラブの行事があると駐車場にしてしまう関係で、非常に子どもたちが追いやられると、追い出されるというような状況が少し市民の間から苦情みたいなものが出ているんですけど、その辺の管理について、老人クラブ連合会のほうとどのような話し合いを行われているのか、また何かうまくすみ分ける方法がないのかなあというふうに思うんで

すけど、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 駐車場のほうに関しては、行事があるときに真ん中で、今トラロープに看板をつり下げた状態なんですけれども、駐車場として利用していただきますので御理解くださいというような看板をつけまして、駐車場の部分とそれ以外の公園で使える部分とわかるようにして駐車場として利用しております。

駐車場を使う内訳なんですけれども、大体使うのは年間46回ぐらいで、内訳としては老人クラブの会議をやっているのが年12回、老人クラブのカラオケサークルが月2回で年間24回、その他の老人クラブのイベントとかで利用しておるんですけれども、主に平日の午前中で利用しておりますので、お子様たちにはそこまで影響はないかとは思いますが、一応ここが使える範囲ですよということは明示して、十分注意して公園として利用できるように配慮しながらやっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 52ページの表にあります人権研修会参加者についてであります。

なぜ24年度から研修会をなくしてきたかということと、今国において人権擁護委員法があって人権擁護委員という制度があると思うんですけど、人権擁護法案あるいは人権保護法というのは上の法律があるのかどうかを含めまして、お答えいただきたいと思います。

◎福祉課長（丹羽 至君） 人権研修会が24年度から数字が入っていないということでございますけれども、24年度につきましては実施をする予定ではあったんですけれども、講師を検討する中で愛知県女性相談センターだとか県の人権推進室等に依頼をしたんですが、結果ちょっと調整がつかなくて開催ができなかったということでございました。25年度につきましては、市民窓口課のほうで総合体育文化センターのほうで人権朗読会というものを行いましたので、その関係で少し見合わせたということでございます。26年度についても開催はしていないんですけれども、これにつきましても少し調整ができなかったというところでございます。今年度については、少し人権に関する窓口、市民窓口課もございますので、少し連携しながら開催をしたいと考えております。

あと、国のほうの法律については、少し勉強不足ということもございまして、研究していきたいというふうに思っております。お願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 人権というのは、当然私は人権と平和はつながって、平和を求めるなら人権を大事にするということではないでしょうかと思っております。

かつて岩倉市においては、その窓口、差別の問題、いろんな問題においてあちこちの課にまたがっておったんですけど、今回は人権についての窓口は市民窓口課という今の答弁でよかったんでしょうか。

◎福祉課長（丹羽 至君） 人権擁護委員を持っている課につきましては市民窓口課というところでございますけれども、人権については高齢者、障害者、子ども、女性等を含めていろんな課にまたがりますので、そういったところでそれぞれが対応していくところだとは思っております。

◎委員（塚本秋雄君） いろんな問題、いじめの問題、高齢者の施設での問題等々あります。特に、人権の問題というのは市民生活の中で特によく起こることです。たとえ映画でも人権問題を扱ったのがたくさんあるかと思しますので、人権研修については取り組んでいただくことを申し上げておきます。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書67ページの地域生活支援事業、特に聴覚障害者の社会参加ということで、この間手話通訳の配置が岩倉市のいろんな行事にだんだんふえてきたのを非常にうれしく思っているところですが、2年前ぐらいに成人式にはまだ手話通訳を置いていなかったんですが、聴覚障害の人がいるということをつけていただき、昨年もしっかりと配置されましたが、手話通訳の配置があっても聴覚障害の方は見えないというときもあると思うんですが、やはり市民の住民に対する理解ということも含めて、あらゆる行事にやはり手話通訳の方を配置していくということが必要だと思うんですが、聴覚障害の人たちの要望なども聞いたりとか、こういう行事の中にどんな配置をとというような取り組みなんかは、どんなふうにされてきたんでしょうか。

◎福祉課主査（大島富美君） 聴覚障害者の社会参加、地域に住民に対する理解を目的に、平成23年度から防災訓練、市制記念式典、健康マラソン、新成人の集いなど、市の主な行事へ手話通訳、要約筆記について設置しております。平成26年度におきましては、8回の予算のところ、手話通訳に関しましては7回、要約筆記は5回派遣しております。

お話にありました手話通訳におきましては、全ての行事への設置につきましては、市内に手話通訳者が2名しかいないことから難しいと考えておりますが、市といたしましては聴覚障害者の団体や手話サークルなどからどういった行事に設置が必要なのかの声をお聞きしながら、できる限りの対応はしていきたいと考えております。

また、要約筆記におきましても、現代社会のストレスによる中途失聴症や高齢社会化による難聴者の増加などで、ますます要約筆記の必要性も高まる

ことと思われまゝ。今後も、市の行事に障害関係なく多くの市民の方が参加できるように手話通訳、要約筆記の行事派遣に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎副委員長（榑谷規子君） 8回の予算で7回だったということは、1回はどの行事になかったんでしょうか。また、理由がありましたか。

◎福祉課主査（大島富美君） こちらのほうは、要請がなかったのでつけていなかったということです。今後、要請がありましたらつけるようにしていきます。

◎委員（堀 巖君） 62ページの老人憩の家の関係なんですが、表が載っております。これを見て、対象者である60歳以上の率がちょっとよくわからなくて、ざっと見るとやっぱり近くの、南部であれば大地、南新町、稲荷あたりが多いのかなあとということで、やはり近辺の高齢者の方の場になりがちなんですけれども、そこら辺で、例えば今デマンド交通で利用されている方がふえているというふうにはお聞きしておりますが、そこら辺の考え方ですね。やはりバランスよく全ての方が最寄りのところ、または最寄りじゃなくてもいいんですけれども、行けるような、そういう工夫ということは考えられないものなんでしょうか。率で、どこら辺がどうだということもちょっと含めてお尋ねいたします。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） ごめんなさい、大変申しわけないのですが、率はちょっと出しておりませんで申しわけないんですけれども、多い地域は下本町とか西市とか大地町、稲荷、曾野の南新町、この地域は利用者が多いということになっておりますけれども、それ以外にも市内全域から、数は少ないんですけれども、南部地域にかかわらずさくらの家のあたりの方もこちらを利用されているということになっておりますので、今後いろんな方が少しでも多く利用できるようにことは検討していかねばいけないなとは思いますが、現状はこのような形になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） ぜひこの表の中にやっぱり率を入れていただいて、分析しやすいような形にさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

◎委員長（伊藤隆信君） 要望ですね。

ほか、ございませぬか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費を終結させていただきます。

続いて、款3 民生費、項1 社会福祉費、目8 子ども発達支援施設費から目11 多世代交流センター費でございます。決算書は166ページから172ページ、成果報告書におきましては70ページから75ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも少しお聞きしましたが、成果報告書73ページの脳ドック等検査事業についてお聞かせいただきたいと思います。

半年後に再検査という人が多いということでお聞きをさせていただきました。これは名古屋大学の先生も含めてそういう判断基準があるということだというふうに思います。受診間隔、一般的には毎年受ける必要はないということでもありますけど、本人や家族に既往歴がある場合は受診勧奨しているというようなことだというふうに思います。

それで、こういう半年後に再検査と出た人たちが本当に半年後に受診しているのかなあというところが心配なところです。本会議での答弁は、緊急性のある人についてはフォローしているけど、その他は本人に任せているということだもんですから、果たしてそういうことで大丈夫なのかなあというふうに思うわけです。

医療機関任せになっているもんだから、そういうふうにならざるを得ないのかなあというふうに思いますけど、やはり市が補助している事業で、これは市の事業だというふうに思います。国保の一般の方も含めて、きちんとしたフォローをすべきではないかなあというふうに思うんですけど、そういう点については市はどのようにお考えでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 半年後に再検査の結果も含めまして、異常なし、経過観察、その他の結果につきましては、人数としては市のほうに医療機関から報告をいただいておりますが、どの方がどういった結果ということは医療機関のほうからは市のほうに伝えられておりません。もしお知らせするとするならば、脳ドックの周知のときに医療機関への受診について、また必要な方は進んで受けてくださいというような周知方法があるかとは思いますが、今後の検討とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） 医療機関のほうにきちんとフォローするようという指導をすればいいんじゃないかなあというふうに思うんですけど、健診だとか健康診査も含めて、ドックだとかこういうので行って、経過観察までもかく、それ以上のものについてはきちんとやっぱりフォローをしていくということが医療機関に課せられた義務みたいなものだというふうに思うんですけど、ですからそれをきちんと医療機関のほうに伝えて、市が補助をし

ている事業でありますので、きちんとフォローをしてもらって、脳血管疾患などで亡くなる人が少しでも減らせるようなそういうフォローを、きちんと再検査を受けるだとか精密検査を受けるだとか、こういうところのフォローをやっぴりすべきではないかなあというふうに思うんですけど、ぜひ医療機関のほうとちょっと話をして、医療機関が緊急性があるというのと、その半年後に再検査というのはまたちょっと違うのかもしれないんですけど、医療機関が半年後に再検査をしろというふうに結果を出しているものを、半年後に再検査を受けていなかったら医療機関としてその本人に連絡するというのは普通にやることじゃないかなあというふうに思うんですけど、余り本人任せにすべきものじゃないかと思えますけど、その辺については医療機関とぜひ話し合っていたいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 医療機関とは今後もそういったことで話し合いはさせていただきますが、かかる病院につきましては御本人様の判断ということがございまして、委託先の病院で全ての方がすぐに検査をされるというわけではないものですから、その点も含めて話し合いを進めていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 74ページの多世代交流センターです。本会議でもお聞きしましたが、答弁の中ではちょっと答弁が薄い感じがしたんですが、実際行くと、子どもとおじいちゃんが将棋を指していたり、そういった交流の活動って結構あるんじゃないかというふうに思ったんですけども、答弁の中では通路で声かけしたりぐらいの話でしたけれども、そんなことないと思うんですが、もう1回ちょっとお尋ねいたします。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） まず、年間で幾つか行事がありまして、まず1つ目、さくらの家まつりというものを5月の終わりにやっております。昨年ですと5月31日の午前中にやっておるんですけども、これはい〜わくんを呼んで踊ったり歌ったりというもので交流するものとなっています。これは、子どもと大人とそれぞれ参加がありましたので、これも交流の一つということでさくらの家まつりを実施しております。

2つ目は、9月の敬老会の後に行っている臨時開館というものがあまして、こちらのほうでも昨年ですと大型紙芝居をやっております。こちらも、子どもも大人も参加がありましたので、ここでも交流活動はやられております。

あと、昨年もう1つ、学童保育ということで夏休み、7月22日から8月29日まで学童保育をさくらの家で実施してございましたので、こちらでも交流はできているのかなと思えます。

この3つを昨年は実施しておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 72ページの後期高齢者医療保健事業でありますけれども、受診の状況が出ておりますけれども、後期高齢者というのは75歳以上、例えば病気を持っておればかかりつけの医師、医院があると思ひますけれども、そういうところであればレントゲンあるいは血液検査というのは6カ月ごと、あるいは定期的な検査を受けておりますけれども、ここに出てくる対象者数はそういう人たちを除いた人の、かかりつけの医師のない人たちの受診者タイスウを目的に健康診断、診査をやつてほしいと思つているのかどうか、その受診率をどう評価していくかということをお尋ねいたします。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） こちらにございます対象者数につきましては、4月1日現在に後期高齢医療の被保険者数の数字となっております。健康診査の対象なんですけれども、こちらの目的が生活習慣病予防を対象としておりますので、日ごろ、毎月かかりつけのお医者さんに通つてみえる方とかにも受診していただきたいということで、被保険者数全員を対象としております。

受診率につきましては、昨年より若干下がつておりますが、周知に今後も努めて受診率の向上には努めてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） くどいようですけれども、もう1回ちょっとお尋ねします。

さっきの交流センターなんですけど、イベントの話を書きたかつたんではなくて、やはりその日常的な、ここに書いてある地域の子どもたちとの高齢者の交流が、さっきの将棋の話ではないですけれども、そういった考え方ですね、イベントで人数を稼いで交流しましたではなくて、日常的にどうあるべきかというところの考え方と現状と課題みたいところをお話しいただきたいと思ひます。

◎健康福祉部長（森山 稔君） 私、本会議でも答弁させていただいて、実態は勉強不足で申しわけないんですけど、先ほど堀議員が言われたような、私自身は将棋を指しているというか、学校がある時間帯でしか訪問してないもんですから、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、そういうことがあるのであればそれはいいことだというふうに思ひますし、7月から8月にかけて学童保育でさくらの家を利用しておるということになっておりますので、そこでは必ず何らかの交流というのはあります。そこで、将棋なのか何かちょっとわかりませんが、そこでは確実な1カ月ぐらいのところできちつとした交流ありますので、あとは平日の昼間ですと小さいお子さんを連れ

たお母さんと子どもさんが見えて、その中での交流が、自分の孫みたいなどころで話をされたというところはあるんですけど、実際一緒に何かをすることところまではちょっと把握していませんけど、せつかく多世代交流センターですので、少しその辺のところは、より交流が深まるようなことを何かできないか、一度研究はしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書の71ページにありますふれあいセンターの施設管理費について、お伺いします。

決算書は169ページになると思いますが、ここで外壁修繕調査委託料というのが計上されています。この71ページのほうには、老朽化に伴う外壁タイルの劣化等を調査するための外壁打診調査を行いましたというふうに説明書きがあるんですけども、このふれあいセンターは平成4年に建築されていると。つまり、築23年経過しているということになると思うんですけども、この外壁タイルの打診検査というのはどういうタイミングで行うようにしているのか、20年以上経過した建物を対象に行っているとか、何かそういう基準があるのかということをお聞かせ願いたいと。

それともう1点、その調査結果、どうだったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

◎福祉課主査（大島富美君） こちらの平成25年度にふれあいセンターの外壁の一部が落下したためです。平成5年3月竣工で20年以上もたっている古い建物のため、平成26年度に外壁タイルの浮きや亀裂及びシーリングの劣化などの全面打診調査を行いました。引き続き平成27年度には、その全面打診調査を行った結果の外壁改修工事に進んでおります。

◎委員（鈴木麻住君） 今、外壁の落下があったということで、20年過ぎると多分そういうこともあるんでしょうねということですけども、僕がちょっとお聞きしたかったのは、その落下があったからやるということではなくて、何か基準があるのかどうか。そういう20年たったらやらなきゃいけないよとか。

その打診調査のときに、建築物って防水が10年の保証はあるんですけども、屋上防水だとか外壁のサッシ回りのコーキングだとか、そういうのもついでに当然補修するというのが通例ですけども、その辺はどういうふうに考えられているのか教えてください。

◎委員長（伊藤隆信君） ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎建設部長（西垣正則君） 公共施設全般でございますが、現在、公共施設の総合管理計画というのを策定中でございます。今年度につきましては白書という形で当面上げます。将来的には、各施設をこの先長く使っていくというような形になりますので、その中で長寿命化計画を策定して今後の定期的な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

◎副委員長（榎谷規子君） 70ページの子ども発達支援施設について、お聞かせいただきたいと思っております。

こここのところ、おおむね20人という定員のところがもうずうっと20人ということなんですが、やはりこここのところ発達の気になる子どもさんがふえているという状況の中で、去年かおととしからか、相談や療育の体験の場としてということでプレあゆみ教室というのを始めたということで、この子どもたちがあゆみの待機児童じゃないかなあと私思っているんですが、このプレあゆみ教室が延べ67人とあるんですが、実数は何人いらっしゃるんでしょうか。延べで67人という記述なんです、その子どもたちの今のプレあゆみの状態でいいのか、このおおむね20人の定員をどう見るのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） プレあゆみに関しましては、延べとして年間で67人というふうに記述をさせていただいております。この実人数については20人ということになっております。

今御指摘がありましたように、待機というよりも、こうした方たち、体験的ということで通園回数も通常の在園児よりは少ない形でいらっしゃる、あるいは保護者の方がそうした様子を見にいらっしゃるということもありますので、現在のところはこれで対応できているというふうに考えております。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、終結させていただきます。

それでは、続きまして款3 民生費、項2 児童福祉費でございます。決算書は172ページから198ページ、成果報告書は76ページから99ページまででございます。

質疑を許します。

◎委員（梅村 均君） 成果報告書76ページのファミリー・サポート事業でお尋ねいたします。

この事業の利用料で、1人1時間700円ですとか800円という事業であります、このお金の受け取り、支払いの記述が見当たらなかったのですが、どのようなふうなやりとりになっているのでしょうか、教えてください。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） ファミリーサポートの利用料なんですけど、会員さん同士のやりとりということで実際に行っていていただきます。以上です。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

それで、参考までに少し内容もお聞きしたいんですけども、記述のところで保育園送迎とか学童保育の送迎もやられているということで書かれておりました。そのほか、手助けの内容としてどういったものがあるか、例えば病児を預かることもあるのか、そのあたり少し手助け内容をお聞かせください。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） ファミリーサポートの送迎に関してですが、ファミリーサポートの利用件数というのが年間238件ありました。その中の保育園送迎は166件ありまして、その後お迎えに行ってからそのまま預かるというのが10件あります。それから、学童保育の送迎は19件ありまして、その後そのまま預かるというのが4件ありました。あとは、保育園に迎えに行ってお稽古事に送り届けるというのも事業の中にはありました。

それから、病気の子のお預かりなんですけれども、やっぱり医療的配慮というのが必要になってきますので、現状としてはお預かりしていないというのが現状です。

以上です。よろしくをお願いします。

◎委員（須藤智子君） 77ページの病児保育事業についてお尋ねいたします。

保護者が安心して働くことができる環境づくりのために、医療機関の協力を得てゼロ歳から小学校3年生までの児童を預かる病児保育事業を行っていただいておりますが、利用状況を見ても年々減ってきている状況であります。保育園父母の会の請願では、昨年、ことしと病児保育の要望が出ております。当局としては、親が安心して働けるようにと手厚い配慮をしてみえますが、ことしも要望が出ています。当局として、年々減っている状況をどのように考えているのかお尋ねいたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 確かに病児保育の利用者数から比べると、昨年、一昨年から見ると減ってきているというのが事実であります。ただ、その原因がどこにあるかというのは少し把握し切れておりませんが、ただ風邪のはやり方というんですかね、そういうのも背景にあるのかなあとということで、学級閉鎖数を見ても24年度が15クラス、25年度が11クラス、26年度が8クラスと、これに合った、病児保育の利用者数と比例したような形で学級閉鎖数も減少しておりますので、そういったところがあるのかなあとと思いますが、そこら辺も確実な裏づけはとれておりませんが、そう

いった状況にはあるということでもあります。

先日の要望、請願の際にも病児保育のお話をさせていただきましたが、ただそうしたピークというのをどこに捉えるかというのは、施設のキャパシティーとピークをどこですり合わせるかというのは非常に大きな課題だと思っています。そこら辺のところもありますので、現状のところに対応していきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

◎委員（須藤智子君） 父母の会の保護者の方たちと話し合いがあると思いますが、そのときに利用状況とかを説明されているんでしょうか、お尋ねいたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） ことしも、毎年1回は父母の会のお話し合いをさせていただいておりますが、確かにここ数年病児保育の話は毎回出てきます。私のほうも年間の利用実績、述べ人数とあるいは平均といったところの数值はその都度お話をさせていただいて、先日あたりの請願のときと同じような形のお話をさせてきていただいているところであります。

◎副委員長（榎谷規子君） 今の病児保育の話ですけど、水曜日が休みになったのは去年から、おととしからでしたか、そのことが大きな影響なんじゃないでしょうか。ちょうど中日が休み。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 水曜日が休止になったのは、たしか平成22年度からだったというふうに記憶しております。

◎副委員長（榎谷規子君） じゃあ、水曜日のことは余りあれなのかなあと思います。

成果報告書80ページの子育て世帯の臨時特例給付金並びに子育て支援減税手当支給事業について、お聞かせいただきたく思います。

証書類審査の中で、本当にこの2つの項目がとてもページ数を割いていて、本当に大変な事業がふえたんだなあというのを改めて思うんですが、本当に国は消費税を引き上げておいて、その分が大変だからといって国で上のほうの臨時給付金を県からということで子育て支援の減税手当をということで、本当に自治体に仕事をどんどんふやすばかりの施策に、証書類審査で余りにもページ数が多い中で、国に対しての怒りが非常にますます湧いてきたんですが、この事務事業の中で、国からと県からのと、人は全くイコールじゃないですよ。その見きわめはいろいろ事務事業で大変だったんじゃないかなあと思いながら、その事業の状況はパートさんをふやしたりとか正規職員が残業分とか、委託にした分とか、そこら辺はどんな状況で進められたんでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） この子育て世帯臨時特例給付金と、あと子育て支援減税手当支給事業、こちらは県のほうですけれども、当時介護福祉課のほうで行っていただきました臨時福祉給付金と3つをセットにするような形で、同時的にある程度事務の準備あるいは執行を行ってきたというところであります。特に、この児童家庭課で行ってありました子育て世帯臨時特例給付金と子育て支援減税手当というのは、対象もほぼ同一になる、若干違いますが、子育て支援減税手当のほうは、県の事業のほうは臨時福祉給付金の対象者の方も支給をするということで若干異なってはきますが、事務的にいえばほぼ同一に進めてきたということであります。

それに当たっては、コールセンターとかそうした部分もお願いしながら、あるいは委託もしながら、また必要に応じてパート職員、これは臨時福祉給付金のほうとも一緒に進めていく形になりましたが、必要に応じてパート職員等の雇用もしながら適切な支給事務に努めてきたところであります。

◎副委員長（榎谷規子君） 国の施策で仕方がないんですが、こういう現金給付よりは私は1万円ずつの支給が給食費にとか、給食費を無料に充てるとか、そういう現物給付のほうが本当に子どもたちにとって、親たちにとって、自治体の作業にとっても本当にいいんじゃないかなあというふうに思うんですが、そういう市の施策として、この1万円の現金給付をそういう現物給付に変えていくという政策みたいなことは独自にはできないんですかね。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） この2本の支給事業に関していえば、本市で決めるわけではなく、国の支給要綱、あるいは県の支給要綱等のとって行ったものでありますので、そうした形にするのは困難だと考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 85ページの保育事業費、特に3歳未満児のことなんですけれども、待機児童の関係で関東のほうで新聞記事も載りました。26年度についてちょっとお聞きしますけれども、3歳未満児の1人保育園に預けておいて、次の2人目の子がおなかにできた。仕事に行っておったけど休んだ。休むと家におる。家におるならば保育園に預けている子を一緒に自宅に戻す、それは26年度に岩倉市はあったかどうかということと、それは国基準で帰しなさいとなっているのか、市で選択できることなのかをお尋ねいたします。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 26年度の2歳児で、下のお子さんがお生まれになって、育児休暇を取得して退園された方があったかどうかということについては、実際そういった事由で退園された方というのはいらっしゃいました。

◎委員（塚本秋雄君） それは国基準でやったのか、市の選択肢の中で帰らせたのか。そのまま保育園に預けていく制度に、岩倉市としては考えているのかどうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 昨年度まで、いわゆる旧制度と言っているのかわかりませんが、ことしからは新制度に入っておるので、昨年度までは育児休暇、育児休業は保育の実施基準には入っていませんでした。ただ要綱上、定員にあきがある場合は、2歳児以上の場合は自由契約という形で入園ができる場合もありました。ただ、実際問題として、2歳はかなり定員もいっぱいな状況ですので、その段階でさらに受け入れをしていくということはなかなか困難なのが実情で、通常ですと3歳ぐらいからやはり育児による自由契約という形のが結構な数、お子さんがいらっしゃいます。

ただ、新制度の中では、特にその新制度を検討していく国の子ども・子育て会議の中でも、そうした中でお子さんの継続的な利用を図ることによって、お子さんの健やかな発達をとというような意見もあって、新制度の中では育児休業も保育の要件にというんですかね、形になるよう明記されてきました。本市もこれにあわせて、2歳児以上については特に退園のルールは新制度ではつくっていないということになっておりますが、今の段階で、今年度に入ってから新制度の中でいけば、その点に関しては退園をされた方はいらっしゃらないということです。お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 26年度までは、そういう国の基準であえて保育園にいたけれども戻したと、家庭へ戻したと、それがあったということですが、何件あったかということを知りたいです。過去も含めて何件あったかも知りたいです。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 実際そういった方があったかどうかということは、あったということはお答えできるんですが、正確な数としては何件と申し上げられないので、後から報告するようにいたします。

◎委員（塚本秋雄君） その数字は当然知っておるべきだと私は思っていますし、あったことは私も知っています、本人から聞いていますから。ただ、ことしからはもうあり得んということによろしいのでしょうか。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 育児休業を取得した場合でも、継続的に保育が必要というふうになった場合は、2歳児以上としては平成27年度からは在園できる要件のほうに入っております。ただ、保護者の方がおうちにいるので退園されますと希望される場合もありますので、自主的に退園される方もありますし、そのまま継続したいということで続けられる方もあります。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 当然、希望される方とそのままおるということは当たり前のことだから、それは答弁要りません。要は、市のほうから家で面倒を見られるはずだから退園させますと言ったかどうかだけを確認したかったです。27年度からはないということによろしいでしょうか。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 27年度からは、そうした形での退園のルールというものは出ませんが、ただ非常に難しい話ではありますけれども、その他の優先、保育の入園の優先度というのがありますので、そこら辺は一定ほかの方とも考慮も必要になってくるのではないかというふうには思っております。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞きします。成果報告書の92ページで、決算書は193ページの関係です。母子福祉費についてお聞かせいただきたいと思えます。

母子家庭等日常生活支援員派遣委託料、あるいは母子生活支援施設助産施設措置費、こういったものが毎年一定数あるわけではありますが、母子自立支援給付金の対象がどうなのかなあというふうに思えます。1人に支給したというふうに成果報告書になっていきますけど、過去はかなり多く支給していた、平成22年度とか23年度のあたりはあったというふうに思うんですが、この対象者はいないという認識なのかどうか、あるいは周知が問題なのか、こういった点について担当課はどのように見ているんでしょうか。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 母子家庭等日常生活支援事業ということでいけば、自立支援のほうでしたっけ、申しわけありません。

その点に関して言えば、確かに以前は高等技能とか、あるいは教育訓練給付金というのを一定数出させていただいておりますが、最近ここ数年は件数も減ってきておるところであります。一定、母子自立支援員のほうで面接をしながら、そうした紹介も行っているところではありますが、なかなか実際の就学あるいは給付につながっていないというのが実情なのかと思えます。今後、さらに窓口等でそうした案内等もしていきながら、制度の活用というところでも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。だから、対象者の掘り起こしがまだ不十分というような状況なのかということなんですけれども、聞きたいのは。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 申しわけありませんでした。

掘り起こしというんですかね、これ実際には通常、これまでもですけれども、窓口でひとり親家庭の御相談をされるときにそうした形につながっていくというのが通常の流れだと思っております。そういう意味では、そちらの

母子自立支援員については、現在も2名の嘱託職員を雇用してきめ細やかな対応をさせていただいておりますので、そこら辺の最初の入り口が狭くなっていることはないというふうに考えておりますので、お願いします。

◎委員（黒川 武君） 97ページ、細かいところで申しわけございません。児童遊園施設管理費で、文章の中に児童遊園の設置状況とあるんだけど、その設置状況の表はないんですよね。25年度は設置状況の表があるんです。それで、この表というのは施設名とか住所とか面積とか開設年月日とか、毎年同じようなものを25年度までつけていたもので、僕は表としては余り意味がないなあと思っはいるんです。

今回、その表は外したのはいいんだけど、文中の中のその児童遊園の設置状況という言葉だけが残っちゃったものだから、これは取り忘れたということよろしいですか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 申しわけありません、その点を取り忘れたということです。今後、次回以降は文章の精査もきちんとしていきたいと思っておりますので、お願いします。

◎委員（黒川 武君） じゃあ、確認で、次回以降もこの設置状況の表はもうつけないということよろしいですね。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 最初の御質問にありましたように、それぞれの施設の場所とか面積等については毎年変わるものではそれほどないものですから、他の施設も見ながら今回改めて外させていただいたものがありますので、今後も、異動があれば別ですけれども、一覧表的な形としては掲載していかないというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

◎委員（梅村 均君） 決算書のほうで191ページの一番上に児童館運営委員会委員報酬の掲載がございます。それで、証書類のほうをいろいろ見させていただいた中で、運営委員の構成が男1名、女性が9名というふうに見えたんですが、平成27年、今年度の状況はどのようになっていますか、教えてください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 児童館の運営委員会の構成なんですけれども、市内小学校校長代表1名、民生委員児童委員代表1名、主任児童委員代表2名、岩倉市子ども会連絡協議会代表1名、岩倉市児童館学童保育父母の会連絡会の代表1名、母親クラブ代表1名、実識経験者4名となって11名となっております。その中の男性は2名、女性は9名となっております。

◎委員（梅村 均君） 失礼しました、男性2名いらっしゃるということでございました。それにしても女性の割合が多いなあと思うところでございま

す。それで、今後、男性・女性のこともありますし、あと年代的なこともあると思いますが、中高生の居場所になっていくのではないかということも踏まえますと、こういった委員構成においては現状このようで問題がないのか、もしくは何か考えていくことがあるのか、その辺ちょっとお考えがありましたらお聞かせください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 済みません、10人の支出にしましては、市内の小中学校校長、校長先生には支出されておられませんので、決算上は10名の委員となっております。

それと、運営委員会の委員の構成にしましては、母親クラブを初め、児童館の活動にかかわっていただける方が女性が多いということと、あと運営委員会の開催日が平日であるということから、男性の方より女性の方が多くなってきているかと思いますが、今後、中高生事業等を行っていくあたりでも幅広い御意見を聞くということからも、男性の委員さんに入っていただくような努力は進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 別の質問でございます。成果報告書の99ページでございます。

くすのきの家とみどりの家の利用状況で、開館日数307日ということで同じでございます。4年前も同じような質問をちょっとさせていただいたんですけど、くすのきの家の利用実態のほうが、これ火曜日休みとして計算をされていると思うんですが、現実には実態としてくすのきの家は火曜日でも地域交流のことは受け入れているのではないかなあという感じがしております。その辺の実態はどのようになっているか、まず実態をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 確かに、地域交流センターは火曜日休館となっております。しかし、くすのきの家につきましては、第一児童館が中に入っておりますので、火曜日でも児童館として開館をしているところがあります。ただ、開館時間がくすのきの地域交流センターは9時から夜間の9時半、21時30分までの利用ができることになっていますが、火曜日に関しましては児童館として開館しておりますので9時半から19時の7時までの実態となっております。ただ、火曜日に関しましては、児童館活動以外に使っていただける部分に関しては便宜上使っているというふうな実態はございますが、地域交流センターとしては休館となっております。

◎委員（梅村 均君） わかりました。ちょっと複雑な関係もありますけど、ホームページをぱっと見ると、確かに両方とも火曜日が休館と読み取れるんですね、くすのきもみどりも。だけれども、くすのきの家は便宜上地域交流

センターとしての機能も多少果たされることもあるということですので、市民の方が使えるんですよと、地域交流センターとしては使えないのかもしれないですけど、児童館としては使えるというようなことでありますので、何かわかりやすいような周知というんですかね、表現があるとまたいいなあとは思いましたが、ちょっと難しいかもしれませんが、お願いします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　そこら辺のところ、少しくすのきの家地域交流センターのほうとかも貸し出し等のことも少し書き加えながら対応をしていければというふうに考えております。

あと、また火曜日に関しては、基本的には児童館としての開館時間のみの貸し出しになりますし、一般でもありますが、例えばあとあゆみの家でのリトミックとか、そうした活動でも使わせていただいておりますので、そうしたところもあるということはまた御承知していただければと思います。よろしくお願いします。

◎委員（堀　　巖君）　98、99ページ全体にわたって、指定管理者の件です。

指定管理者は通常の民間委託とは違って、権限を委ねるということでの行政処分でございます。そういった意味で、ここら辺の記述について、その指定管理者、事業者が本来自慢するなり実績なりは書くべきだというふうに思うんですけれども、書くのは行政かもしれませんが、そこら辺のきちんと事業者としての、目を通したとか文章を作成するのにどのようにかかわっているかというのをちょっとお聞かせください。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　両施設、みどりの家と希望の家は指定管理制度、指定管理者による管理を行わせていただいておりますが、こうした実績に関して言えば、実績報告書の内容に、主要施策の内容に関して言えば、これを改めて一回一回確認しているわけではありませんけれども、当然その年度ごとに実績報告は出されますので、そうしたものと照合しながらこちらのほうで作成しておるのが実態であります。またあと、そうした部分、あるいはその内容の確認に関しては、こちらのほうでまた指定管理者と必要に応じて照会あるいは話し合いをしているところでありますので、よろしくお願いします。

◎委員（堀　　巖君）　実績等は指定管理者が管理は行っているということだと思っておりますけれども、機関側の記述としては、変更のときにはモニタリングをやりますけど、やっぱり毎年モニタリングみたいなことがあると思うんですね。そういったことで指定管理者で運用して、どういうメリット・デメリットがあったかという記述が本来必要なのではないのかなあというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 改めてこの主要施策の成果報告の中では書いておりませんが、やはりそうした部分でいけば、メリットという点で考えれば、いわゆる民間としての実施事業の柔軟性とか、そうした部分はあると思いますでしょうし、利用者のニーズを把握してその速やかな対応をしやすい、施設管理とかの面においても、そうした部分は現実にあるというふうに思っております。そうしたことは指定管理のほうで利用者会議を開催しており、その中に我々も参加させていただいて、そうした御意見、利用者の方としての御意見をお聞きし、こちらとしてもそうした部分に対してどういうふうに対応していくか、指定管理者と話を進めながら対応しているところでもあります。そうした部分をここの中に書くかどうかというところは、例年、ある意味では同じような書き方になってしまうかもしれませんので、また今後研究していきたいと思っておりますので、お願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書86ページの認可外保育所入所児童補助金の実績のところでお伺いします。

昨年度は2カ所のキッズチャンピオン、キッズ愛ランドで、ゼロ歳、1歳、2歳児の保育園に入れないうちの子どもたちに補助をしているんですが、これ述べ人数が入っているんですが、実数としては何人かわかるでしょうか。

また、年度途中の昨年度はこれだけ見えるということで、今年度はこの2つが閉園したんですが、どんな対応をされるのかもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 認可外の利用件数であります、述べ人数が年間でゼロ、1、2歳で197名というところではありますが、実数とすると25人、年度末の段階で25人ということの御利用があったということでもあります。

また、今後という話でもありました、これは前回もお話ししたと思っておりますが、認可外の保育所2園が廃止されたことに伴って、昨年3月でも御議論をいただいて、こちらのほうからもお話をさせていただいて、市外の県の指導監査基準ですね、そちらのほうに適合した施設については補助対象としていくということで、現在も2名の方が御利用いただいているというところでもありますので、お願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） 今、市外でもオーケーになって2名というのを言われましたけど、やはり働いているところが市外で、その親が働いているところの近くにそういう認可外保育所があればいいですけど、実際25人の人たちが昨年度もそういう補助を受けてというところで、市外だけではそれだけ見込めないと思うんですが、そこら辺は今の定員枠はあいていて、ほか

の認定こども園などでも途中入園を受け入れていくようなことを促すようなそういう状況、定員はあいているという状況で、1、2歳児など、ゼロ歳がないんですね、少ししか、そこをどう考えでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） ただ、認可外に関して言えば、近隣でも今ちょっとありません。かなりそうした適合施設というのは、岩倉市に隣接する市でもあるというふうに認識をしております。ちなみに、今2人御利用ですが、1人は一宮市内の、もう1方は江南市内の施設を御利用であります。

今後の受け入れに関して言えば、定員にあきがあればという前提になってしまいますが、あれば当然受け入れをしていくこととなりますし、今お話がありましたけれども、2歳児に関して言えば認定こども園はまだ若干定員にあきがあるというところもありますので、そうした方で入園を希望されれば入園ができることになっていくというふうには考えておりますが、なかなか保護者の方の御要望とどこまでマッチングさせるかと、マッチングした段階での話になってくるかなあというふうに思っています。よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款3民生費、項2児童福祉費を終わります。

続いて、款3民生費、項3生活保護費でございます。決算書は198ページから202ページ、成果報告書は100ページから101ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 一般質問でも取り上げるものですから、1点だけお聞かせいただきたいというふうに思いますけど、平成25年度までの成果報告書と少し違うところで、決算書のほうもあるんですけど、成果報告書101ページ、決算書は203ページのところで、扶助費の中で住宅支援給付及び就労自立給付金という形の表記になって、それぞれ給付された人数だとかが書かれているわけであります。それで、26年度からどのようにこの給付金の制度が変わったのかということと、あと体制的にはほとんど変わっていないのかなと思うんですけど、仕事の内容なんかで変化があったのかどうか、そういう点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

◎福祉課主査（小崎尚美君） 今御質問がありました就労自立給付金なんですけれども、まず26年の7月から施行された法律により設置されたものでございます。新しく始まった制度でして、こちらのほうは生活保護が廃止にな

った方に、就労により廃止になった方に給付金をお出しするという制度でございます。こちらのほうは、以前から来ていただいていた嘱託職員とケースワーカーと2人で対応して、こちらの今後の生活を見ながら廃止に結びつけていくという制度でございます。やっている内容については、以前とは変わりないものでございます。

あと、住宅支援給付なんですけれども、こちらのほうはよく名前が変わる制度でして、25年までは住宅手当という名前でした。26年度だけが住宅支援給付金という名前です。また今年度、生活の困窮者事業の中に入りまして、住居確保給付金ということで支援のほうをさせていただいております。支援の内容は全く変わっておりませんので、1人嘱託職員のほうも配置させていただいておりますので、その方に柔軟に対応していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） お諮りします。ここで暫時休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩します。1時10分より再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 午前中の休憩時間から、午後にまた入らせていただきます。

それでは、当局のほうから発言の申し出がございましたので、まず建設部長のほうからお願いします。

◎建設部長（西垣正則君） 午前中の款3民生費の中で、ふれあいセンターの運営費で、ふれあいセンターの外壁の打診調査の件ですが、基準はあるかという御質問だったと思いますけど、その点についてちょっと補足を担当のほうからさせていただきますので、済みません、よろしくお願いいたします。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） ふれあいセンターにつきましては、建築基準法上の定期点検、定期報告の対象とはなっておりません。事務所建築では5階以上で延べ床面積が1,000平米を超えるものが定期報告の対象となっておりますので、ふれあいセンターではなっておりませんので、よろしくお願いいたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 午前中に、保育事業費の中で育児休業取得を理由とした退園の状況ということでお尋ねがありました。

過去3年ぐらいで状況をお話しさせていただきますと、平成24年度は1歳児で2人、2歳児で3人、合計で5人です。25年度は1歳児で4人、2歳児で8人、合計12人です。26年度は1歳児で2人、2歳児で9人で合計で11人となっております。

当然、育休という形でいけば、月がたつごとにそうした形の方は多くなっていくということになりますが、ちなみに24年度も25年度も26年度も、年度当初、4月には待機はなかったわけですけれども、3年間とも10月には待機児童が発生しております。つまり、そうした中でいけば、入園状況としては定員いっぱいだったということで、そうした状況が生まれていると、退園されるという状況も生まれています。ただ、やはり御自身の御希望もありますので、そこら辺のところまでは把握はしておりませんが、実数とすればそういう形になります。

また、27年度に関しまして言えば、2歳児で育休を継続中で入園をされている方についてはお2人、現在のところいらっしゃいますのでよろしく願います。

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。

それでは、引き続いて会議に入らせていただきます。

款3 民生費は項3の生活保護費は終わりましたので、続きまして款4 衛生費、項1 保健衛生費に入らせていただきます。

決算書及び附属資料といたしましては202ページから218ページ、成果報告書は102ページから122ページまででございます。

質疑を許します。

◎委員（黒川 武君） それでは私から4点、お聞かせいただきたいと思っております。

まず、105ページの健康増進事業の文中、25年度のものと記述の違うところがありましたので、そのところをお聞かせ願いたいんですが、ちょうど文章の中ほどに総合体育文化センターのトレーニング室を利用した健康指導教室ではという記述文がございますが、これは25年度の表現は、読み上げますと65歳以上の人を対象に総合体育文化センターのトレーニング室を利用した運動指導教室を実施しということがあるんですね。

これは両方を比べてみますと、26年度では65歳以上の対象という記述がなくなっているということ。そして、健康指導教室と運動指導教室ではどのような違いがあるのか、そのところをまずお聞かせいただきたいと思っております。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 総合体育文化センターのトレーニング室を利用した健康指導教室は、生活習慣病の予防と介護予防を目的に、平成25年度

から事業を開始しております。平成25年度は65歳以上を対象に実施しましたが、年齢が高くなると体調不良などで運動を継続することが難しくなる方がありましたので、平成26年度は対象年齢を60歳以上として、定年退職直後から、この教室が利用していただけるように変更をいたしております。

教室の内容につきましては、運動指導士による筋力アップのための講習とトレーニング指導員によるトレーニング器具の講習に加えて、健康づくりのために栄養士による栄養の話を取り入れて食生活を見直していただく機会としております。また、平成26年度はトレーニングを開始してから3カ月後に体力チェックを行って、運動を継続できるよう支援しております。

主要施策の成果報告書では、平成25年度は運動指導教室、平成26年度は健康指導教室と記述しておりますが、目的や講習の内容は同じプログラムで行っております。運動のみの指導ではなく、栄養を含めた健康づくりの指導をしておりますので、平成26年度は健康指導教室といたしましたので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

そうしますと、より幅広くとなるというか、本来の目的である健康予防ですか、そちらの名称にしたと、よりわかりやすいようにということの意味合いだろうと思います。

それから、25年度は65歳以上を対象のものを26年度は60歳以上というふうな形であったと思うんですが、ここの記述ではその部分、60歳以上の記述というのは見当たらないようですが、これはきちっとPRをして実施をされたということでしょうか。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 教室の開催に当たりましては、60歳以上ということで参加者を募集しております。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

続きまして2つ目ですが、これも112ページを見ていただきたいと思います。

一番下の風疹ワクチン接種助成事業で、これも25年度と比べて記述が異なっているのかなと思うんですね。それで、この対象者、26年度は妊娠出産を予定、または希望する女性といった記述なんですが、25年度は妊娠出産を希望する女性、ここまでは一緒ですね。その後、とその夫、妊婦の夫と。つまり、夫が25年度は対象になっていたということもあります。その関係かどうかわかりません。25年度の被接種者数は217人に対し、26年度は15人と大きく減っていますので、その要因はどこにあるのか、ここのところをお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課主査（高橋善美君） 平成25年度は風疹の感染が全国的な広がりを見せており、愛知県の場合も風疹の流行が懸念されたため、風疹ワクチン接種緊急促進事業として開始されました。風疹は御存じのとおり、妊娠初期の妊婦が感染した場合、胎児に心臓疾患や難聴といった先天性風疹症候群のおそれがあることから、感染拡大防止と先天性風疹症候群の予防を図るため、予防接種の助成が行われました。平成25年度は県が示した対象は妊娠を予定または希望する女性及びその夫でしたが、市独自の対象として妊婦の夫も追加し、実施しました。

平成26年の対象ですが、愛知県は風疹抗体検査の結果が陰性で妊娠を予定または希望する女性に限定し、接種事業を行うことになりました。また、名古屋市の場合は平成25年度から事前の抗体検査の結果、免疫が不十分と判断された者に対して助成をする方法をとっています。これは、もともと風疹の抗体はおおよそ8割の人が持っていること、抗体のある人に無駄なワクチンを接種することはないという考えから来ております。

そのようなことから、岩倉市の場合も平成26年度は県の対象にあわせて、予防接種の必要な人を精査し、行うこととしました。接種の人数もそのような関係から減少した人数になっているということです。よろしく願います。

◎委員（黒川 武君） 確認をいたします。

県が示した対象に沿った形で平成26年度は行ったと。ただし、平成25年度は県が示した対象以外に妊婦の夫も市単独で入れたと、そういった措置がとられたわけなんです。それで、26年度はそのために大きく減少したわけなんです。夫を対象にしなかったことによって何か影響が出ているとか、そういうことはございますか。

◎健康課主査（高橋善美君） 風疹の流行も一段落をしておりますして、夫の対象を外したことによって特に大きな影響は出ておりません。

◎委員（黒川 武君） これもちよっと関連でお聞きしますが、風疹がどの程度流行するのかということによって対象者の幅が出てきているのかなあとと思うんですが、今後風疹の全国的な流行等、そういったことが見られた場合は夫というのも対象に入れる場合もあるだろうと。ただし、それはあくまでも県が対象として示す者に連動するのか、あるいは先ほど言われたように妊婦の夫も市単独で入れるのか。それは、その時々判断になるかと思うんですが、そういったふうな理解の仕方よろしいですか。

◎健康課主査（高橋善美君） そのような県の情報と市のほうと考慮しながら進めていきたいということで考えておりますので、よろしく願います。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

3つ目の質問に入ります。

ページ数、主要施策117ページで、狂犬病の予防注射の関係であります。

これはまた25年度の報告書と比較してみると、25年度までは尾張開業獣医師の会といった団体に対しても交付業務が委託されていたんですが、26年度にはその記述がございません。その辺の事情をお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 尾張開業獣医師会ですが、こちらは平成26年度当初に愛知北開業獣医師連絡協議会のほうに統合されましたので、平成26年度につきましては犬の鑑札等の交付手数料徴収事務を愛知北開業獣医師連絡協議会のみと委託契約したためであります。お願いします。

◎委員（黒川 武君） ちょっと関連でお聞かせいただきたいと思います。

現在、市内に獣医師として単独で医院を持ってみえる施設というのはどのぐらいございますか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 3件ございます。病院名ですが、岩倉動物病院、あと千村どうぶつ病院、あとピュア動物病院になります。よろしくお願いします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

4つ目、最後の質問をさせていただきます。

120ページの地球温暖化対策推進事業の中の1番目ですね。住宅用太陽光発電システム設置補助金に関して質問させていただきます。

文中を読ませていただきますと、補助金の交付を受けた人を対象に事業効果追跡アンケートを行ったといった記述がございますが、その結果については特段触れてございませんもんですから、その結果がどうであったのか。そして、参考となるべき意見などはあったのかどうか。そして、この補助金の事業効果についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） アンケートの内容としましては、システムの出力や発電量といった数値的なもののほか、きっかけ、満足度、その他御意見などのほかに、今後の市の補助金の単価等の決定の参考とするための御意見を伺いました。

その結果、回答の主なものとしては、設置のきっかけとしまして光熱水費の節約が主であり、設置に関しては設置費用が高いと感じており、家計的に元が取れるかがポイントとなっていたこと。設置してからの満足度については、普通を含めてですが、満足と回答している方が95%となっていま

す。一方で、不安・不満に思っている内容としまして、回答者の半数以上の方が10年後の買い取り価格と回答しており、年々下がりつつある買い取り価格に不安を感じていることなどがわかりました。これらのアンケート結果も参考にして、平成27年度からの補助単価の改正を行っております。

事業効果につきましては、補助金が太陽光発電システム設置のきっかけになったといった意見もあり、また設置してからは満足に思っている人が多いことから、補助事業の効果はあったと認識しております。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） アンケート結果を受けた形で、平成27年度は単価を改正したとおっしゃられたんですが、これは幾らを幾らにしたわけですか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 26年度までは1キロワット当たり2万円で、上限が4キロワットであったものを27年度からは1キロワット当たり1万6,000円、上限が5キロワット当たりと改正したものです。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） 確認させていただきますが、いずれにしましても事業をやりっ放しではなくて、きちっとアンケートでもって現状をつかむということは大変大切なことだし、その結果をまた施策の中に反映させていくということも大切なことかなあとと思うんですね。そして、平成27年度の単価改正で1キロワット2万円だったものを27年度は1万6,000円に下げているわけですね。上限はそれぞれ4キロワットを5キロワットにしたわけだから、上限においては額は変わらないといったような措置を講じたわけなんですね。これは、アンケートのどこに注目してこのような措置をとられたのか、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課長（西井上 剛君） アンケートの中でと現在の動向とを両方、加味いたしまして、やはり県のほうの補助金、国のほうの補助金というのも年々下がってきている、なくなっているという中で、市の補助金自体もどうするかというところが今問題になっておりますが、やっぱり補助単価が下がってきている中で、設置のワット数が大きくなっているという傾向もございました。また、設置費用はだんだん安価にはなってきているというところもありました。そこも踏まえまして、総額の8万円というのは維持した状況で、キロワット当たりの単価を下げながら大き目の容量までを補助するという形に持っていくということで、2万円の4キロから1万6,000円の5キロということで、総額は変わらないということにさせていただきました。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。以上です。

◎委員（堀 巖君） 決算書の附属資料の207ページから211ページにかけてなんですけれども、健康増進事業のところに医師嘱託料というのがあります。211ページのほうにも予防接種事業の中に医師嘱託料というのがあります。これは同額で入っています。以前、本会議の中でも検索をして調べたんですけれども、木村委員も質問してみえたことがあるんですけれども、この医師嘱託料については、実は積算根拠が医師1人当たり3万何がし掛ける三十何人という積算根拠でされています。同じように、それぞれの事業で医師の謝礼というのは別で予算化されているわけですね。

医師会さんについては、市のいろんな事業で多大なる貢献をいただいているという前提で御質問するわけなんですけれども、市民から見るとやっぱりこれはどうもおかしいと。二重払いじゃないかというような疑念を抱きかねないので、この嘱託料の性質ですね。そこら辺をまずお聞かせ願いたいというふうに思います。

◎健康課長（原 咲子君） まず、嘱託料の性質についてなんですけれども、年間を通して予防接種、それから保健事業などについて医師に御協力をいただいているために、医師会へ支払っているものになります。

先ほど二重払いではないかというお話もありましたが、嘱託料については医師会への支払い、そして健康教育、健康相談等、講師謝礼については担当された医師に支払っておりますので、二重払いにはなっておりません。よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） その積算の仕方がおかしいと思うんです。1医師当たり3万何がしのお金を医師会の運営という形で年間合わせて180万円何がしが入っていると。これはずうっと長年続いているわけですよ。やはり、医師会の運営だったら違う形で、1人当たりの単価で掛ける云々ではなくて、使い方がどうなっているかというところがちょっと見えていないのでわかりませんけれども、やはり市民から見たときに、このお金というのは医師会が手にするわけですから、医師会がきちんと使っているんだなということがわかるような、積算段階でもするべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長（森山 稔君） 今、堀委員から御指摘がございました、少し市民から見た場合に嘱託料という形で二重払いに見えちゃうから、少し積算のあり方を考えたらということで御指摘をいただきまして、少しよその状況等も調べさせていただくと、やはり医師会等への助成金ですとか補助金という形で、私どもはそういう形ではなくて嘱託料という形でございましたので、積算のあり方については財政とも協議をさせていただいて、少し研究を

していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（堀 巖君） もう1点、お聞かせください。

いろんな講演の講師の謝礼が出ています。医師の方が診療ではない、そういう健康の講演会をやるときも、時間単価が余りにも高いと思います。国のほうの、岩倉市の人事のほうでそういう大学の先生であるとか、報償費での基準みたいなものはまずつくっているかどうかをお聞かせください。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎総務部長（奥村邦夫君） 基準はある程度つくってあるんですね。大学教授ですとか弁護士さんですとかというのは幾らというのは。ちょっと金額は今、私ははっきりここでお答えできませんけど、そういった区分に応じて基準は持っております。ちょっと金額は済みません。もし必要であれば、後でまた御報告させてもらいます。

◎委員（堀 巖君） 予算書、決算書を見れば、大体わかるんですけども、大学の先生は1回当たり2万円という数字が基準かなというふうに思うんですね。国のほうのそういう基準を調べても、医師の場合が大学の教授より1.何倍というレベルがせいぜいなんですね。岩倉市の場合は、これは1時間当たりですから、予算書を見ると1時間当たりの単価が3万幾らです。犬山もちょっと調べましたら、犬山は1回当たり3万2,610円です。だから、もしこの講演が2時間続けば6万円ということですよ。だから、それだけ差があるというのはちょっと岩倉だけのような気がするんですけども、一般的な大学の先生との均衡であるとか、他市の均衡であるとかというときの岩倉の状況というのはいかがなもんですか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長（森山 稔君） 今、堀委員からお話がありました医師の講演会の講師料ということでございますが、これは歴史的なものがございまして、過去からこういうふうに来ているという中で、今はこれだけではなくて、毎年医師会、歯科医師会といろいろ予防接種ですとか健康診断ですとか、医師会にお支払いしている金額につきましては、毎年できる限り、縮減できるところは縮減するというので毎年お話し合いをさせていただいておりますので、一度その中でも協議をして進めていきたいというふうに思っておりますので、今すぐにとすることはなかなか、これまでの経過もございまして、少し医師会にも投げかけながら、その中で他市の状況ですとか、そういう資料も出しながら、少し協議をしていきたいというふうに思いますので、よろ

しくお願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） ちよっと多くなるかもしれませんが、済みません。

1点目は成果報告書の107ページのがん検診事業についてです。

本会議でもお聞きいたしました特定健診と同時実施を求めるという立場で質問させてもらいましたが、27年度は胃がん検診、乳がん検診あたりが個別受診もということになっておるところで、ますます受診機会をやっぱりふやしていくということは重要だなあとと思います。

それと同時に、やはりがん検診の大切さを知ってもらうというところで、そういう啓発活動も非常に重要だなあとというふうに思っています、この間の一般質問の中でも取り上げてお話をしていますけれど、例えば女性の特有のがん検診、子宮頸がん検診だとか乳がん検診の受診を啓発するという点で、その重要性をパンフレットなんかがあると思うんですけど、これを美容室なんか、女性が集まりやすく長時間いるようなところには置いたらどうかなという提案をさせていただいたんですけど、そのときも検討してみるみたいな話だったと思うんですけど、そういう啓発活動については何か前進点といえますか、進めている点があるんでしょうか。

◎健康課主査（高橋善美君） 平成25年度から、市独自のものとしまして、健診ガイドを作成しております。今年度はがん検診ガイドの内容は大きく修正はしなかったために美容室への設置は見送りをさせていただきました。公共施設等145カ所のがん検診ガイドを1,000部配布し、がん検診等の啓発をあわせて行っております。

現在、来年度に向けて啓発パンフレット等の内容等について検討しているところです。また、多くの人に啓発できるように美容院に打診しながら進めていく予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） よろしくお願いたします。

次に、成果報告書109ページの母子保健対策事業のところ、昨年少しお聞きしましたが、健康診査、4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診ということで、受診率が載っているわけですね。それで、こういう健診というのは非常に重要ですので、100%に受診率を何とかできないかなあというふうに思うわけですが、未受診者に対してさまざまな働きかけはされていると思うんですけど、26年度で言えばどういった状況だったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 4カ月、1歳半、3歳の健診の未受診者につきましては、保健師が訪問、それから電話の確認等で確認をしております。受診できる方には、また改めて受診を進めておりますし、子ども、母子の状

況を確認ということで、26年につきましては全ての未受診の方の確認をしております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

健診が受診できなかったとしても、状況の確認ということで、保健センターのほうでされているということで、ありがたく思います。

次ですが、成果報告書の111ページの歯科保健事業についてです。

この表が健康診査と健康相談、健康教育等ということで、下の表のほうの巡回歯科指導、フッ化物洗口支援ということで、前年度までの水準から延べ人数で200人ぐらいふえているということで、文章の中の記述についても学校歯科医、それから江南保健所等と連携してということで進めているという記述があるわけです。

そういった中で26年度、延べ人数がぐっとふえたというのは何か取り組みに変化があったのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 平成25年から26年度がふえているということなんですけれども、平成25年度は巡回指導を28回実施しております。26年は33回ということで、巡回指導をする施設数がふえたということで対象人数もふえております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

実施する回数をふやして人数もふやしているという状況だというふうに思えます。

それでは次ですけど、次の112ページの予防接種についても再度お聞かせいただきたいと思えます。

本会議では高齢者肺炎球菌ワクチンが26年の10月から定期接種となっているということで、その定期接種になった分以外の市の独自で補助しているものに対して後期高齢者医療の広域連合などからの補助金がカットされてなくなったものですから、その復活を求めてほしいというようなことで質問させていただきました。

それで、もう少し根拠として状況をよく知りたいんですけど、平成26年の10月以降の市の70歳以上を対象とした接種の事業については、接種状況というのはがたんとその場で減ってしまったのか、それとも一定やっぱりあるという状況なのか。そういう点について、ちょっと状況を教えていただきたいんですが。

◎健康課長（原 咲子君） 高齢者肺炎球菌ワクチンについてですけども、10月からということにはちょっとそこまでは出ていないんですが、全体の数で

見てみますと70歳以上は昨年度285だったんですけれども、353ということで、人数は上がっている状況です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

10月以降も、もし受ける人数が一定あるようだったら、やはり本会議でも言ったように、ほかで継続してやっているところなんかと情報交換し合って、ぜひ県なり後期高齢者医療広域連合なりに働きかけをしていただきたいなというふうに思います。定期接種によって、1,135ということで非常に多くの方が、次のページで受けられている状況があります。ただ、この節目じゃないところで受ける人たちの財源確保ということでぜひお願いしたいということ再度要望しておきます。

それから、申しわけありません、114ページもお聞かせいただきたいと思います。未熟児養育医療費給付事業についてです。

これは平成25年度から、県から移管されている事業だというふうに思っております。それで、人数は変わりませんが、入院日数などが26年度は大きく伸びているというふうに思いますが、この未熟児養育費医療費というものの手続の仕方といいますか、それはどのようなになっているのかということと、これは間違いなく漏れなくそういう対象となる人が受けられているのかどうかということについてはどのような状況なのか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 未熟児養育医療費の手続の方法ということですが、この制度については病院のほうもこの制度をよく御存じなものですから、対象が出た場合に病院から父兄の方に市町の保健センター等へ手続に行くようにということでお話があって、保健センターに手続にお見えになりますので、この手続を知らずに制度が受けられなかったということはないと思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

あと、保健衛生費の関係の環境保全課に属するところが全然本会議ですっ飛ばして聞けなかったものですから、ちょっとその点についても幾つかお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書117ページのスズメバチの駆除の関係で、スズメバチの巣の駆除については19回ということであるわけです。ただ、市内の状況をよく見ますとアシナガバチの巣が非常に最近多いというふうに思います。私の身の回りのところでも多くのところでそういう相談等があるわけですが、アシナガバチについては駆除の仕方を教えている、指導しているということで聞いておるところでありますけど、その指導で問題なく解決が図られていって

るのかどうかというところ、その辺についてちょっと状況を教えていただきたいと思います。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 木村委員がおっしゃられているように、アシナガバチとかは基本的には個人で対応ということで、リーフレットとかをお渡ししてやっております。

また、ちょっと自分ではできそうもないわというときですと、スズメバチを駆除している業者さんがありますので、そちらの業者さんを紹介したり、本当に職員がちょっと手でやって落ちるようなときは、ケース・バイ・ケースになりますけれども、ちょっと落とすときもないことはありません。よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

解決できているということで確認しておきます。

それから、119ページの五条川親水費のほうでもお聞かせいただきたいと思います。

平成26年度からの事業ということで、五条川待合橋周辺での外来種調査を行ったということで、11月の4日間行われています。それで、53個体の亀が捕獲されて、48個体がミシシippアカミミガメだったということで処分がされているというふうに思うんですけど、この平成26年度からということでもありますので、今後の調査というのはどうなっているのか、27年度はどうなのか、その後はどうなのか。水辺を守る会等の協力を得ていたというふうに思いますが、そういう話し合いの状況なんかはどうなっているのでしょうか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 今年度ですが、今年度は昨年と同様に水辺を守る会と共同して生息地域を変えて実施する予定であります。来年度以降につきましては、こちらも水辺を守る会と協議しながら回数や場所とかを決定していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 121ページの公害対策費についてもお聞かせいただきたいと思います。

水質調査結果ということで、五条川待合橋の表が毎年度の成果報告書に載っていますが、今年度のこの表の25年度の数値が前年度の成果報告書の数値と異なっています。それで、なぜそういうふうになっているのかなあというところと、それからノルマルヘキサン抽出物質というのが油の成分だと思えますけど、これが25年度まで載っていたのが今回載っていない。検出されないというのはずうっとだったもんですから、そういう形で載っていないのかなというふうに思ったりもするんですけど、今回この表の変更点というのはどういったことで起こっているのでしょうか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） こちらの表なんですけど、平成25年度までは愛知県環境部が測定している結果を提供いただき、主要施策のほうに記載しておりました。ですが、今年度は県の公表のタイミングがもう少し先になるということで、内容のデータを提供していただけなくなってしまったので、このため尾張8市町で合同で実施しています水質調査の結果を記載させていただきます。

なので、25年度と比較できるように、そちらのほうも合同で実施している水質検査と同じようなものを載せましたので、昨年と数値が変わっているものであります。

ノルマルヘキサンのほうですが、こちらは環境省の環境基準におきましては、河川には環境基準値はなく、海域に定められているものであります。今回、県の測定値から市での測定、つまり尾張西部8市町での合同測定の値に変わっております。こちらの測定では、河川の環境基準の項目を測定しているため、ノルマルヘキサンの測定項目ははかっていないというものであります。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

では、これからはもう尾張8市町の合同調査の結果が載っていくという形になっていくんだというふうに思います。

それで、SS、浮遊物質量ですけど、これまでの県の調査結果の数値から見ると非常に高い数値になっているというふうに思うんですが、基準はごみ等の浮遊が認められないことということですが、この16.0、13.0という数値では特に問題のないというふうに見てよろしいのでしょうか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 五条川の待合橋地点ですが、こちらは環境基準地点でE類型に指定されております。SSの環境基準は、この表にありますように、目視でごみの浮遊が認められないこととなっております。

参考までに、一番水質のきれいなAA類型からA類型、B類型までの基準が1リットル当たり25ミリグラム以下で、C類型でも1リットル当たり50ミリグラム以下、D類型では1リットル当たり100ミリグラム以下となっております。水の濁りぐあいは、雨が降った影響など、測定日の天候によっても変わるものですが、先ほどの環境基準の数値から見ても、また他の市町での河川での測定結果から見ても問題ない値であると判断しております。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

あと、その下に公害苦情発生状況という表もございます。以前からちょっと気になってはいたんですけど、この分類は何かに基づく分類だというふう

にと思いますが、その他というところが非常に多いわけですね。例えば、その他の中には下の米印で雑草等に関する苦情を含むということで、雑草の苦情というのが多いのかなあというふうに思うわけですが、そういうことであれば、その他の中身をもう少し分析をして、分類を見直すべきじゃないかなあというふうに思ったりするわけですが、これは何かに基づく表になっているのか、その他の中身についてどうなのか。こういった点について少し教えていただきたいと思います。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 御意見のとおり、まずこちらの表ですが、こちらは県への公害状況調査というものを提出しておりますので、そちらの内訳になっております。また、その他の内訳ですが、25年度はその他39件中、雑草や樹木の割合として28件でありました。26年度は57件のうち52件が雑草や樹木等に関するものであります。

おっしゃられていますように、主要施策の内容としまして雑草等を別書きで新たに設けるといふようなことは今後検討させていただきたいと思います。お願いします。

◎委員（鬼頭博和君） 成果報告書の120ページ、地球温暖化対策推進事業、廃食用油回収事業に関してなんですけれども、そこに書いてあるように学校給食センターや各保育園で生じた廃食用油をカーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料に精製する業者に売却し、あわせてこのBDFを清掃事務所のダンプ車の燃料として使用しましたというのがあるんですが、これは一般市民から出るこういった油もあると思うんですけれども、そういったものの回収というのは行われていないんでしょうか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 26年度までにつきましては、一般家庭での回収は行っていないのですが、27年度からは回収をe-ライフプラザのほうで始めましたので、よろしくをお願いします。

◎委員（鬼頭博和君） わかりました。以上です。

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、款4衛生費、項1保健衛生費を終わらせていただきます。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費に入ります。

決算書は218ページから226ページ、成果報告書は123ページから127ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（黒川 武君） 225ページの塵芥処理費の中で、分別収集に関してちょっとお聞かせいただきたいと思います。

スプレー缶の処理方式についてお尋ねをさせていただきますが、現在は家

庭やあるいは分別収集場所で穴あけし、ガスを抜いて回収をしていると。そういった穴あけ方式でやってきているわけなんですね。しかし、最近新聞の報道でもありましたように、穴あけ作業は危険を伴うのではないかということで、瀬戸市では家庭での穴あけは不要とする穴あけ不要方式というものを採用したとも聞いてはおります。

国民生活センターが把握するスプレー缶絡みの事故情報というのは、2013年度までの5年間で205件あったと新聞報道では記載しております。また、本年5月、札幌市内の民家でスプレー缶をあけた際に何らかの原因で引火し、火災が発生し、夫婦が死亡するという事故も発生しているということであり

ます。これにつきましては、環境省は2009年から各自治体に穴あけ不要方式の導入を促しているとも聞いてはおります。しかし、穴あけ不要方式をやろうと思うと別に回収車を用意したりとか、あるいは新たに処理業者に委託するとか、あるいはそういった処理ができる施設を確保するなど、さまざまな課題があるだろうということで、なかなか実現するには難しいハードルもあるなあと思うんですが、現在岩倉においては家庭や分別収集場所における穴あけ方式を採用されているわけですが、今後この処理方式について見直しをするお考えがあるのかどうなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 市では、スプレー缶やカセットボンベについては使い切ってから風通しのいい場所で市民本人が穴をあけてから出していただいております。スプレー缶の処理をめぐっては、御指摘いただいたような状況を受けまして、県内の市で簡易な問い合わせがなされた結果によりますと、8割程度の市が岩倉市と同様、原則穴あけを行ってもらっているとのことでした。

今後の方向として、これらのうちから穴をあけない回収を実施、または検討している自治体も複数あるわけですが、回収した業者側の施設が整っておらず、逆に処理施設で事故が発生したという事例もございますので、本市としては原則として現在のやり方を継続していく中で、処理可能な業者の有無、それから処理コスト、収集方法等について研究は必要であるというふうに考えております。

また、分別収集場所での穴あけにつきましては、基本的に使い切っていただくことが原則でございますので、残っている量がわずかであるような場合はその場で中身を全部出し切るなどして本人に穴をあけていただいております。ただ、残っている量が大量であるなどの理由でその場で穴をあけることが難しいという場合は、役員さんに別の場所に取り分けていただきまして、

後で清掃事務所に持っていき、処理しております。

今までやっていたように役員さんに穴をあけてもらうことは、ちょっと以前、内容物の飛散などでトラブルになるようなことがありましたので、していただかないようなふうにお話をしているところでございます。よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款4項2清掃費を閉じさせていただきます。

ここで入れかえですね。暫時休憩しましょうか。

お諮りします。ここで休憩したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 2時15分まで休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩前に引き続き、財務常任委員会をさせていただきます。

引き続き、款5農林水産業費の質疑に入ります。

決算書は226ページから234ページ、成果報告書は128ページから136ページまででございます。

質疑の前に当局のほうからお願いいたします。

◎建設部長（西垣正則君） 本会議の中で、農業委員会費の関連の質問で、木村委員ですが、耕作放棄地の平成25年度の面積が、本会議の席上、資料を持ち合わせてありませんでしたので、この場で御報告させていただくというふうになっておりましたので、申し上げます。

平成25年度の耕作放棄地でございますが、43筆、1万6,179平米でございます。参考に、24年度につきましては76筆、3万3,351平方メートルございました。以上でございます。

◎委員長（伊藤隆信君） 報告が終わりました。

では、質疑に入らせていただきます。質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの報告でわかりました。

平成25年度が相当解消できたということですが、26年度でまたふえたという状況がわかりましたので、ありがとうございます。

お聞きしたいのは、成果報告書の129ページの1の市民農園事業の関係でお聞かせいただきたいと思ひます。

市民農園につきましては5園ということで、総面積も区画数も変わりなくということであるというふうに思ひますが、この間言われている農家が開設

をする市民農園というものはなかなか進んでいないような状況が見受けられるわけですが、耕作放棄地の解消も含めて、こういったことをどうやって進めていったらいいのかなというふうに思うわけですが、市のほうは何か取り組みがされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） ただいまの御質問でございますけれども、農家開設型の市民農園ということでございますが、こちらについて確かに耕作放棄地の一つの解消になるということで、市としましては農事組合長会だとか広報等々で、あと個別に農家さんにもこういったのがあるよというようなことでPRといいますか、周知には努めてきてはおるんですけど、まだ実際に開園に至っていないという状況ではあります。

確かに、農家開設型であれば法律に基づく手続も必要ないものですから、あと農業振興事業助成金のほうの補助も受けられるというメリットがございますので、今後も農業委員会の総会だとか農事組合長会だとか、あと産直センターだとか農協とか、そういった農家に関係あるところでこのことについてはまた周知を図って、一つでも開設できるような取り組みを今後も継続して行っていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

市民の中で、何か野菜をつくりたいだとか、こういう思いを持っている方というのはやはり多いというふうに思っております。ですから、そういうことも含めまして、一石何鳥というような事業になるのではないかなと私は考えますので、ぜひ進めていただきますようによろしくお願いいたします。

次に、ちょっと成果報告書133ページの農業振興地域整備管理費の関係でお聞かせいただきたいというふうに思うんですけど、なかなかこの文章を読んでいて、要するに農用地除外ということでの実績が載っているということで、いわゆる農業振興地域整備計画というのが平成25年度につくられて、この計画に沿って農業振興をしていくというところと、ちょっと実態としては除外を審議するというような形になっているわけで、その整備計画を振興していくというところでのそういう計画管理をするみたいなどころでの取り組みというのは、この部分ではないんでしょうか。実態をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 今、木村委員の御指摘のとおり、この協議会については主に農振除外、農用地区域の変更を今、主にやっているのが現状でございます。前の議会でも部長も答弁をしておりますが、やはり農業振興地域のそういった計画もございますので、その計画をどのように進めていくかというようなことを議論していただく場にもしなくちゃいけないとい

うことで、ただこれは年に4回しかない会議でございますので、その中で少しでも何かそういったことで議論ができるような形で、事務局としても考えてはおりますけれども、なかなかその中で計画についての進捗状況の確認だとか、そういったところまでは至っていないというところが今の実情でございます。

◎委員（木村冬樹君） 計画はせっかくつくったわけですので、その点での計画を管理するというのも、1つこの協議会の役割ではないかなと思いますので、ぜひそのことも議題に入れるなりしていく努力をお願いしたいと思います。

最後に、決算書のほうの231ページから233ページというところでの排水機場等の管理費についてお聞かせいただきたいというふうに思うんですが、ちょっと決算の証書類を見ていて、ちょっとわからないなあというふうに思ったもんですからお聞かせいただきたいと思います。

この排水機場等管理費の通信運搬費の通信回線使用料というのが非常に前年度と比べて大きく伸びているなあというふうに思って、中身はインターネット回線の使用料ということではありますが、特に成果報告書を見てもそういう何か必要になった状況がわからないもんですから、そういう調べるといいうか、通信をするということだというふうに思うんですけど、どういった状況でこれは伸びているんでしょうか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） こちらの通信費に関しましては、まず何に使っているかということなんですけれども、市内の排水機場であるとか水門の施設を大雨時、すぐ操作ができるように市役所のパソコンから遠隔操作ができるようになっております。そちらに関する通信費用になっております。

26年度の当初予算を組む段階では、毎年、排水機場とか水門関係はおおむね半年で電気を引き込んだりということをしているもんですから、実質使っているのは半年ということで、当初の予算では通信費を半年分計上していました。ですが、これを通年で、例えば切らずにつなぎっ放しでしたらというちょっと試算をしてみたところ、年間で契約したほうが割引も大きくというところ安くなるという試算が去年の年度途中でそれを発見というか、わかりました。あと、1回ネット回線を切るものですから、また新年度の4月にその接続の手続をしなきゃいけないということで、そうすると接続の手続とかセッティングにもちょっと時間がかかりました、昨年度。なかなか最初の接続がうまくいなくて、排水機場をすぐに動かせる状態というのがなかなかできなくて、担当の我々もちょっと冷や冷やした場面もありました。また、セッティングする際に初期設定という費用もかかってしまうので、トータル

で考えると年間契約したほうが安いということになりましたので、それを27年度から始めるのではなくて、26年度の途中からお金を流用させていただいてやったことによって、もう27年度から安くなるような予算立てができるようになりましたので、昨年は年度途中で通信費を半年分だったものを1年分にしまして、通信費を下げたということになっております。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） 農業委員会費に絡んでお聞かせいただきたいと思います。

農業委員、今までも議員選出の農業委員は女性もいたんですが、農業委員会の構成は全部ほかは男性で、農業振興地域整備促進協議会とか農業振興関係の助成審議会とか、農政にかかわる委員会、審議会、協議会などはほとんど全て男性の世界になっているんですが、岩倉の場合、女性登用率がゼロという。私も1回、女性農業委員の集いというのに参加させてもらったときに、やはり他の地域の農業で今注目されている第6次産業、花や果物や野菜などを生産して、加工して、販売するというような第6次産業を元気にやれているところは女性農業委員の人が中心になっているところを見聞きするたびに、岩倉も女性農業委員やそういう農業関係の審査会や協議会にも女性登用を願うものですが、現状はやはり難しい状況なんではないでしょうか。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） そうですね。農業委員会関係、農業者の関係で女性のということなんですけれども、なかなか岩倉市の場合、男性の農業者も減少している中で、女性でそういった委員会だとか協議会に委員としてなっただけのような農業者の方がなかなか見つからないといいますが、見つかっていないという状況もございまして、農協にもぜひそういった委員をお願いしたいのでどなたかいませんかというようなことで探してというか、依頼をかけているんですけれども、やっぱり聞くと、そういったところには出たくないとか、農協の女性部もあるもんですから、そういった方たちにどうですかというお声がけはさせていただいているんですけれども、なかなか出てきていただけていないという状況がございまして、やはり男性とは違った視点もあるかと思っておりますので、そういったところにつきましては今後も一人でも参加をしていただけるような形で、また農協等とも協力をしながら検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） ちょっとどこかというのはあれなんですけれども、岩倉市農業ビジョンは今現在生きているのか、死んでいるのか、お聞かせください。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 水田ビジョンのこと……。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎委員（堀 巖君） ちょっと、質問をじゃあ変えます。

質問を変えるというか、もしそれが現在廃止という、本会議でも言ったんですけれども、それぞれの計画というのは古いもので言えば南部分割計画であるとか、今言った農業ビジョンであるとか、計画の廃止ってなかなかやらないんですよね。そういう中で、新たな政策の方向転換であるとか、今の耕作放棄地の問題であるとか、いろいろあるわけなんですけれども、それらがやっぱり整合性が保たれるようにしていただきたいんですけれども、そこら辺の考え方をお聞かせください。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 農業関係についても、確かに掘委員の言われるとおり、いろんなビジョンだとか計画だとかというものがございしますので、私も全てのものを全部中身まで把握していない部分もございしますので、そちらについては一旦精査させていただいて、岩倉市の基本的には農業振興していくという立場はどの計画でもあるかと思っておりますので、中身についてはそれぞれのビジョンや計画の整合性が保たれるような形で、もし修正が必要であれば修正をしていくというような形で今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） もう1点だけ。

名古屋コーチン振興事業なんですけど、ふるさと応援寄附金で量だけはすごい伸びていると思います。ただ、全体的な感覚としては、小牧市の宣伝に何か負けているような気がするんです。ここら辺の岩倉市の名古屋コーチン振興事業についての取り組みの今後の考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 確かに、名古屋コーチンについては小牧市もそういった名古屋コーチン発祥の地というような形でやってきているのを私たちも承知をしております。

岩倉市の名古屋コーチン振興組合としては、もう昭和の時代から、組合自体が30周年を迎えるということで、ずうっと長年にわたって蓄積されてきた歴史的なものもございしますので、今は組合員数も確かに小牧に比べれば少ないところはあるかと思っておりますけれども、ただやっぱりこれはずうっと岩倉の特産品ということで振興してきた部分もございしますので、こちらについては振興組合とも話をしながら、今年度については30周年記念事業ということで、少し組合員の方にもやっていただいている部分もございしますので、そちらに

については、方法はまた今後組合とも検討していくことにはなるかと思えますけれども、基本的には今までどおりプラス何か新しい方策も考えながら、小牧市に少しでも負けないような形で、岩倉のPRにもなるかと思えますので、こちらについては今後も努力していきたいというふうに考えております。お願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款5農林水産業費を閉じさせていただきます。

続いて、款6商工費に入らせていただきます。

決算書は234ページから242ページでございます。成果報告書は137ページから148ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（鈴木麻住君） 139ページの岩倉市プレミアム商品券の発行事業ということで、9月1日からプレミアム商品券が使えるようになっていました。それで、私もいろんなところで利用させていただいているんですけども、ある方から、この市役所の2階のレストランで使えないという不満が聞かれました。なぜそれが使えないのというのに返答に困った次第でありまして、きのう軽トラ市がありまして、私もちょっとのぞいてきたんですけども、その中で市のい〜わくんのグッズを売っているNPO法人のブースがあったんですけども、そこでもプレミアム商品券が使えなかったと。中には、魚初とか、2店舗ぐらいは旗を立てて使える店がありました。だから、ちょっと市の関係の施設でそういう物の販売とかをやっている店舗については、できるだけ使えるようにするのが本来かなあと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 先ほどお話しいただきましたプレミアム商品券のお話ですけども、商工会に委託をしている事業でございまして、会費を商工会員の方たちには登録をさせていただくと無料で参加店舗に登録させていただくということなんですけれども、商工会員以外の方については1万円の会費を取って、事業を進めていただいております。

今お話しいただきました市役所の2階のレストランにつきましては、参加店舗には登録はしてございませんので、また昨日行われました軽トラ市でのい〜わくんのグッズのお店についても登録はしておりませんので、現状については参加店舗には入っていないということなので、プレミアム商品券については利用できないということなんですけれども、よろしくお願ひしたいと

思います。

◎委員（鈴木麻住君） それは承知しているんですけども、使えるようにすべきじゃないのかということについて質問したつもりなんですけれども、どうでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 今のお話なんですけれども、きのうは軽トラ市にお越しいただきありがとうございました。実行委員の皆さんも、議員の皆さんが来ていただけると大変心強く思っているといつも言っていますので、これからもぜひよろしくお願ひします。

プレミアム商品券の使えるお店なんですけれども、中には実際に、今使えるといいなあと言われているところが、大型店ですとカネスエさんとトップワンさんも加盟していただいている状況で、商工会のほうからお店のほうにどうしてですかということ、やっぱりそれだけ換金が大変だとか、それぞれのお店で費用対効果も含めて検討した結果、もう参加しないよということの回答をいただいております。

同じように、2階のレストランさくらん坊も、昨日のNPO法人のほうも、1万円の会費が要る中で、市の施設だとはいうもののNPO法人ですので、1万円の費用対効果を考えると今回は参加しなかったということだったんですけれども、きのうそういったお話があったということは代表のほうには伝えておきましたので、今後もしかしたら参加されるかもしれないんですけども、現状としては費用対効果を考えた結果、参加されていないということでしたので、よろしくお願ひします。

ついでと言っただけなんですけど、プレミアム商品券の販売状況なんですけれども、8月1日から21日まで往復はがきによる申し込みをいただいて、先週、予約分の販売を総合体育文化センターで行いました。全部で有効はがきが4,939人分で、合計1万3,831セットの有効はがきがありました。引きかえに来たのが1万3,549セットのうち、282セットが予約はしたんですけれども引きかえにお見えになった方があります。当初から、予約の販売残が1,169セットありましたので、16日から一般発売するんですけれども、一般販売のセット数としては1,451セットを16日の午後1時から販売させていただくことになっています。

この周知につきましては、今月15日号の市の広報と、あと市のホームページ、商工会のホームページ、あと本日午前中なんですけれども、情報ほっとメールのほうでもお知らせしておりますので、もし買いたいということがあれば、そういった16日から一般販売を総合体育文化センターで行いますので、ぜひ御周知いただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。

◎委員（黒川 武君） 138ページの商工振興費、5番目のまちなか空き店舗出店者支援事業補助金についてお聞かせいただきたいと思います。

この間の推移を見ますと、制度が始まったのは23年度からだと思うんですが、23年度は2件、24年度は3件、25年度は1件、26年度は申請なしという状況であったと。こういったことを受けながら、139ページの最後のまとめのところでは、周知方法及び制度の見直しを実施していくと、このようなことになっておるわけです。

私は、このまちなか空き店舗の事業補助金というのは、若者の居場所とか、あるいは若者が事業を行う機会をつくり出すという意味合いでは制度の意義もあるかと思うんですが、事業の経営にかかわるようなところに補助するやり方よりは、もっと発想を変えてやってはどうかかなあとは思っていますね。

それで、事業の見直しを行う際の一つの参考としていただきたいんですが、行政による支援として、私は比較的効果的なのは空き店舗所有者、つまり不動産オーナー自身が空き店舗に新たな経営者を集めていく取り組みを支援する制度に変えてはどうだろうか。あるいはまた、現在家賃などは固定型の家賃になっているかと思うんですね。それを売り上げ連動型の家賃に変えていただいて、固定型との差額が生じたら、その差額分を不動産オーナーに補助する制度とか。とにかく不動産オーナー、いわゆる空き店舗所有者がやる気を出していくような方策を何とかこの機会に考えていただけないだろうか。むしろそのほうが、まちのにぎわいづくりにつながるとも思うんですが、その辺ひとつ参考としていただきたいと思うんですが、お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 今お話しいただきました空き店舗についてですけれども、駅西では旅行会社であったり、喫茶店の跡地に居酒屋が入ったということなど、そういった現状もあるんですけれども、御指摘いただいたようになかなか実績が上がっていないのが現状であります。

今後は年に1回の広報「いわくら」やホームページへの掲載だけではなくて、商工会や市内及び近隣の不動産屋とも連携してPRしていくとともに、御提案いただいたような売り上げ連動家賃補助や他市町の状況も参考にしていきたいと考えております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 現状ではほぼ想定内のお答えだったかなあと思うんですが、それでやはり空き店舗で事業を営もうと思ってもいろんな経費がかかるんですね。内装を直したりとか、そういったいろいろ改修費用等がやっぱりかかってしまうと、なかなか借り入れて、その返済に追われてしまう

ということもございますので、いずれにしても現行の制度を今後継続して実施していくというんだったら、以前和泉村の出店のときも、あれはたしか改装関係の補助もしたかと思うんですね。それは特別な扱いだとしても、そういった店舗を改修する際の何らかの補助をかけるとか、あるいはやっぱり融資をしていくとか、そういったことで、とにかく当初の立ち上がりを何とか支援する有効な方策が、合わせわざみために私は必要ではないかなと思うんですが、そういうことも含めて、制度の見直しのほうを進めていただきたいと思いますので、ここで商工農政担当課長さんの決意表明をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） たまたま今年度は実績がなかったんですけども、実際、前もお話ししたんですけども、駅東の生田通りに子どもの服屋さんが出店したという、たまたまそれが先月ぐらいにまた廃業になっちゃったもんですから、言えないんですけども、そこはそこでいろんな事情があって申請されなかったこと。あとは米乃家さんもたくさん空き店舗を出店で使っていただいていますし、駅西のところについても、以前お話ししましたが、今はアピタ、前のピアゴさんが改装中ということで、旅行会社さんが空き店舗を使って営業されて、そこはもう12月以降はアピタ岩倉店がオープンしたら、また戻るという話は聞いているんですけども、その隣にも喫茶店さんが廃業されたところに居酒屋さんも出店されています。そこに僕が自分でお店に、夜じゃないですけど昼間に行って、改装されるのであればこういう補助金もありますよというお話はしてきたんですけども、実際そのお店のほうで申請されてきていませんので、補助金の実績等には上がっていないんですけども、出店されているお店は幾つかあります。

今後も改修費についても、今おっしゃられたとおり耐震がない建物があったり、そういった改修費にたくさん費用がかかるということもありますし、近隣ですと江南市さんですとか小牧市さんは改修費の補助もされているようですけど、今言った補助以上の改修費がかかるもんですから、なかなか実績が上がっていないところもお聞きしていますので、今後も少し他市町村の事例を参考にしながら、そういった黒川委員に提案していただいた内容についても少し視野に入れて検討していきたいと思いますので、お願いします。

◎委員（黒川 武君） 期待しております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 私も成果報告書138ページの商工振興費のうち、7の商店街街路灯LED化補助金について、まずお聞かせいただきたいと思います。

これは平成26年度からの実施ということで、247万1,000円の補助ということですが、これで商店街の街路灯についてはどのぐらいLED化されたのかなあというふうに思うわけですけど、そういう割合なんてものは何かあるんでしょうか。また、27年度については、これは予算化がされていなかったような気がするんですけど、単年度で考えたものなんでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 今お話しいただきました街路灯のLED化に伴うお話ですけれども、全部で325基ありました。そのうち、230基についてLED化にさせていただきました。単年度でということで26年度に実施しましたが、商工会から聞いております話ですと、商工会の街路灯については老朽化しているものもありますし、実際に電気料のほうを支払うことに苦慮しているというところ、発展会もあるようですので、そういったところについてはLED化していないという部分もありますが、商工会と話していく中で、この230基についてはLED化に変更をさせていただきました。

あと、実際商工会が管理している全ての街路灯について、これからどうしていくのか、全ての発展会の意見をまとめた上で、商工会の方針だとか考えをお聞きしたいと考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ということは、残りの95基については商工会の意見をもう少しまとめたところで、例えば28年度に予算化するだとか、そういうふうに考えているのかどうか。そういう点についてはいかがでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 街路灯のLED化につきましては、今回一般質問のほうでも質問をされておりますが、実際にもともとLED化に向けてはこの議会の中でも、実際に立っているんだけども電気がついていないという御指摘を大変多くいただいております。商工会とその解消方策の一つとして、LED化にすると電気料が安くなるので全ての電気がつけられるんじゃないかというところの話し合いの中で、全部の街路灯をLEDにすることで、実際今年度から街路灯の補助金はなくすよという条件で予算化したという経緯があります。

ただ、そういった経緯ではあったんですけども、実際やってみると本当にLED化しても耐えられないような老朽化した街路灯ですとか、あと発展会によっては、その時点ではできると言ったものの、実際LED化の工事に当たって、予算がやっぱり出せなかったとかいうところもあります。

そういった経緯があって街路灯の補助金はなくしていますので、来年度また復活するかどうかについても、先ほど新中須のほうも申しあげましたが、商工会が、一発展会ではなくて全部の発展会、市内の街路灯についてどうい

うふうにしていきたいのかというところを一度方針を聞いて、そういったことについても相談していただけたらいいかなというふうに考えています。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次に、成果報告書の146ページの観光振興事業で、前からいわく一豊コンのことについてはいろいろお聞きしているところでもあります。改善も図っていただいて、取り組んでいただいているというところなんですけど、この観光振興というところで捉えるのがどうかなあというところも少しあるところでもあります。岩倉市の知名度向上ということが一つの目的だというふうに思いますが、この参加者というのは市外の参加者がほとんどなんでしょうか。そういった状況をもう少し教えていただきたいと思います。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 26年度に開催されました街コン、一豊コンですけれども、参加者の人数ですが、全部で男性が48名、女性が51名でございます。男女の市内、市外の内訳でございますが、男性については市内17名、市外が31名です。女性については市内が12名、市外が39名ということで、合計99名の参加者に来ていただいております。

あともう1点ですけれども、先ほど街コンイベントの委託料のお話で、観光費じゃないんじゃないかみたいなお話をいただきましたけれども、27年度から観光振興事業より商工振興費のほうに移行していますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

市外のほうが多いものの市内の方も多く参加しているということで、そういう位置づけに変えていくということで、それは正しい方向だというふうに思うんですけど、この事業というのはほかにもいろいろ効果があるということはこの間ずっと一貫して言ってきたというふうに思います。やはり岩倉のこの街コン事業によって、結婚に結びついて定住促進策にもなっていくのではないかなあということで、そういうことになった場合の何かの特典を与えたりだとか、そういうことをこの間提案してきているところで、全国的にこの街コン事業をやられておりますし、この街コン事業が本当に一大事業になっているような市もあるというふうに思っているところです。そういうところも参考にしながら、これをもっともっと発展させていって、いろんなこのことによって観光もあるし、商工振興にもなるし、定住促進策にもなる。若者が集まるような、そういう市にできる。こういうようなことが夢が

広がるわけですが、そういう事業に発展させていくような方向性といえますか、そういうものをぜひ持っていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 今お話しいただきました、もともと観光で市外の人に来ていただきたいということで、まちを知ってもらいたい、実際に訪れてもらいたいということで始めた事業であったんですけども、やっぱり来てもらって、市のこういったお店もあるよ、こういったいいところがあるよというところを知ってもらいたいということもあって、やっぱり観光じゃなく商工振興のほうかということで、今年度から観光振興費のほうに移して実施をさせていただいています。

この事業については商工会と共同で実施しているんですけども、なかなか市も商工会もやっぱり市を知ってもらいたい、商店街を知ってもらいたい、市の活性化につなげたい、魅力を上げたいということで始めているんですけども、参加する方はやっぱり出会いたい、いい相手を見つけないといけないところで、今回で3回目になるんですけども、アンケートを見る中で、ちょっと私どもが思っている目的と参加される方の目的が少し違っているかなというところで、今回また12月の開催に向けて、今商工会と打ち合わせをしているんですけども、もう少し市内の商店も知ってもらいながら、お互い参加者の中で出会いができるようなイベントの内容に今回は変えていきたいというところで、今相談しているところですので、商工振興プラス、結婚してもらって、定住策。定住策といいますと、昨年少しお話ししたんですけども、実際にカップルになって結婚をしたときには、い〜わくんが結婚式にお祝いに行くよということをやっていたんですけど、結局カップルにはなったんですけど、その後うまく続かなかったという話を聞いていますので、今年度も引き続きそういったところも含めて、カップルができて、岩倉に一人でも多く住んでいただけるようなイベントにしていけたらなあということで、商工会と検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梅村 均君） 同じく観光振興事業の1番ですけども、J A Fの関係のホームページを使った情報提供の記述がございました。それで、ドライブコース登録が6コースで2万577アクセスというふうにはなっているんですけど、このアクセス数はJ A Fの全体のものなのか、この岩倉に限った6コースのものなのか、そこをお聞かせお願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） この2万577アクセスということですが、これは全国での数字になっております。全国のドライブコースの2万577アクセスというのは、全国の人たちがこの岩倉の6コースを見に行ったアクセス数で、2万577アクセスでございます。

その内訳なんですけれども、桜まつりのコースが一番トップでして、2万577アクセスのうち、1万5,961アクセスが桜まつりのコースということで、あとは軽トラ市であったり、楽器のルーツを知ろう・船橋楽器資料館コース、あと自然生態園コース、い〜わ岩倉めぐり・岩倉のまちを歩こう岩倉駅コースがそれぞれありまして、合計で2万577アクセス数ということで、よろしくお願いたします。

あと、今年度4月のJ A Fナビの報告が愛知県支部から来ておりますので、報告させていただきます。岩倉は4月のアクセス数ということで、4,084アクセス。これが先ほど言いました岩倉桜まつりのアクセス数になりますが、4月だけで4,084アクセスということで、全国で2番目ということで、1番目が愛知県の豊根村、4,529アクセス。これが芝桜になります。第3位のほうが兵庫県南あわじ市ということで、自然と食を楽しむドライブコースということで1,821アクセスということで、岩倉は4月の2番目ということで、桜まつりについてのアクセス数が多かったということで、よろしくお願いたします。以上です。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

J A Fのホームページでは全国有数の観光ドライブコースというようにことなっているんだなということでわかりました。

それで、ちなみにこれに対する費用というのは幾らぐらい、概略でもいいんですけど、かかっているものなんでしょうか、お聞かせください。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） これにかかる費用につきましては、J A Fナビの観光写真及び観光施設情報登録機能を利用して、この観光情報提供年会費というものがございます。年会費4,000円でJ A Fナビに掲載をしていただいておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 桜まつりについて、ちょっとお尋ねいたします。

平成26年度は新規事業として花咲か大声コンテストということで、新規事業が書いてあります。黒川委員の提案で、私が初代チャンピオンにならせていただきまして、記述ありがとうございます。

それはちょっと置いておいて、最後のところに、この成果として商工業の発展、まちのにぎわいの創出、愛着の醸成というふうに非常に抽象的な記述がしてあります。この桜まつり事業というのは、やはりたくさんの方の市内外か

ら観光客が来て、岩倉市のPRとともにやはり経済効果、お金を落としてもらおうというのが重要じゃないかなというふうに考えるわけです。

桜クーポンの経済効果であるとか、桜まつり全体のやっぱり商工業のどれぐらいあるのかという分析を1回はするべきだというふうに思うんですけども、それによって委員からも提案のあった施設の整備ですか、あのぐちゃぐちゃになったところに幾らお金を投資すれば、こんなにお金を落としてもらえらんだったら、このぐらいの金額は投資できるんだというような考えにも結びつくと思うんですね。そこら辺の状況をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 今の経済効果に関してなんですけれども、これは桜まつりを開催するに当たり、実行委員会を開催していろんな議論をいただきながら桜まつり開催をしていますけど、桜まつりの実行委員会でも、やはり桜まつりの経済効果は出すべきじゃないかという御意見をいただいています、ただ経済効果と言いましても、1次効果、2次効果、3次効果、本当に調べようと思うと、例えば商工会ですとか、市の職員だけでできるようなものじゃなく、やっぱりコンサルなんか頼んで調べてもらうというところで、一度その見積もりみたいなものをいただいたんですけれども、その経済効果を出すだけで何百万もかかるようなお話でしたので、そういったことも実行委員会に報告しながら、部長も先日の本会議のい〜わくんの経済効果に関して、具体的な各お店が幾ら売り上げがあったよとか、先ほどのクーポン券が幾ら使われたよとか、そういった個別のことは出るんですけれども、やっぱり1次効果、2次効果、3次効果まで考えた経済効果、先ほど堀委員が言われたような効果を出そうと思うと、やはり専門家が調べて出してくださいようなことになりますので。それともう1つは、そういった経済効果を商工会のほうで何かできないかという話は市のほうもしているんですけれども、商工会としてもやっぱりそれだけの技術とか、そういった出す方策もないということで、やはり経済効果を出すにはコンサルに頼むことになっちゃうんですけれども、その費用を出してまで、まだ経済効果を一度出してみようという話にはなっていませんが、今後もし、それでもやっぱり一度は出すべきじゃないかということになれば、また予算計上させていただいて、そういった経済効果を調べていかなければいけないのかなということは考えております。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款6商工費を閉じさせていただきます。

では、引き続いて款7 土木費。

決算書は242ページから258ページ、成果報告書は149ページから165ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書の150ページ、耐震対策費についてお伺いします。

耐震診断の実施状況というのがありまして、21年度は木造住宅の耐震診断が517件から、22年、23年とずうっと減ってきているんですね。去年の26年度に関しては21件。その改修事業がされたのは8件という報告がありますが、この毎年減ってきているのには何か理由があるのでしょうか。

それと続けて、昭和56年以前の旧耐震の木造住宅はどのぐらいあるのかという数字がある程度わかっているれば教えてください。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） まず1つ目の御質問にありましたとおり、耐震診断の件数が年々減ってきておりまして、引き続きこれは広報でPRしたり、あとローラー作戦と言いまして、地区に建築士さんと一緒に入って、戸別でお尋ねをして、耐震診断を受けてくださいということで、ずうっとお願いはしておるんですけども、なかなか診断申し込みもいただくんですが実施に至るというケースが非常に少なくなっておりまして、これは岩倉だけの傾向ではなくて、愛知県全体として近隣の市町もそうなんですけれども、やはりずうっと件数が下がってきておるといふことこの状況です。

何でかということですが、やはり県とも話す中では、最近ちょっと地震もないということで、起きればばーんと上がるんですけども、やはり少しそういった意識的なものが薄れてきているというのも1つ影響じゃないかということはお申ししておりました。

ここについては、私どももそういった診断を受けていただいて改修をしていただくということをどんどんPRは引き続きやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、2つ目の御質問にありましたんですが、現在の木造住宅等の状況ということでして、私どもが今把握しておりますのが、平成25年度に住宅都市統計調査を実施しておりまして、その中で一部推計も入ってはおりますけれども、現在住宅の木造の総戸数が9,460戸となっておりまして、そのうち耐震性があるものが5,832ということで、現時点での耐震化率というのが61.6というような状況になっております。あわせて、非木造につきましても9,480の戸数のうち、耐震性ありというものが8,830、耐震化率が93.1ということで、総計しまして1万8,940のうち、耐震化率というのが進んでいるの

が1万4,662で、率として77.4ということになっております。

昨年の7月に耐震化促進計画につきまして改定をさせていただいたんですが、改めて住宅都市統計調査で25年の数字が出ましたので、少しそれを参考にまとめさせていただいていますので、若干耐震促進計画に掲載しております耐震化率より3ポイントほどちょっと率は下がってはいますが、こちらについても引き続き耐震化を進めるよう施策を張っていく必要があると考えております。よろしくお願ひします。

◎委員（鈴木麻住君） 私も耐震診断のローラー作戦とかやっていたので、事情はよくわかっていますので、一生懸命PRしていただきたいと思ひます。

それともう1点、非木造の建築物に対する耐震改修補助はほとんどないということなんですけれども、それは何か理由があるんですかね。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） こちらについても、言ってしまえばPR不足かもしれませんし、ローラー作戦としてはまず木造を先に攻めようということで、優先的にそちらばかり行っていて、非木についてはほとんどノーマークの状態でございますので、そういったこともちょっと件数が今ゼロという理由かと思ひますので、こちらも引き続き啓発していかなきゃいけないと認識しております。

◎委員（鈴木麻住君） 続きまして、156ページの道路橋梁費の中で、下の段ですね。道路付属物修繕計画策定事業ということで、25年度から繰り越し事業として市道に設置している道路照明とか標識ですね。この辺の点検をずっと実施しているということですが、悪いものは適宜修繕しているということで、要するにこの点検作業はもう全て市道に関しては終わったということよろしいんでしょうか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 市内に設置されています道路照明灯と標識については、全て点検のほうは終わりました。

◎委員（鈴木麻住君） 工事のほうはまだ残っているんですか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） こちらなんですけれども、点検のほうは実施いたしまして、健全度判定というんですか、1段階から4段階、判定があるんですけれども、その中で3、4と悪い方になるんですけれども、そういうものに関してはすぐに修繕をするというものになっております。4という判定はなかったんですけれども、3という判定はございまして、そちらのほうは全て対処のほうは終わっております。

◎委員（梅村均君） 決算書のほうで251ページなんですけれども、交通安全施設設置事業でございます。黒い太字の上から4つ目の事業の中で、修繕料

が739万七千幾らとあります。それで、こういった施設修繕を何とか減らせないものかと思ひまして、いろいろ証書類も見させていただきましたら、そのうち半分がカーブミラーの関係でございます。393万円ほどカーブミラーなんですけれども、どうしてこのカーブミラーの修繕がかかってしまうのか。そのあたりの原因等がわかりましたらお聞かせをお願いいたします。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 昨年度はカーブミラーの修繕は確かに半分ぐらいさせていただいております。その理由なんですけれども、昨年26年のたしか4月ぐらいだったんですけれども、カーブミラーが突然倒れたという箇所がございまして、それは根元が腐っていて、気づかずにぽきっと折れてしまったような状態で、地元の区長さんが支えてくれていた状態で、それが早朝だったんですね。ほかにもそういうところがあるんじゃないかということで、昨年そこのカーブミラーが折れたということがありましてから、もうすぐに全基を、大体700ちょっとのカーブミラーの基数があるんですけれども、職員で全部点検しました。その結果、これは緊急に対応しなければいけないというところがあったので、昨年30基、立てかえだったり、補修のほうをさせていただきました。その関係で去年はカーブミラーの修繕にちょっと費用がかかりました。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の153ページの五条川右岸堤防道路整備事業についてお聞かせいただきたいと思ひます。

この五条川右岸堤防道路の整備につきましては、ここに書かれているように大市場橋から竹林公園までということで、地盤沈下によるゆがみだとかいったものを修繕すると同時に、五条川沿いを歩くということでの道路整備ということだというふうに思っております、かねてから住民から大きな要望があったところだというふうに思いますが、26年度のこの到達を見ますと、少し見通しがどうなのかなというふうに思いますが、現時点でのこの進行状況というのはどのように見ているのでしょうか。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） まず、現在の進捗状況について御報告のほうをさせていただきます。

平成27年の8月時点では、愛知県の用地買収率が48.8%、岩倉市の用地買収率が66.0%、合計で50.9%というふうになっております。なお、一番危険となっておりました事業区間の中心部から竹林公園までの住宅密集地につきましては、昨年までに全ての建物のほうの移転が完了しております。

続きまして、今後の予定につきましては、今年度愛知県のほうでは工事に入る前の詳細設計のほうを行っており、早ければ平成28年度より用地買収が

完了した竹林公園から中心部までの工事に入るといふように聞いております。

なお、事業区間の北側の地区につきましては、納税猶予の適用を受けている方やお墓の移転など、まだ解決しなければならない課題が残されておりますので、愛知県のほうからは現時点では完成の明確なめどはちょっと申し上げることはできないといふふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書で164ページ、公園施設管理費について、あと決算書の257ページですかね。そこで、下のほうで公園施設整備事業というのがございまして、白山公園、御土井公園、国衙公園便所出入口園路の改修工事とか書いてあるんですけども、これで確認申請、あるいは検査手数料というのが計上されているんですけども、建てかえられたものがあるんでしょうか、この中に。

◎維持管理課主査（田中伸行君） こちら3公園、白山公園、御土井公園、国衙公園のトイレのほうを全て建てかえました。

◎委員（鈴木麻住君） 改築ならよくわかります。それで結構です。

それからもう1点、公園の管理費ということで、清掃費が計上されていると思うんですけども、その清掃費についてはシルバー人材センターに委託されているということなんですけれども、その中で石仏の天王公園、それと東町の長瀬公園、下本町の辻田公園に関しては区のほうに清掃費が払われているんですけども、これはどういう経緯で区のほうに払われているのか。それはシルバーとは全然関係ない、もう区に委託されているということなのか、ちょっと教えてください。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 辻田公園と天王公園と長瀬公園。まず、長瀬公園が一番新しくできた大きな公園なんですけれども、あそこに関しては地元の方にも計画の段階から入っていただいて、また東町にはみどりの風といって、すごい地元でしっかりした団体がございまして、その団体の方に管理していただいているんですね。

あと、天王公園と辻田公園、もう1つ天神公園が再整備計画といって、平成6年とかそのぐらいにちょっとお金をかけて再整備をしました公園で、それもそのときに地域の方に寄っていただいて、プランの段階からつくっていただいたという経過がありまして、その経過の中で、管理も地元でやっていただきたいと、やっていただこうというのがまず流れでございました。その中で、やはり高齢化とともになかなか地元では管理ができないようなお話もございまして、まだ天王公園は引き続き地元で管理のほうをしていただいております、天神のほうはちょっともうなくなってしまったんですけども、

辻田公園もトイレだけは地元で掃除とかしていただいているという状態で、そういう経過がありまして、地元でやっていただいている部分とシルバーでやっていただいている分がちょっと分かれております。

◎副委員長（榎谷規子君） 4点ぐらいあるんですけど、お聞かせください。

まず、151ページの舗装側溝のことなんですけど、農業用水のところではさっきちょっと言いそびれたんですけど、用水路なのか側溝なのかというので、何か担当者によって違うんだけどというふうにも言われたんですが、かつては用排水路でも、今は用排水路じゃ用を足していない側溝のようなところでも、やはり防護柵が置いてあるようなところは側溝のふたをしてもらうというのは難しいんでしょうかね。今の現状で、いろんなところが側溝工事ができていて、ふたをしてもらっているところが多いと思うんですが、かなり古い住宅などの宮前町なんかで、かつては用排水路で用を足していたところなんかで防護柵があり、もう本当にしゅんせつですするのに御自分では大変というようなところが何とかできないかというような状況もあるんですが、そういった地域が幾つかまだあると思うんですが、どうなんでしょうか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 榎谷さんがおっしゃられるところの場所も把握しておりまして、ほかの方からもよく聞くところであります。

市としてというか、そのような場所はいっぱいあるんですけども、やはり要望がたくさんございまして、その中でじゃあどれを優先していくかというところでどうしてもなってしまう。通常の道路の側溝であるとか、用水の側溝、ほぼ用水として機能していないけれども大きいようなところってよくあると思うんですね。その中でも壊れていれば当然直しに行って、その際にはじゃあ通常の側溝の形にしましょうとかいうお話にはなると思うんですけれども、用水の場合ですとかなり延長もございまして、大きいものから、壊すだけでもお金がかかってしまうとか、そういうものがあります。なので、現在は通常の側溝が壊れているものを優先して工事のほうは行っていっておりますので、非常に地域の方には御迷惑をかけるかもしれないんですけれども、今危なくない状態であれば、ちょっと今はそのままの状態になっているというふうです。

◎副委員長（榎谷規子君） じゃあ、壊れているものから優先で整備しているという感じですね。

あと、152ページの五条川堤防道路なんですけど、今まだ9月、10月と台風シーズンがあるから、そのまま土のうを置いてあるところが多いと思うんですが、袋から砂が漏れて出ているところなんかでも何か所かあって、住民の人たちに景観も悪いしどうなんだろうかという声があるんですが、どうでしょ

うか。破れているのが多いのは、東町の右岸のほうが多いかな。

◎都市整備課長（高橋 太君） こちらの主要施策のほうの五条川の堤防道路といいますのは、先ほど井手上グループ長が発言していましたように、場所としては竹林公園の……。

◎副委員長（榎谷規子君） 五条川堤防道路の防災ベンチのところなので。

◎都市整備課長（高橋 太君） わかりました、済みません。僕が勘違いしていました。

防災ベンチのところの土のうの管理につきましては、危機管理課のほうで出し入れのほう等しておりますので、そういった御意見のほうを危機管理課のほうに伝えておきますのでよろしく申し上げます。

◎副委員長（榎谷規子君） お願いします。

162ページの北島藤島線の街路改良工事についてですけど、25年度から26、27、まだ28年度まで工事が続くということで、現在橋梁部の西側のほうで排水路と交差点になるところで一部南側のほうには、側溝を道路状にして、その部分はいれない虎柵になっている部分があるんですが、住民の方たちには、なぜあの部分がどういうふうになるのか、あの虎柵はどういう意味があるのか、なぜ入ってはいけないのか何なのかというようなことを聞かれるんですが、何らかの形でこの部分は供用開始になった場合、道路になる、交差点のような、そういう説明の表示みたいなのを置いてはどうなのかと思うんですが、どうなんでしょう。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） 今御指摘いただきました新堀用排水路につきましては、水路を挟みまして東西それぞれで対面通行という形になっております。そのため、平成18年度に実施しました愛知県の公安委員会との協議の中では、北島藤島線の供用時には安全面から水路を挟んで、ある一定区間、東西の道路を集約して、南北1方向ずつの通行にするよう指導を受けております。そのため、昨年度から水路の暗渠化の工事を行っているといったところでございます。

また、計画につきましては、設計段階の平成23年の6月と11月に5回、地元説明会を行わせていただきまして、また工事着手前の平成24年の8月にも2回、地元説明会のほうを開催し、計画内容の説明を行って周知を努めてきたところでございます。

さらには、北島藤島線の供用前には広報ですとか地元への回覧などで交通形態の周知を図っていかうと考えておりましたが、今回このような御指摘をいただきましたので、費用をかけないような方法で、案内図を現地に掲示するといったような方法で周知を図っていきたいというふうに思いますので、

よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款7土木費の質疑を終結いたします。

ここで職員入れかえのため休憩をさせていただきます。

委員の皆様方にお諮りします。ここで休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 40分まで休憩とします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、款8消防費に入らせていただきます。

決算書は258ページから270ページ、成果報告書は166ページから173ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の166ページの常備消防事業について、2点お聞かせいただきたいと思っております。

1点目は2のところの予防業務というところの記載の中で、住宅用火災警報器について、平成26年度の設置状況については59%でしたという記述があります。それで、昨年度からこの数値というのが把握の仕方が変更になりまして、より厳密な形での把握になっているというふうに思います。それで、既に県の設置状況だとか全国の設置状況も少しはお聞きしているわけですが、それと比較して岩倉市はどういう状況なのかということ。それから、これをさらに設置率をふやしていくという点での対策について、何か講じていることがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

◎消防本部総務課長（伊藤真澄君） 平成26年度の設置率は、調査方法の変更もありまして全国的に減少しております。平成26年6月1日時点の条例適合率によります設置率は、全国平均で66.9%、愛知県平均で46.4%となっております。

岩倉市においては59%にとどまっています。今後、大規模物販店や各種イベントでPR活動を行うなど、多くの人が集まる機会を捉え、広く市民に住宅用火災警報器の重要性を周知していきたいと思っています。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

県の平均の数値よりは高いものの、全国よりは少し低い状況であるというふうに思いますので、いろいろ捉えてPRしていただきたいというふうに思います。

2点目は、本会議では予防業務の内容という表の中で榎谷委員から幾つか

質問があったと思いますが、私は防火対象物への立入検査58施設ということで、この間、医療機関だとか介護施設での火災が起きて亡くられるという事故が非常に連続してあって、そういう医療機関や介護施設についてのスプリンクラー設置を進めていくという動きが強められているというふうに思います。

これには基準があるもんですから、必ずつけなきゃいけない面積、またはそういうことが課せられていない施設もあるわけですが、岩倉市の場合はこれまでの議会の答弁でいきますと、残り1カ所だったというふうに思います。それについては面積基準を超えていないから、必ずつけなきゃいけない施設ではないというふうにはお聞きしているわけですが、この1施設について、やはり小規模であってもつけるべきではないかなというふうに思うわけで、取り組みはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部総務課長（伊藤真澄君） 社会福祉施設につきましては、年1回以上の立入検査を実施しております。市内には特別養護老人ホームとかグループホーム等に該当する施設が11カ所あります。そのうち10カ所はスプリンクラー設備が整備されておりますが、残り1カ所、法改正前は任意で設置していただきましたが、法改正により、現在設置義務がある施設となっております。未設置の1カ所ですが、グループホームなんですが、法改正前は設置義務がなかったため設置はしていませんが、現在施設管理者との話し合いにおいて早急に対応することになっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

義務化されたということで、これは早急な対応が必要だというふうに思いますので、指導のほうをよろしくをお願いします。

消防費で最後ですけど、成果報告書の170ページの非常備消防費についてもお聞かせいただきたいと思います。

消防団員のいろんな平時の主な活動ということで、ここに記載がされております。こういう活動について、最近では非常に出席率が高くということで本会議でもお聞きしているところではありますが、行政区によっては参加が非常に低いところもあるというふうに思っています。そういうところで、今の消防団員の88人の人数はキープしながらも、行政区ごとにやはり機械的に1行政区何人という形で出すのではなしに、もう少し出席がきちんとできるような形での選出といいますか、こういうことというのはなかなか難しい問題だとは思いますが、検討なんかはされていないんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部総務課主査（伊藤孝夫君） 消防団員の出席状況については、委員おっしゃるとおり、確かに行政区で大変多い出席をいただける行政区もあれば、なかなか御出席いただけないという行政区も実際のところございます。ただ、そういうところに対してはどうしていくのかというところについては、やはり消防団員個々の意識の問題というのが一番だというふうに考えておりました。その辺のところは団の幹部をもとに、分団長を中心にさらに意識の向上をしていただくように事務局からも働きかけをしていきたいというふうに考えております。

また、消防団員の選出の方法という御質問ですが、岩倉市は御承知のとおり、任命要件の一つに区長から推薦をいただくということがございます。なかなか他市にはない要件だなあというふうに考えておりますが、本市としては逆に区長の推薦をいただくことで市全域に均等に消防団員さんが配置できるというメリットが大きいというふうに考えておりました。ただ他市の確保の状況ですね。そういった状況がないにもかかわらず、多くの人員を確保されているという市町村もありますので、一定その選出の方法といったところは今後も継続して研究していきたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 2点お聞かせください。

まず1点目ですけれども、先ほどの木村委員の質問とちょっとかぶるかもしれませんが、166ページの予防業務のところ、先般のダンボール工場の火災を経験してちょっと思ったんですが、やはりスプリンクラーや防火管理者の基準というのは国の予防条例とかあると思うんですね。地域主権改革で市町村独自の基準をつくりなさいというような考え方もほかの条例ではあるわけですが、事このことに関してはダンボールという燃えやすいものが大量に置いてあるにもかかわらず、その基準でいうとスプリンクラーの設置義務もない、防火管理者の設置義務もないというお話でした。

やはり、その国というのが最低基準を示すのみだなというふうにつくづく思ったわけですが、その点で安心・安全を向上させるためには、やはり岩倉市独自のもう少し厳しい基準で点検をして回るような気もするんですが、そのところの考え方はどうなんでしょうか。

◎消防本部総務課長（伊藤真澄君） 現状、消防で把握している対象物について、立入検査等はしっかり行っておりますが、届け出等々がないものに関しては、やっぱり消防としても把握はちょっとできない状況でございます。今後、立入検査の方法をちょっと検討をしていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） もう1点ですけれども、消防団員の話です。

私も以前、消防団員になると特典が付与されるようなほかの自治体の事例

が紹介されたりがありました。そこら辺での岩倉市としての消防団員をたくさん集める、そういう方策についての進捗状況なんかがありましたら、お答えいただきたいというふうに思います。

◎消防本部総務課主査（伊藤孝夫君） 県内では、その消防団員に対する優遇措置ということで、16の自治体が、例えば消防団員証を提示すると特定の飲食店で割引サービスを受けられたりですとか、特異なところと言えば、家賃補助をしているような市もございます。ただ、一定そういったところを継続して検証しておるわけですけれども、その16自治体中、じゃあ定数を確保しているところはどれだけだということを調べますと、2の自治体にとどまっているというところがございます。

ただ、飲食店で割引サービスを受けられるということに対して、消防団員にも意見を聞きますと、やはりそういうことがあればということも意見としてもらっていますので、引き続きそういうところを検討しながら、岩倉市に合ったものというところを研究していこうかなというふうに思っています。

◎副委員長（榎谷規子君） 167ページの救急発生状況のところでお聞かせいただきたいと思います。

交通事故の搬送が一昨年度よりも昨年度は3件少ないものの、依然として多い。愛知県が本当に交通事故多発のところを言われているわけですが、こういう事故があった箇所を今、都市整備課の道路の状況だとか危機管理課での情報共有などをぜひしていただきたいとかつても言ったんですが、状況はどうか。

◎消防本部消防署長（真野淳弘君） 去年、榎谷委員のほうから御意見いただきまして、都市整備等の例えば交通事故で破損した場合は、すぐに連絡体制をとっていたんですが、そういう事故現場ということ去年にあっては行政課、ことしの4月からにあっては危機管理課とその事故現場の地図を送りましてお互いの情報を共有しながら事故対策につなげていければと思って、現在も続けてやっている状況です。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。ぜひそういう情報共有をしながら、事故が減る努力をよろしくお願いします。

せっかく救急救命士の方がいらっしゃるの、かかわってお聞かせいただきたいんですが、交通事故の搬送で救急業務が拡大する中で、やはりこの170件近くの搬送の中で救急業務を拡大する中で行った処置というのはふえてきたんでしょうか。

◎消防本部消防署主幹（川松元包君） 25年と比較して26年度は総件数としてはふえているような状況ですが、認識としてはここ数年、横ばいの件数と

いう認識でおります。ただ、救命という目的を達成するためにいろいろな方策がとられているような状況で、今お話をいただきました処置に関しましても、今年度の4月より愛知県では本格的な救急救命士による処置の範囲拡大ということで、今までは呼吸や心臓がとまった方に対してしか認められていなかった点滴、輸液とかが認められるようになっているような状況であります。

◎副委員長（榎谷規子君）　そういう処置の範囲拡大の中で、この搬送の中でそういった状況がふえてきたというところではまだない、横ばいという感じですか。

◎消防本部消防署主幹（川松元包君）　先ほど説明させていただきましたように、具体的に処置拡大が始まったのがこの前の4月ですので、統計はこれからとることになると思いますが、処置をやった件数としましては、当然のことながら26年度はゼロですので、ことしから始まっていますのでふえているというか、始まった事業ですので、御理解よろしくお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩を閉じ、再開いたします。

◎副委員長（榎谷規子君）　一番新しい改正がまだこの決算にはあらわれていないということなのですが、その前に拡大された状況の中でどうなのかというのをわかったらお聞かせいただきたいんですが。

◎消防本部消防署主幹（川松元包君）　済みません、具体的な数字までは持ち合わせておりませんが、救命士であればすぐに認められるものではなくて、予算を認めていただいて、必要な講習を経て認定を受けるという状況ですので、認定救命士のほうも年々ふえているような状況ですので、処置はそれに伴ってふえているような状況です。

◎委員長（伊藤隆信君）　ほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君）　これをもちまして款8消防費を閉じさせていただきます。

お諮りをいたします。質疑の途中でございますけど、本日はこれをもって散会したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君）　御異議なしと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。次回は9月15日10時から再開をいたします。お疲れさまでした。

財務常任委員会（平成27年9月15日）

◎委員長（伊藤隆信君）　きのうに引き続きまして、財務常任委員会を始めさせていただきます。

関係者、当局の皆さん、そしてまた委員の皆さんの全員に出席をいただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

議案第64号の平成26年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定の議題の中におきまして、きょうは款9教育費、そして項1教育総務費から項3中学校費でございます。

決算書は272ページから292ページ、成果報告書は174ページから195ページの質疑から入らせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、質疑を許します。

◎委員（相原俊一君）　成果報告書の186ページの件についてお聞きします。

子どもと親の相談員設置事業なんですけど、この一覧表の中で、いじめがトータルで小・中学校で1、友人関係の悩みが739と。この相談数というのは、相談員の方の報告数ということですよ。

◎学校教育課主査（今枝かづき君）　こちらの件数につきましては、相談員さんの延べ件数の集計となっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（相原俊一君）　そうしますと、例えば相談する本人が、これはいじめだよと思いながら相談しても、友人関係だと相談員の方が判断することもあり得ると思ってよろしいでしょうか。

◎学校教育課主査（今枝かづき君）　はい。相談員さんが判断をしてカウントしているものです。

◎委員（相原俊一君）　私が一番危惧するのは、以前、教育長とも懇談したことがあるんですけど、いじめがゼロというのはあり得ないというような前提の教育長なんですよね。ですからその意味で、1とかゼロとかというのは、いじめの観点をどのように考えていらっしゃるのかなと思って、その辺をまた機会があるときに伺っていきたいと思います。ありがとうございます。

◎委員（梅村均君）　同じところの質問ですけれども、この相談員の方の活動の体制を少し詳しく教えていただければと思うんですけど、単価が1,000円ということで、それから計算すると毎月60から80回ぐらい活動されているように読み取れたんですが、どうなんでしょうか。1日何時間、決まっているようになっている活動なのか、都度出てきて活動されているのか、その辺の状況を少しお聞かせをお願いいたします。

◎学校教育課主査（今枝かづき君）　今現在、子どもと親の相談員さんは各

小・中学校に1名ずつ配置してありまして、基本的に月曜日から金曜日まで毎日4時間の勤務体制をとっております。予算として、1時間当たり1,000円ということの4時間の週5日間の35週の掛けることの小・中学校7校分ということの予算の積み上げとなっております。よろしくお願いたします。

◎委員（関戸郁文君） 成果報告書の190ページ、保護者の負担の軽減のため副読本の無償配付を行いましたというので10校、中学校でも同じように、194ページになるんですけれども、13校あるんですけれども、これはどのように決定されて、これが多分正しいと思うんですけれども、その決定の方法とかを教えてください。

◎学校教育課長（石川文子君） こちらの副読本の選定につきましては、以前、補助金とか負担金の見直しを図ったことがあったんですけれども、そのときに改めて各学校のほうから委員の方を選定していただいて、改めて近隣の状況等を見ながら、この副読本に決定をさせていただいたところです。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの相原委員の質問との絡みなんですけれども、私もPTAの関係者の市民の方から聞くと、いじめの問題は潜在化していて、なかなか見えにくくなっていて、実際はもっとあるんだよという話を聞きました。そのことと、不登校の数も出ていましたよね。25年度に比べて26年度は率としてはふえています。いじめの問題と不登校の相関関係みたいなどの分析というのは、どのようになっているのでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 不登校といっても、必ずしもいじめが原因というわけではなく、さまざまな理由がございます。家庭のことですとか、病気ですとか、さまざまな原因がございます。そういった意味では、直接不登校の数といじめの数と結びつくものではございません。その相関関係の調査といったことは、今のところしておりません。

◎委員（堀 巖君） では、直接もう一回お聞きします。

177ページの不登校児童・生徒の数のところの小・中学校、中学校がやっぱり多くて心配なんですけれども、例えば36のうち、その原因が経済的な悩みであるとか、いじめであるとか、そういった内訳というのは把握してみえますでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 不登校につきましては、各家庭、児童・生徒の状況、担任及び関係職員がチームになって調査をしておりますので、個々の原因については各学校で把握しておりますし、それが教育委員会にも上がってきております。

◎委員（木村冬樹君） まず1点目に、成果報告書の174ページの教育委員会費の関係でお聞かせいただきたいと思いますが、26年度も提出されている

議案に対して否決が2件あったということで、この否決案件が何だったのかということと、あと、この間決算のところでお聞きしていますように、市民の傍聴というものがどのぐらいなされているのかという点について、教育委員会の実態をお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 定例教育委員会で否決となった案件は、2件とも後援名義の使用の許可についてです。否決の理由としては、1件目は事業の実施が確定していなかったものであったため、もう1件目は予算書の添付がなかったため否決となりました。

傍聴者の状況につきましては、平成26年度はありませんでした。直近で過去におきまして、平成23年7月定例会に1名傍聴がありました。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次に、成果報告書の182ページの臨時講師事業のうちの外国人児童・生徒向け臨時講師の件でお聞かせいただきたいと思います。

日本一愛のある適応指導教室ということで、非常に日本語教育、あるいは母国語の教育ということで、13人の県加配の先生、それから2人の市臨時の先生が努力なさっているところを授業が見られるときに見させていただきました。先日配られました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の26年度の記述を見ましても、日本語能力試験に挑戦し、53人中38人が合格するという成果も上げてきているということであります。

そこでお聞きしたいのは、ここの成果報告書にあります少数言語を使う児童・生徒、保護者への対応という点であります。この評価の結果に関する報告書でも、なかなか苦慮をしている状況があるというふうに、保護者とのコミュニケーションについて、苦慮している状況があるという記述があります。ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の通訳や翻訳者は確保しているものの、それ以外の言語ということで、少数言語ですが苦慮しているという記述になっておりまして、本会議でも聞きましたように、岩倉団地内でも非常に外国人が多くてコミュニケーションに苦労しているという実態があります。そういう中で、学校教育の現場での少数言語を使う児童・生徒、保護者への対応という点について、もう少し具体的にどういう努力がなされているのか、またそのノウハウをいろいろ全市的に活用できないのかなと思うんですけど、そういう点についてはどのような実態なんでしょうか。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 今現在、通訳者・翻訳者については、事前に登録していただいている方に協力をしていただいているところです。主に、先ほど木村委員さんがおっしゃられましたように、ポルトガル語や英

語、中国語、スペイン語、フィリピン語の5言語の対応をしております、この登録者の方の中には、名古屋国際センターから紹介していただいた方ですとか、あとそういった外国籍の方々の関連する縁のある方に協力をしていただいている状況です。ですので、少数言語の対応については、今も現時点でも苦慮している状況なんですけれども、そういった事態になったときには、関係機関と連携をして協力しながら、苦慮しながら対応していると。また、実際には、最終的にお子さんへの対応につきましては易しい日本語を使って授業を進めているといった状況です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。同じように私たちも苦労していて、同じように苦労しているんだなということがよくわかりました。

総務費の外国人サポートの関係で取り組みがありますので、学校教育と総務のほうの外国人サポート、あるいは外国人が多い行政区での取り組み、こういったところが交流をしながら、そういう少数言語の子どもたちにきちんと制度を教えていくとか、いろんなルールを教えていくとか、こういったことは非常にこれから重要になってくると思いますので、ぜひノウハウをそれぞれが出し合って協力してやっていきたいなと思っています。多言語パンフレットというものが今度、外国人サポートのほうであるということなものですから、そういうのもぜひいろいろ活用しながら一緒にやっていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

それで次の点ですけど、私も186ページの子どもと親の相談員設置事業についてお聞かせいただきたいと思います。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書というものは非常に大事なものだと思って、いつも読ませていただいています、いじめ問題についても非常に細かく記述がされております。それで、子どもと親の相談員のところまで行かずに、学校現場で担任だとか、そういうところでの解決が図られているというようなことがここに記されていると思っています。また、それに向けて学校全体での取り組みだとか、学校いじめ防止基本方針というものをつくっていくという取り組みだとか、こういう取り組みというのが非常に大事ななと思っていますので、成果報告書にどこまで書くかというのはありますけど、そういう具体的な市民に非常に問題意識を持たれている部分については、記述をしっかりといただきたいなと思っていますところでは。

そこで、この間ずっとこの表については、繰り返し何年かずっと議論してきていると思ってしまして、延べ人数で表示がされているということでありまして、実人数での表示が必要ではないかということがずうっと言われて

きたと思いますけど、この辺についてはどのような到達点なんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎**学校教育課指導主事（小川康夫君）** おっしゃるとおりで、実件数のほうも両方の数でカウントをしようというふうに考えております。ですので、延べ件数と実件数とそれぞれカウントということで、今年度は4月から、そのように相談員さんのほうにも依頼をして、そのように動いております。昨年度の途中のところから、何とかそういうふうに変えていきたいということをお伝えしまして、相談といっても、いろんなことが絡んでおまして、1件の相談から、また次の相談に変わっていくというようなこともありましたので、昨年度の中で何度かカウントの仕方というか、いろいろ確認して今年度から進めております。以上です。お願いします。

◎**委員（木村冬樹君）** わかりました。じゃあ27年度の決算で、そういう形で表記されるということを本当に期待して、また見ていきたいというふうに思います。

それから、これも適応指導推進事業の関係になりますけど、メンタルフレンドについて、今年度も執行がなかったということで、対象となるような児童・生徒がいないというようなことがこれまで言われてはいますが、同じような状況が続いているのか、それとも必要とされるけど、メンタルフレンドとなってくれるような大学生なりが確保できないのか、その辺についてどのような実態なんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎**学校教育課主査（今枝かづき君）** メンタルフレンド事業につきましては、学校にも、おおくすにも来ることができない、自宅から外に出られない児童・生徒を対象に、年齢が近い大学生が自宅を訪問したり遊んだりしたりする中で徐々に心を開かせていくことを目的にした事業です。対象事業につきましては現在、学校や家庭、それからおおくすが連携して状況の把握に努めているところです。今現在、そういった児童・生徒については、先生ですか、おおくすの指導員さんなどで家庭訪問したり、保護者の方と連携をとって、なるべく学校に行っていただけるように努めているところです。

また、メンタルフレンドの協力者につきましては、必要に応じて随時事業のほうの実施に協力をしていただける方の確保はできている状況です。以上です。

◎**委員（木村冬樹君）** 不登校の児童・生徒数と、おおくすに行っている生徒数、先ほどありましたように差があって、その部分の対応ということが重要だと思っていますけど、そういうところでのメンタルフレンドの活用というのが一つ方法なのかなあと思っているんですけど、なかなかそこに結びつ

く、その事業まで行くというような児童・生徒がなかなかいなかったという理解でよろしいでしょうか。済みませんが、ちょっと。

◎**学校教育課管理指導主事（有尾幸市君）** 今、木村委員がおっしゃったように、不登校の児童・生徒につきましては、それぞれ特性があります。おおくすに通える子、通って効果が上がる子、それからそこに至らない子、メンタルフレンドを必要とする子、それぞれありますので、現在はメンタルフレンドを必要としている児童・生徒の該当がないというふうな御理解でこちらにも認識をしております。よろしくお願ひします。

◎**委員（木村冬樹君）** わかりました。ありがとうございます。

いろいろ前後してしまつて申しわけありません。次のページの178ページの教育指導費のさまざまな推進事業、研究事業についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

県などからの委託ということだと思ひんですけれども、小学校・中学校それぞれ委託されるような事業が幾つかあります。それで決算の証書類を見ますと、低額で10万円ということで、中には幾らか戻入がされているというケースも見られますが、この委託料との関係で事業というのが、恐らく事業に関する境目というのがなかなか教育の場合は難しいのかなというふうに思ひんですけれど、もっともっと費用がかかるんだろうけど、この委託料がそこに充てられているというような解釈でいいのかどうかというところを、少し考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

◎**学校教育課管理指導主事（有尾幸市君）** 今、木村委員がおっしゃったとおりです。境目がないので……。

[発言する者あり]

◎**学校教育課管理指導主事（有尾幸市君）** そういうことです。そのとおりです。

◎**委員（木村冬樹君）** ありがとうございます。

最後ですけれど、少し単純な質問になりますけれど、小・中学校の関係のコンピュータ維持管理事業の関係です。小学校、191ページ、中学校は195ページに成果報告書が記述されておりますが、若干年度によってプラス・マイナスがあるということで、これの考え方というのは、どういう形で移動というか、コンピューターが移動されているのかというところが少しわかりにくいものですから、お聞かせいただきたいと思ひます。

◎**学校教育課主査（今枝かづき君）** コンピューターの配置台数については、教員数によって割り当てているところです。ですので、中学校での減は、教員配置数の変更によるものでして、その分、小学校のほうの配置に当ててお

りますので、岩倉市全体としてのコンピューターの台数としては変わっておりません。

◎委員（塚本秋雄君） それでは質問します。

174の先ほど木村委員からもありました教育委員会の否決の部分は質問されましたのでよろしいんですけども、教育委員会の傍聴人が少ないということは、それでは教育委員会の会場はどこでやられていて、開催の告知はどのような形でやられているか、お尋ねいたします。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） まず、定例教育委員会の会場につきましては、1年間の間に各小・中学校を回って、1回は定例教育委員会を小学校・中学校で開催するように予定を組んでおります。それ以外につきましては、市役所の会議室のほうで行っております。

また、告示につきましては、定例教育委員会開催前の1週間前に告示を行っております。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、小学校5つ、中学校2だから、7つは学校でやっているということと、あと告知は、インターネットか、広報か、どこで告示を、単なる市役所の駐車場の外に告示してあるかだけなのか、このお尋ねをします。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 市役所の告示掲示板のほうに告知をしているといったところです。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、確認の意味ですけど、ホームページではされてないということでもよろしいでしょうか。検討しておいてください。

175ページの3のほうの教育委員会の評価委員会、議会に提出し、広報紙・ホームページに公表しましたということで、厚生文教には配られて説明されたものだと思いますけれども、広報紙・ホームページに公表しただけだから、現在してありますでしょうか。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 10月1日から市のホームページと、あと市役所の1階の情報サロンに報告書のほうを配置しまして公表を予定しております。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、公表しましたじゃなくて公表の予定という、日本語をどう理解され……。

〔「26年度」と呼ぶ者あり〕

◎委員（塚本秋雄君） 26年度のやつやないの。25年度。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎委員（塚本秋雄君） それじゃあ私、訂正しますけど、25年度という解釈でいいですね。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） はい、そのとおりです。

◎委員（塚本秋雄君） その関係で、26年度の中身の対象のやつを見て質問させていただきますけれども、その中に図書館関係、特に図書館という項目は後で聞きますけど、学校図書館の中の問題点、課題、26ページに学校間の図書相互利用が進んでいないという評価が出ておりますけれども、このとおりでしょうか。と同時に、平成25年4月1日から法律では学校司書という職員が規定されておりますけれども、現在、学校司書というような該当した人が26年度にいたかどうか、お尋ねします。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 学校司書の配置につきましては、今現在は各小・中学校に1名ずつ読書指導員を配置しております。

また、学校間の図書相互利用につきましては、御指摘のとおり、現在のところできておりません。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、現在のところで学校司書というのは、法律で学校司書という職員ということで制定されたと思っておりますけれども、学校司書という言い方はしないということによろしいでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 各学校に司書教諭という資格を持った者は全て配置しております。図書館司書の資格を持った者については全校に配置されているわけではございませんで、そのかわりに、今、今枝主査が説明しましたように、読書指導員を市として配当しているというふうに御理解いただければと思います。お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 現状は理解しますが、法律と照らし合わせてまた考えてみたいと思います。

184ページのモンゴルへの中学生の海外派遣なんですけれども、国際理解教育の一環ということで大分長く続けてきて、反対するものではないんですけれども、モンゴルだけでいいのかどうかを含めて、お考え方をお聞きしたいと思います。

◎学校教育課長（石川文子君） これまでも、中国、オーストラリア、マレーシア、今現在、24年からモンゴルということでモンゴルのほうに派遣のほうをさせていただいております。また、今後につきましては、変更する可能性としてはあるのかなあというふうに思いますが、現在のところモンゴルとは相互交流等もできておまして、いい関係を築いておりますので、このまましばらくはモンゴルへの派遣をと考えておりますので、お願いをいたします。

◎委員（塚本秋雄君）　そういう形であれば、モンゴルを友好都市にして、世の中、オリンピックもワールドカップも4年に1度、それぞれの国をずっと回っているという考え方もありますので、幅広い国際理解の教育を考えていただきたいなということをし添えておきます。

続きまして、192ページの真ん中辺にある学校管理下における負傷等に対する補償給付についてということで、新しく中学校の中で授業の中で武道が取り入れられました。いろんなけががあったかと思えますけれども、新しく取り入れられた剣道・柔道の中でのけがはあったのでしょうか、なかったのでしょうか、お尋ねいたします。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君）　授業の中で行った武道においては、特に大きなけがの報告は受けておりません。

◎委員（堀　　巖君）　くどいように申しわけないんですけども、さっきの不登校のところなんですけれども、記述が、事業の成果として、学校・保護者との連携により学校に復帰させたりとありますよね。ここの表は最終的な数字になっていて、成果のところは、現場が非常に大変なところというのはわかっていて、そこら辺の復帰させたりというところが重要だと思うんですね、この事業の。そこら辺の経過がわかるような表にすべきではないのかなと思うんです。現代の風潮として、親御さんが、無理しなくても学校に行かなくてもいいよというような風潮がどんどん高まりつつある中で、学校というのは全児童・生徒が楽しく行くというところで多分目指してみえるとは思うんです。施策評価の中でも、親御さんが考える子どもが楽しんで学校へ行っているという成果指標を掲げて内部評価しています。それでは95%という数字が出ていますけれども、そこら辺の途中段階、成果として書くんならば成果がわかるような記述にすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君）　暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩を閉じ、再開します。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君）　おおくすから学校に復帰するという表現ですが、実際には児童・生徒の状況によって特に違うわけですよね。完全に学校に戻ったり、あるいはまた頻度の問題もあると思うんですけど、そういうところも一応報告とかを見ていると記述があるんですけど、どういった段階で復帰というの、正確にその都度把握していくのもなかなか難しい部分がありますので、そうした記述の方法については今後研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（鬼頭博和君）　同じ箇所なんですけど、成果報告書の177ページ。

今、堀委員からも指摘がありましたけれども、復帰させるということで今お答えがありましたが、復帰させることだけが目的ではないと思うんですね。いろんな子どもたちがいますので、今、フリースクールなんていう学校もありまして、そういったところに行く生き生きと行けるという、そういう子どもたちもいますので、ケース・バイ・ケースで考えてもらいたいなというふうに考えます。

それともう一つ、下の表のところなんですけれども、おおくすの在籍者数のところで小学生がゼロというふうになっているんですけれども、これは何か利用しづらいとか、そういう何か理由があってゼロなんですか、お答えください。

◎学校教育課指導主事（小川康夫君） まず、おおくすのほうですが、子どもたちを学校へ戻すという最終的な目標、ただ途中では、おっしゃるように個々によっていろいろ違うので、個に応じた対応ということを考えております。その中で発達段階的に考えまして、小学校の生徒たちが来るということの、個に応じたときに難しいということ。ただ、個に応じていて必要だということであれば、おおくすのほうで対応ということを考えておりますが、今のところ、見学にいらっしゃったりですとか学校と連携する中で、なかなかおおくすが適しているというところよりは、学校の別室登校ですとか、そういったほうが適しているというようなお子さんが多いという状況になっております。以上です。

◎委員（鈴木麻住君） ちょっと視点を変えてお聞きしたいと思います。成果報告書の175ページですけど、学校の借地料の件で、岩倉北小学校、24年、25年、26年と定額になっているんですけれども、南小学校は24年から25年、26年とだんだん下がってきているんですね。この理由は何か、どういう理由で下がっているのでしょうか。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 南小学校の借地につきましては買い上げを行ってございましたので、その分、金額が変更になったものです。

◎委員（鈴木麻住君） そうすると、要するに借地面積も年々変わってきているという理解でよろしいでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 25年度の年度途中に購入をした関係で、段階的に減ってきているというような状況になっておりますので、お願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） その件はよくわかりましたので。

それともう1点、ちょっとしつこいようなんですけれども、189ページの、補正予算でお聞きした件とダブるんですけれども、岩倉南小北館西側屋上防水

工事で設計委託料が計上されているんですけども、補正予算の場合は設計監理という形で百何万、たしか計上されていたと思うんですね。再生可能エネルギー、要するにソーラーを乗っけるための防水という形で、一部だけ工事をされたということで、このときは設計だけだったと。今度は追加で残りの分を委託するんですけども、そのときは設計監理と。この違いはということなんでしょうか、お聞きします。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 26年に設計したものに関しては、今年度の当初予算で組んであります、施工ということで。監理費も当初のほうで組ませていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

◎**委員（鈴木麻住君）** ということは設計と監理、それぞれ別契約でされているということですか。それとも設計監理で委託されているのかという、1本かどうかということですけど。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 26年度に関しては設計のみでの契約になっております。

◎**教育子ども未来部長（山田日出雄君）** 26年度に実施した防水工事の設計に関しては、あくまでも設計のみで、施工と施工に関する監理に関しては、今年度の当初予算で計上させていただいているところであります。前回の補正に関していえば、設計とあわせて監理、施工と監理という形になりますので、お願いいたします。

◎**委員（鈴木麻住君）** ということは、この防水工事は、今年度で工事をされるという解釈で。わかりました。

それと、今年度補正で出されているのは1本で出されているけど、分けてというふうに理解すればいいんですか。

◎**教育子ども未来部長（山田日出雄君）** 26年度に設計をして今年度当初で行っている屋上防水に関しては太陽光に関する部分であって、今回補正でお願いした設計と工事と工事の監理、設計監理に関していえば、今回の補正で今後、今年度に行っていくものであります。

◎**委員（梅村 均君）** 細かい点で恐縮ですけど、決算書の277ページの教育指導費の中の報償費、謝礼の関係でお尋ねをいたします。

必要性があるかどうかということで内容を確認したいんですけど、まず教育相談員等謝礼の30万円が計上されていますけど、この教育相談員の方の役割とか勤務体制はどのようなものでしょうか、お聞かせをお願いいたします。

◎**学校教育課主査（今枝かづき君）** 教育相談員につきましては、今、おおくすのほうに1名配置をしている状況です。勤務体系につきましては、毎週火曜日午後1時から4時までということで、教育相談のほうを実施していた

だいているところです。元学校の先生にお願いをしております。以上です。

◎委員（梅村 均君） これは、何か制度か法で決められて行っているものか、岩倉市独自のものか、そのあたりはどうでしょうか。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 法律上で決められているものではありません。保護者や児童・生徒に対する心の相談事業ということで実施しているところです。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

もう1点、教育フレッシュサポーター謝礼ということでございます。年間を通じてやられているようなことを証書類から見せていただきました。それで、8月に2名4,000円という支払いがございました。8月の活動というものはどのようなものであったか、お聞かせをお願いいたします。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 御質問のありました昨年8月、2名4,000円の支出の内容につきましては、岩倉曾野小学校において、プール開放指導の補助ということで勤務をしていただいております。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書182ページの臨時講師事業に関連してお聞かせいただきたいと思っております。

岩倉市は、さまざまな子どもたちの現状に即してということで、県費の先生では足りない分を市の加配という形で先生を配置してもらって非常にありがたいなとは思っているんですが、特に4番目の養護教諭の補助職員について、健康診断のときなんか、人数の多い北小、曾野小なんかで、1人補助で配置、プラス1を補助してもらっているわけなんですが、そこに保健室登校の子どもたちも対応してもらっているということで、先ほど来から不登校や学級に入れない子どもたちの対応で、保健室登校の子どもたちもいるという状況を受けとめてもらっていることを非常にいいことだなあと思っているんです。

記述にはないので、図書館になら行けるという、読書指導員の先生が見えるから、図書室になら登校できるという子もいるんじゃないかなあと思うんですが、そこら辺も、図書館司書の配置ではなく、司書の資格はない人が多いとはお聞きしますが、私が議員になったころ、中学校の図書館なんかはよく鍵がかかっている状況で、そのことを何回か質問する中で、ちゃんと司書の資格を持つ先生は学級担任と兼ねていて、とても学級担任だけで中学校なんかは忙しく、資格は持っていて図書室をあけるという余裕がない中、読書指導員の方を置いてもらって、図書館があいている状況をふやしてもらっていると思うんですが、図書室になら通えるという子どもも受け入れてもらっているんじゃないかなあと思うんですが、そこら辺の状況はどうでしょ

うか。また、ぜひ記述に書いてほしいなあと思うんですが、どうでしょうか。

◎学校教育課管理指導主（有尾幸市君） 今の榎谷委員の御質問についてですが、図書館でなら登校できるという児童・生徒がいた場合、当然学校としてはそれを対応していきます。対応する職員ですけれども、まずは支援員を配置しておりますので、特別支援教育支援員というのを市の事業で配置しておりますので、まずそこで対応できるものは対応していくという、第1段階はそういうことになります。読書相談員が、それが適当と認める場合には、そちらを配当していくということになりますが、現状としては、まずは支援員で対応ということで、御理解いただけたらと思います。

◎副委員長（榎谷規子君） 保健室登校の状況なんかはどんな状況か、わかりましたら。

◎学校教育課指導主事（小川康夫君） 保健室登校につきましては、保健室という場所を考えますと、体のぐあいの悪い児童・生徒のために常時対応できるようにというのが1番であります。しかし、個に応じてというところが一番大切になってきますので、その子に応じてどうしても必要であるということであれば、養護教諭、また先ほどの支援員のほうで一緒に協力しながら対応しているのが現状でございます。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。

1点、少人数学級が今、35人学級が小学校1年、2年でとまっていて、中学校1年でとまっていて、年々、3年生、4年生とふやしていくところを、政権がかわって停滞している状況ですが、請願でもことしまた新たに出て、先生たちから請願が出ているところですが、小学校3年生、中学校2年になって学級数が40人学級になるために、1クラスの学級が非常に多くなるということで、その分、大変になるクラスについては加配の先生を置いてもらっているという状況ですが、1学級が少ない中での1クラスの学級の子どもたちが少ないということが、授業だけじゃなくて生活の場でも必要なんじゃないかなあと思うんですが、加配の先生の具体的な入り方というか、2つのクラス、3つのクラスをまたがって見ているような状況なんでしょうか。また、校外学習とか、ほかの授業以外のかかわり方はどんな状況なのか、わかりましたら。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 今の御質問の、例えば2年生から3年生で40人学級に移行してしまった場合ということですよ。その場合は市のほうで加配を配当しておりますので、その活用の仕方につきましては学校の工夫によります。例えば、3学級が2学級になった場合は、2学級を教科によって3学級にばらしたり、それから特定の教科において1学級を2

つに分けて行ったりというようなことですね。2学級をそのまままた3学級に分けるわけにはいきませんので、残念ながら、そういう活用の仕方を工夫しております。

校外学習等につきましては、もちろん加配された先生を配当して、たくさんの職員の目で子どもたちを把握する、指導するという体制をとっております。

◎委員（堀 巖君） もう1点だけお尋ねします。

179ページの私立幼稚園補助事業なんですけど、ここの1番の表は、これはあくまでもどこに幾ら配付したかということなんですよ。ここの記述のとおり、私立幼稚園の設備、職員研修や保健事業の充実を図ったと書いてあります。何にどのようにお金を使ったかということが重要だと思うんですね。そういったところというのは本当はここに僕は書くべきだと思うんですけど、もしそういったものがあればというふうに思います。どうでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） こちらの私学助成、いわゆる幼稚園の私学助成の関係ですが、こちらについては本市の私立幼稚園の補助金交付要綱というのがございますが、積算の根拠とすると、園児数割とか学級数割、均等割というふうに表の項目なんですけど、その使途ということでは、経費については、この本文中にありますような教材費とか、研修費とか、保健事業といったところが対象経費となっているので、こうした書き方をさせていただいております。

◎委員（堀 巖君） その使われ方が適正かどうかというのをチェックするのがここの場だと思うんです。全体的に言えるんですけども、掲載データが定量的なものばかりで、どちらかという事業の目的や成果やといったところの定性的な部分が欠落しているのではないかなというところが多々あって、例えば海外派遣であるとか、あるいは子どもたちの心の変化が事業によってどうなったかというのが一番大事なところだと思うんですね。そういったところの記述をきちんと載せていくべきだと思います。こころの使われ方については、今出てこなければ、後々また資料でも要求したいと思いますので、結構です。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 使われ方については、当然、補助事業の実績報告という形の中で詳細を確認しておるわけですけども、今のお話にありました書き方については、この私立幼稚園の助成のところ、ど

ういった形で具体的に園児、あるいは園経営に対してどういったというところは、なかなか表記をするのは難しいのではないかなあとと思います。ただ、全般にわたって、先日も言われましたけれども、そうしたところはなるべく効果として書き込めるものがあれば、そうしたところは研究していきたいと思います。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑は閉じさせていただきます。

続きまして、款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費まででございます。

決算書は292ページから316ページ、成果報告書は195ページから213ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書には記述がないんですけど、決算書の297ページの関係で、まちづくり文化振興事業助成金についてお聞かせいただきたいと思います。

先ほども取り上げました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書を見ますと、まちづくり文化振興事業助成金として、市民ミュージカル実行委員会が開催した「市民ミュージカル2014バグズ・ワールド～フェアブル昆虫記より～」を開催されたと、文化活動の振興に寄与したというふうに記述がされています。しかし、成果報告書には、この記述が全くありません。このまちづくり文化振興事業、3年ぶりということで助成金が使われたわけでありますので、これは必ず成果報告書に載せるべきであったと思いますけど、その辺についての見解はいかがでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 繰り返しになりますけれども、まちづくり文化振興事業につきましては、昨年度、市民ミュージカル実行委員会から申請がありまして、「市民ミュージカル2014バグズ・ワールド～フェアブル昆虫記より～」ということで、審査会に諮り、補助対象経費の2分の1の257万円を助成しております。講演につきましては2日間で3回上演をしております、925人とかなりの来場者があり、市民の自主的な文化活動が図られた、文化振興が図られたと考えております。

主要施策の成果報告への記述につきましては、内容的には記述すべきものと思われまます。今後、このような見落としがないように気をつけたいと思います。申しわけございませんでした。

◎委員（木村冬樹君） よろしくお願ひします。

次に、決算書の関係で297ページ、同じページで、子育て親育ち推進事業

の関係でもお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書のほうには、いわくら子育て親育ち17条の一部見直しを図って増刷を行ったという記述がされております。それで、この報償費なんですけど、講座の講師の謝礼、それから推進会議委員の謝礼ということであります。講師の謝礼については、非常にまちまちな形で出されていて、きちんと基準に沿って出されているというふうには思うんですけど、その差がちょっと、例えば1回1万5,000円払われている方、2万円払われている方、またミニ講座として何回やられても2,000円というような形の方もいますので、その辺についての考え方というのはきちんとされているというふうに見てよろしいのかどうか、どのような形で決められているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 子育て親育ち推進事業の講座につきましては、幼稚園や小・中学校で開催される子育てに関する講座に対して講師料を補助している以外に、保健センターの4カ月健診時に乳幼児期講座ということで開催するなどしております。

その際の講師の謝礼なんですけれども、大学教授等の高度な専門知識を有する講師につきましては2万円、大学講師であったりインストラクター等専門知識を有する講師には1万5,000円、専門知識を有するけれども現在その職に従事していないような方に関しては1万円といった基準でお支払いをしております。

それ以外に、ボランティア的な側面もございまして、市内在住の子育てネットワークさんに、講師であったり講師の補助をお願いしていることもございまして、保健センターの4カ月健診時に開催する乳幼児期講座の講師につきましては1回当たり2,000円、それ以外に生涯学習センターで開催する講座も講師の補助をお願いしております、こちらは4回講座という形になってまいります、4回まとめて5,000円といった基準でこれまでもお支払いをしておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。基準があるということなんですけど、市民で一定の知識を持っている方が取り組むのに対する謝礼という点でいえば、少し低いのかなという感想を持ちますので、ちょっと検討をお願いしたいなと思っております。

もう1点は、推進委員会委員の謝礼なんですけど、中身が少しわからないもんですからお聞かせいただきたいと思います。推進会議としては6回行われたというふうに思っておりますが、参加の人数が非常にまちまちで、最少だと3人、最大だと8人というような形でありまして、例えば人を限定し

て委員会を開かれたのかどうかというところも含めて、会議の運営の仕方、それから周知や日程調整について問題なかったのかどうか、そういう点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 子育て親育ち推進会議につきましては、昨年度は推進会議以外に、子育て親育ち17条という小冊子がございますが、そちらを改訂するために執筆者による小委員会を少人数で開催しております。お忙しい中、出席をしていただいております、なかなか全ての委員が出席することは難しい状況ではありますが、より多くの方が出席していただけるような、そんな日程調整をしておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次に、図書館費のほうです。成果報告書198ページですけど、本会議でもお聞かせいただきました。館外利用者数、館外利用件数がともに減少傾向ということで、これはずうっと減少傾向にあるというふうに思っています。それで、魅力ある図書館づくりをということで一般質問などでも取り上げられてきたところだと思っておりますが、本会議では部長の答弁でありましたので、図書館の担当者としての少し御意見をお聞かせいただきたいと思いますが、先ほどから取り上げている教育に関する事務の関係の報告書、これでも図書館のことが記載されていますけど、そんな中では児童書については貸出件数が少しふえているというようなこともありますので、いろんな分析が必要なかなあと思っているところです。それで、この間提案しているような魅力ある図書館づくりについて、どのような図書館として検討が進められているのか、新たな取り組みについてどのような考えを持っているのか、担当課の担当者としての御意見をお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） 図書館に見える方で、全く図書館を利用したことがない方が、半分ぐらいの市民の方が見えます。そういった方を何とかして図書館のほうに引き寄せたいというふうに考えております。これを行うには奇抜なアイデアとか、武雄市図書館とか、ブックカフェを置いたりとか、そういったことをやっているところはありますけれども、それをやると必ず登録者はふえるわけですけども、今、置かれている岩倉市の図書館においては、そういったことがまだ立地的には不可能でもありますので、何か興味をそそるような展示会や催し物等を今後考えていきたいというふうに考えております。活字離れは防ぐことができないような要因でもありますので、何とかして利用する方をふやすような方法を職員で検討していきたいというふうに今考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 図書館を民間委託や指定管理者ということで、全国的にはいろいろやられているところもあるみたいですが、問題も非常に多いということもこの間指摘されているところです。小牧市でも新たな取り組みですが、またそれについていろんなことが起こっているということもありますので、そんな方向性はともかく、今の現状の図書館で、今、図書館長がおっしゃられたような取り組み、具体的なものをぜひ検討していただきたい。そういう中では、私たちが提案しているのは、赤ちゃんタイムだとか、あるいはポップを市民につくってもらって展示する。展示の仕方によっても非常に魅力ある図書館ができると思いますし、そのポップをコンテストで表彰するだとか、そういうようなこともやってみたらどうかということで、検討していただきたいと思っております。

それから、スポーツの関係でもお聞かせいただきたいなあと思っているところですが、給食センター費の関係で、市民プールが取り壊しということがあります。私たち、本会議でも言いましたように、体育協会などとも議会として懇談をしてということで、いろいろ御意見をお聞きしてきているところでもあります。それで、市営プールがなくなって、その後の対応という点については何か考えを持っておられるのか。他の近隣市町の市営プール、町営プールへの送迎だとか、こういったような意見がこの間出ていると思いますが、そういった点については検討は進んでいるのでしょうか。

◎生涯学習課主査（木村伸佳君） 平成23年度にプールのほうの使用が停止して、25年に条例のほうで廃止ということで、26年に取り壊しということの経過がありますけれども、その間に他の市町村の公営プール等の補助を検討いたしましたが、市町村のほうの事務とか、そういったものがふえるということで、受け入れる要件に合わないということで現在行っておりません。また、新築とか、そのほかのことは今のところ考えておりません。以上です。

◎委員（木村冬樹君） その後の市民の声はどうなのかなというふうにも思ったりもしますし、ただ、その問題が体育協会の中でもくすぶっているような状況があると思っておりますので、表面化はしてないのかもしれないですけど、市民の中には取り壊しになったことについて少し思いがある市民もいるのではないかなと思っております。そういった中で提案してきたところが、市役所内部の検討だけで行えないというようなことになっているというような答弁でしたので、ちょっとその辺は問題ではないかなというふうに思いますが、そういった市民の声を聞くだとか、あるいは体育協会がどういう意見を持っているのかという点については、そういう意見交換は行っているのでしょうか。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） このプールの関係の助成、補助等については、これまでも内部のほうでいろいろ検討しながら、先ほども御回答しましたが、近隣市町のほうにも直接出向き、いろいろお話をさせていただきました。結果としては、先ほど言ったように実施にはなかなか至らなかったというところもありまして、その間、市民のほうからも担当部署のほうに直接そういうような要望というのは、声というのは届いていないのが現状でございます。

体育協会のほうも、そういうお話は何ったのは事実でございますが、実際には水泳部等も廃部というような形で、それは市民のほうからになるんですけども、部のほうからということで、この間、立ち上がって20年ぐらい、水泳部として活動してきたんですが、そういう団体も今はない状態でございます。今後、いろんな御要望等々をお伺いしていく中で、検討が必要であれば再度検討をしていくことはあるかと思いますが、現時点ではそのような声もないので、考えていないというのが現状でございます。

◎委員（堀 巖君） 198ページの図書館で私も聞かせてください。

先ほど館長のほうからいろいろありましたが、図書館には図書館協議会という協議会がありますよね。そこに年間6万円の報酬が支払われております。こういったところで、さっき言われたような具体的な策であるとか、そういうのは話し合われているんでしょうか。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） そういったお話し合い、相談を持ちかけていることはございます。ただ、その答えがまだ返ってきてない状況ではあります。一応相談はしております。活字離れなんだろうねというお話はしておるんですけども、何かいい方策はないかと。この建物をかえちゃったらどうだとか、そういった御意見も出ております。それは非現実的なことですので、ほかに何かないかなと。例えば、この前、人形劇フェスティバルを行ったんですけども、そういったところに非常に人が集まって、ボランティアの方も集まってにぎわいを見せていたということでもありますので、何かそういったものをやれば、人が集まるんじゃないかという意見もいただいております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 先ほど木村委員からもありましたように、利用者、市民の手に返すというところも大事だと思うんですね。一部のそういう報酬を支払われる委員だけではなくて、図書館を利用している市民の方々の力をかりて、例えば図書館を応援する友の会とか、そういう組織をつくって、いろんな意見を集めてやられたらどうかなというふうに思います。今のは意見ですので、結構です。

続いて201ページ、本会議でも申し上げましたけど、多種多様の音楽があると。これは、評価のほうの別冊のほうにもいろんな方の意見もありました。市が事業として700万を使う中で、いろんな音楽のジャンルに割り振って多種多様なものを普及するという考え方が大事だと思うんですが、市民音楽祭をやったときに、いろんな音楽があるというふうに言われましたけど、それはたまたま市の事業として市民音楽祭をやったというところの返しとして、出演者がいろんなジャンルがあったというだけで、積極的に市のほうとしての施策ではないというふうに思います。そこら辺、今後の考え方をもう一度お願いいたします。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 音楽のあるまちづくりにつきましては、第4次総合計画でも、音楽にかかわる活動を通じた人のつながりを形成して、市民・音楽家との協働、あとはセントラル愛知交響楽団とのパートナーシップの維持・発展を推進するというところでうたっております、その関係でオーケストラであったりクラシックが目立ってしまう部分もありますが、実際のところロビーコンサートなどでも、極力、クラシック以外のものを紹介しようということで努めておりますし、それ以外でいきますと、あと生涯学習講座でも、例えば伝統的な音楽であったり、あと童歌や子守唄、そんなような多彩なジャンルを紹介するように努めているところでありますので、今後も極力、クラシック以外、オーケストラ以外ということで努めていきたいと、そういった考えでございますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） ぜひバランスを考えて企画していただきたいと思えます。

続いて、204ページの生涯学習センターです。

ここも指定管理者ということで、その後ろのページで生涯学習講座のほうにページ数を割いていっぱい書かれておりますけれども、それ以外にもこの生涯学習センターというのは、生涯学習サークルの活動拠点であって、その利用状況であるとか、そういった活動も大きなウエートを占めていると思います。部屋の率がありますが、やはり指定管理者になって、前も言いましたけれども、メリット・デメリット、変化したものなど、直営とかわってどう指定管理者のノウハウを活用して変わっていったのかというところがここはポイントだと思いますが、そこら辺について、もしわかることがあれば。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 委員のおっしゃるように、生涯学習センターということでこちらでは紹介をしておりますけれども、ぱっと見た感じ、生涯学習講座に特化したような、そんな表現になっているかなあとと思います。今後、表現の方法については研究をしながら、生涯学習講座以外の利用であ

ったり、指定管理になってよくなった点、そういったことを中心に置きながら紹介できるように研究していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） ぜひお願ひします。

続きまして、211ページの総合体育文化センターです。

ここも同じことだと思ひます。これは26年度から新たに指定管理者制度を導入したわけでございますので、25年度と違って、いろんな開催状況がどうなったかというところは、この表だけでは本当に見えにくいと思ひます。事業の成果として云々というふうに書いてありますけれども、ここは予算を指定管理者にしたんだ、そのことについての変化、メリットというところがデフォルメされていないといけないというふうに思ひんですが、いかがでしょうか。

◎生涯学習課主査（木村伸佳君） 指定管理者のほうになりまして、スポーツ教室のほうは、以前は前期・後期で数回程度の教室でしたけれども、これは報償ですので、9月ぐらいからの教室数、参加者数になるんですけれども、これが充実してきまして、また今年度も4月から随時、教室の種類もふえてきておりますので、そういった利用者の方が多くなってきておるといふふうに思ひています。以上です。

◎委員（堀 巖君） ぜひ、そこら辺もわかるような資料、記述をお願ひしたいというところでございます。

続きまして、212ページの給食センター施設管理費。

生ごみの処理機の投入量の記載がございます。要は食べ残しなんですけれども、25年度は3,000キログラムから4,000キログラムに大幅にふえています。これはどういう理由からなんでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 26年度に一部、南中の生ごみ処理機のほうは壊れたということも要因の一つかと思ひれます。

◎委員（堀 巖君） 要因の一つとしての分析はあるんですが、そのほかの要因として、子どもたちが給食を残すようになったとか、そういったことの現場の悩みみたいなどころはあるんでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 子どもたちが給食を残すということに関しましては、昔と違って、先生が無理やり子どもに給食を食べさせる、残って食べるとか、そういったことは今やってない関係もありまして、残食のほうは一部ふえている実態もあります。

◎委員（堀 巖君） まさしく食育という分野に入ってくると思ひんですが、そこら辺で、昔は自分も食べ切るまで残されて、よく泣いており

ましたけれども、そういう食育としての基本方針みたいなところはどうかですか。要はカロリー計算もしているわけですよね、給食って。それで食べ残すということはカロリーは足りないということ、そういうこともありますので、そこら辺は先生に聞くのがいいのか、よくわかりませんが、よろしくお願ひいたします。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 現場のほうから少しお話をさせていただきます。

まず最初に、岩倉市の給食が年々おいしくなっているということを御承知いただきたい。これは十数年前と比べて格段の差があります。ですから、そういう努力をしているということは御承知ください。

それから、先ほどの食育との関連ですが、家庭科の授業、それから栄養士が学校を訪問して各教室を回っての食育指導、かなり充実をして行われているというふうに認識しております。ただその中で、先ほど神山センター長が申し上げたように、無理に子どもたちに食べさせないという方針も浸透してきておりますので、やわらかく子どもたちに、バランスよく食べる、それから栄養をしっかり取るということ、これからも続けていかなければいけないというふうには考えていますし、そういう方向では進んでいると思っております。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 1つだけ質問します。196ページの男女共同参画推進事業についてであります。

ここで記載されている男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会、これは別の本で見ますと、行政職員から成る推進するための会議、懇話会だと聞いております。そういう中で、この会議の中で例えばどのような形が、今回、結果として話が二、三点あったのかお聞きしたいのが1点と、どうしても最近の仕事と家庭のワークバランスを含めまして、国のほうでもあらゆる分野において女性の活躍が期待されて、基本的な考え方も示されております。国では第4次の男女共同参画基本計画の策定に向けての取り組みがされている中、岩倉市の参画基本計画はちょうど中間点に達しております。そういう意味合いで、別の資料では、問題点と課題の中で女性の登用率の問題、あるいは女性の意見を述べる場なども指摘されております。

そういう意味合いで、中間的なところで国の第4次男女共同参画基本計画策定の中で言われているあらゆる場での女性の活躍する場、いわゆる安全・安心な暮らしを守るためには、女性に対する各種制度も検討されてくるわけですがけれども、そこら辺について、ここだけの課ではちょっと大変じゃないかなと思っております。荷が重いと思います。人権の問題もそうなんですけ

れども、人権の問題、男女共同参画推進事業というのは、やはりもう少し組織的にしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 男女共同参画についてですけれども、男女共同参画行政推進会議というのが役所の職員による組織ということで、もう一つ、男女共同参画懇話会は、それに加えて、有識者であったり、市民代表ということで加えていろいろ議論をしております。

男女共同参画という問題が難解なもので、なかなか意見が出づらいという状況が今までは見受けられました。登用率に関しましては、懇話会の中でも、有識者も踏まえた会議なんですけれども、岩倉市は比較的頑張っているねというような、そんな評価をいただいているのが現状でございます。

あと、それ以外のところで、どういった議論がなされたかということによりますと、基本的に男女共同参画行政推進会議も、懇話会も、基本計画がどのように進捗できているのか、そのアドバイス等をいただく場になっておりまして、当初のうちは、進捗状況の管理の仕方が、これでは進んでいかないよとか、そういった管理の方法であったり指摘が多くありまして、それによって管理の方法、進捗状況の報告の報告書の様式であったり、そういった見直しなどを行っている状況でございます。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） そうしますと、これは10年計画であります。国のほうの動きも出てくるわけですが、かなり国のほうの基本的な考え方も最近は変わってきている部分があります。そういう中で、中間にちょうどなったわけなんですけれども、管理とか進捗状況だけの管理だけの見直しじゃなくて、今後、そういう新しいものが出てくれば、政策として取り入れていくのかどうか、お尋ねいたします。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 当然、新しい要素が生まれれば、そういったものを取り入れて反映させていけないと思いますので、懇話会や行政推進会議の場では、そういったことに対しても紹介をしていきながら御意見等をいただいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

◎委員（鈴木麻住君） 209ページのスポーツ振興事業についてお伺いします。

一番最後に書いてある、いわくら市民健康マラソンについてですけれども、昔は10キロコースがありまして、皆さんその10キロを一生懸命走ることを目標にして頑張っていた経緯があって、そういう人たちは、特に10キロのコースをもう一度復帰して開催してほしいという声が非常に多いんですね。岩倉市長は、たびあるごとに、一市民一スポーツという形で、スポーツに対して

推進派だと僕は思っているんですけども、健康マラソンという形で開催するのもいいでしょうけれども、ちょっとスポーツ的な要素も取り入れて、10キロのコースはもう一度残すべきというか、開催すべきじゃないかなと思うんですけども、その辺は、開催する計画があるのかないのかお聞きします。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） 10キロマラソンの開催をというお話でございます。

まず、10キロマラソンが今回なくなった経緯としましては、市内に高架が2つできたときに、ちょっとコースの見直しをとということで、当初のいわゆる五条川マラソンのコースというのは設置をされておりました。御存じのとおり、五条川マラソンは駅を「コ」の字でぐるっと囲んだ、市民の生活道路も抑えて、迂回路がなかなかとれないような形で開催をしておりました。その中で、要するに今後、高架が2つできた場合には、片方の高架を必ず通行できるようにというような指導もありまして、それとあと実際には、2回目から私も携わっておりましたが、最初のころは1,800人というような参加者が、いろんな努力をさせていただいて、3,500、4,000近くまで参加がふえたんですけども、コース上、堤が非常に狭い関係もありまして、安全の確保もちょっと難しくなってきたというような点から、今現状、市民を対象にした4キロと2.5キロというような形で、健康を増進していただくような健康マラソンという形に切りかえをさせていただきました。

10キロマラソンの復活をというお話でございますが、大変市域も狭くて、特に迂回路ということになると、名草線と、北側が155線ですね、それ以外、迂回路というのを確保しながら10キロをつくるということになると、何度もいろいろ図面上検討したんですが、非常に難しいという現状で、今のところ10キロの復活というのは考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

◎委員（鈴木麻住君） コースを検討していただいて、10キロじゃなくても、6キロとか、8キロとか、できればそれでもやっていただきたいなと思っています。

それから、続いての質問ですけども、ここで聞くのは非常にまた問題があるのかなと思いますけれども、一番最後の213ページ、これはプールの解体工事が去年の事業でありまして、その設計委託料というのが計上されています。これは監理が計上されていないんですけども、監理はどうされたのかちょっとお聞きします。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をします。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 今、手持ちの資料がございませんので、後で確認して回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） 後で報告しますね。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） はい。

◎副委員長（榎谷規子君） 生涯学習センターのほうでお伺いしますが、公民館のときには公民館の運営協議会があって、公民館機能を生涯学習センターに移行する場合、公民館機能を持つということで、生涯学習サークルや利用者の人たちで、そういう運営協議会のようなものをつくるということだったんですが、現在はどんなふうでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 公民館運営協議会にかわるものとして、今は生涯学習センター運営協議会というものを設置しておりますので、そこで運営に当たっての御意見だったり、将来的なことであつたり、そういったものを議論する場としてやっておりますので、よろしくお願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） 生涯学習サークルの運営委員会。センター。

〔「センター運営協議会」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（榎谷規子君） センター運営協議会は、こういったメンバーで、どれぐらいの頻度で行われているのか、わかりますでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をします。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 生涯学習センター運営協議会ですけれども、メンバーとしては10名で、サークルの利用者であつたり一般の利用者、あとは講座を企画する方々、そういった方をメンバーに実施しております。回数については年1回ということで、その際に生涯学習センターの指定管理者のモニタリング評価等も踏まえて御報告して御意見をいただいている状況でございますので、よろしくお願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） もう1点お聞かせください。

ポップスコンサートとか、さまざまなコンサートのチケット販売についてですが、かなり前は6階の生涯学習課でも購入できたかと思うんですが、今は1階のNPO法人が窓口になっていて、お金を支払うのは、また1階の会計課に行ってくださいということで、NPO法人のそこでもお金は売買できずに、領収書をもって、またお金を払いに行くのが1階の会計課だということで、市民の方たちがコンサートに入られながら、最近のチケットの買い方が何か複雑だというような、皆さんそんなお話をしてらしたんですが、ど

んな状況でしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） チケットの販売につきましては、6階に生涯学習課があるということで、1階から6階まで上がっていくのが手間だろうということで、基本的には市役所に関しましては1階の観光情報ステーションのほうで販売をしております。お金を預かるということもありますので、銀行もしくは会計課でお金を払っていただいて、その領収書をお持ちいただいております。お渡ししているといった仕組みをつくっておりますけれども、今後、そういった方法以外の方法はないかということも含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 今の榊谷委員の質問でちょっとお聞きしたいんですけども、さっきの生涯学習センター運営協議会というのは、予算としてはどこについているんでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 特に謝礼等が発生しないので、予算としてはついておりません。あくまでボランティアという形で御意見等を賜っております。よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） いいですか。

じゃあ、先ほどの鈴木さんの答えをお願ひします。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 先ほどの鈴木委員の御質問にお答えします。

監理につきましては、都市整備課のほうで職員が行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 計上してありますか、ここに。どこかに書いてありますか。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 職員が行っておりますので、予算は出ておりません。

◎委員（鈴木麻住君） 解体工事の監理というのは、壊すだけだからという発想だと思うんですけども、中にはアスベストがあったり、公害が出たりとか、その辺の注意事項だとか、あと地下の埋設物だとか、大変いろんなデリケートな問題があって、その産廃のルートだとか、その辺の監理も全部市の中で都市整備課でやられたということでよろしいでしょうか。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） そのとおりであります。そういうもろもろのものにつきましては、設計のほうでしっかり調査をしまして、数量を上げましてやっております。また、産廃については、それぞれの種類によって書類を提出していただきまして確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（鈴木麻住君）　そういう監理ができるということからすると、先日お伺いした防水の監理なんかは必要ないんじゃないかと思うんですけども、それはいいです。そういう意見があるということだけでいいです。

◎委員長（伊藤隆信君）　ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君）　以上で、款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を閉じさせていただきます。

続きまして、款10災害復旧費から款12予備費まででございます。

決算書は316ページでございます。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君）　公債費、316ページになるんですけども、元金がふえて利子が減っていると思うんですけども、この主な理由を教えてください。

◎委員長（伊藤隆信君）　暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩を閉じ、再開をいたします。

◎行政課主査（酒井　寿君）　今、公債費の元金より利子のほうが下がってきているというお尋ねだと思うんですけども、元利償還の方法でお借りしていきまして、それによって、例えば今回補正でも上げさせていただいたんですけども、利率の見直しというのがありまして、その利率の見直しがあると、一定ならされたときに元金が下がって利子が上がるというようなことが起きているものですから、前年度より変わってきているというように思っております。

◎総務部長（奥村邦夫君）　公債費、起債をお借りすると、元利均等償還といいまして、例えば100万を10年借りたら毎年10万ずつ返すんです。当然最初のほうは元金が多いので、利息の返す金額のほうが、10万の返す中の利息と元金の比率でいうと利息が大きい。10年たってくると、一番最後になると利息が減ってきますので、利息が少なくなって元金が多くなるということです。借りた当初は利息が多くて元金の償還が少ないんですけど、年々償還してくると、最後のほうは元金の償還が多くて利息が少ないということになってくるものですから、過去に借りた部分については、だんだん元金が多くなって利息が少なくなってくると、そういうようなことだということです。よろしくお願いします。

◎委員（関戸郁文君）　ありがとうございます。

補正が起きたということは、事前に予測できなかったという。これ補正予

算でマイナスになったんじゃないかと。

◎行政課主査（酒井 寿君） 今回、補正で上げさせていただいたものが、旧の政府系の財務省からお借りしたもので、臨時財政対策債というものをお借りするときに、20年償還で10年たつと見直しというもので借りておるものですから、今回の補正で上げさせていただいているものでございます。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今説明したのは、27年度補正でお願いしたのが、27年に借りかえをしているので利息が下がってという話ですけど、これは26年度の決算の話ですので、決算は先ほど私が説明した内容になりますので、お願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） これをもちまして、款10災害復旧費、款12予備費を終結させていただきます。

お諮りいたします。

審議の途中でございますけど、ここで暫時休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 1時10分まで休憩をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成26年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳出の質疑は終結させていただきました。

続きまして、歳入に入ります。

決算書は6ページから10ページ、一般会計決算でございます。

質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） これを閉めまして、次、決算書の66ページから74ページ、款1市税から款12使用料及び手数料までの質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の72、73ページのところでお聞きしたいと思ひます。ちょっとどこで聞いたらいいのかなというところがある質疑なんですけど、道路占用料の関係で少しお聞かせいただきたいと思ひますが、昨年度、26年度から新築の住宅の建設が非常に市内で多く見られるようになりました。それで、その建設時に工事車両等が道路を占用しているような状況が見受けられるわけなんです。それで、何日にもわたってということではないんで

すけど、朝から夜まで、警備員もつけずに車をとまっています、住民が普通に使う生活道路が片側通行みたいな形になってしまっているという状況があるわけですね。そういうのも、極端な例になりますと、信号のある交差点のところから5メートルも離れてないところに車をとめられて、信号が青になってもそこに入っていけないような状況も実際にあるわけで、こういうところというのは、どのような申請が行われて、市はどのような指導をしているのか、こういった点について少し今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎建設部長（西垣正則君） 占用の関係につきましては、今の状況ですと、道路の一時利用という取り扱いで、申請が出てくれば、交通処理、交通の対応でありますとか、それから作業車の配置でありますとか、そういうところをチェックしまして、必要最小限で安全に交通ができるという形のもので許可をしております。

ただ、今お話にありましたように、大手さんの場合は比較的きちっとそういう届けがありますけれども、中小の建設業者さんあたりですと、無断でそういう作業をやってみえるところもまれに見受けることがありますので、パトロール等、それから苦情等がありましたら、きちっと対応するようにこれからもしていきたいなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

市民がそういう状況を見かけたら、市の建設部に連絡をすればいいというふうに、例えば市民から相談があった場合には、そういう指導をすればよろしいということでしょうか。確認しておきます。

◎建設部長（西垣正則君） 市民のほうから声があれば、きちっと対応いたします。

◎委員（黒川 武君） 73ページの総務の使用料のところの行政財産使用料についてお聞かせいただきたいと思います。

この中に2階のレストランの「さくらん坊」の関係も入っているかと思うんです。レストラン「さくらん坊」につきましては、この間、しらゆり福祉会が経営を行うということで、2分の1軽減という扱いでずうっと来ているかと思うんですね。それで議員の皆さんも、職員の皆さんも、あのレストランをよく使ってみえるだろうと思います。

それで、しらゆり福祉会のニュースというのがありまして、ごらんになられた方もあるかと思うんですが、あそこはいろんな活動をやってみえて、その中でレストランの売上げの数字も記載してはあったんですが、ちょっと支出のところでの細かい記載の仕方がないもんですから、その資料だけでは経営状況というのはよくつかめないもんですので改めてお聞きいたしますが、

レストラン「さくらん坊」の経営状況、もしおわかりでしたら、どのような状況なのかお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 庁舎の2階のレストラン「さくらん坊」につきましては、就労支援のB型事業所というところで、障害者の皆さんの訓練の場所ということで、社会福祉法人のしらゆり福祉会さんが運営されているということでございます。

先ほど委員さんが、しらゆり福祉会がニュースで出ていたということで、売り上げが850万円ほどというふうに記載していたかと思いますが、その売り上げと、あと国から給付される訓練給付金というもので運営されているというふうに伺っております。

これらが食材の材料費、あと私どもにお支払いいただいている使用料、あと光熱費、さらには利用者及びスタッフの賃金に充てられているということでございます。経営状況については悪くないというふうに聞いているということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 経営状況は悪くないと。私から見ても、比較的好調でよく頑張ってみえるなと思います。お値段のほうもリーズナブルで、安心して食すことができるところかなあと感じておりますが、それで経営状況は悪くないと言いつつも、減免をやめたりすると、また途端にそれが負担になったりするのかなあという気もいたしますが、この2分の1減免については引き続き続行したほうが良いと、そのようにお考えでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 2分の1減免につきましては、今、委員さんからもお話がございましたように、それをやめてしまうとちょっと心配であるというところもございまして、私どもとしては引き続きこのような形でやらせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかがございせんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、款1市税から款12使用料及び手数料を閉じさせていただきます。

続きまして、款13国庫支出金から款14県支出金でございます。

決算書は76ページから86ページでございます。

質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、款13国庫支出金から款14県支出金を閉じさせていただきます。

続きまして、款15財産収入から款20市債までの質疑に入ります。

決算書は86ページから96ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（梅村 均君） 95ページの教育費雑入の中のジュニアオーケストラ団費についてお尋ねいたします。

団費のほうが少々上がったということでございますが、団員への影響、また反応など、わかりましたらお聞かせいただけないでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 委員御指摘のとおり、ジュニアオーケストラの団費については、平成26年の10月に、それまでの3,000円から4,000円に値上げをさせていただいたところであります。この影響というところですが、26年度の団員の数が51人、27年度が44人というような形になっております。若干減っておりますけれども、ただこれが団費の値上げによるものかどうかはわかりませんが、ただ一定、値上げの際には半年ぐらい前から団員の方たちにはお知らせをしておいて、特に実際に10月以降値上げをさせていただいて、大きなそうした値上げに対する御意見等はいただいているということであります。よろしく申し上げます。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上をもちまして、款15財産収入、款20市債までの質疑を終結させていただきます。

続きまして、基金運用状況調書等についてなど、一般会計に係る全般についての質疑を許します。その他の一般会計に係る基金運用状況調書など、全般についての質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） これをもって全ての質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第64号「平成26年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」の賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第64号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、特別会計決算に入らせていただきます。

ちよつとここで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議案第65号「平成26年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 少し何点かにわたりますけど、よろしくお願ひします。

1点目は、歳入の関係になりますが、国民健康保険税、非常に低所得者にとっては負担が重いと思っております。そういった中で収入未済額もかなりの額があるということで、国保税の滞納者の状況といたしますか、どのぐらいのパーセンテージがいるのか。また、あるいは国保税の滞納者に対して、制裁措置と言われている短期保険証の発行がどのぐらいあって、短期保険証が本人の世帯のもとに渡っていない件数がどのぐらいあるのか、また資格証明書の発行はどのぐらいあるのか、こういった点について26年度の状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） まず、被保険者に占める滞納者の割合につきましては、後ほどお答えをさせていただきたいと思ひます。

それから、短期保険証の交付人数につきましては、平成26年度の交付人数399人となっております。そのうち未交付につきましては、9月1日現在で242名の方に未交付となっております。

資格証明書、2年有効のものにつきましては、交付人数24名となっております。そのうちの未交付は7名の方となっております。未交付の理由としまして、居所不明の方等がございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

短期保険証は6カ月の保険証だと思ひますが、未渡りが結構あるなというふうな印象です。医療が必要な方にはきちんと発行しなきゃいけないという状況があると思ひますが、そういうような必要性がある人については、きち

んと手渡っているのかというところが心配されます。保険証が未渡りという状況のもとで、受診をせずに重症化するというようなことも考えられますので、努力はしているというふうにはもちろん思っておりますけれども、そういう保険証が手渡っていない状況をなるべく解消していただくように努力していただきたいなと思っております。この242というのはどうしようもない数字なんでしょうか。まだまだ対処ができるようなものなのかどうか、そういった点について教えてください。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） この242名という方なんですけれども、9月1日現在で未交付の方でして、最初の通知で交付できない方に対しては、再交付の通知をまたさせていただいております。それから、短期証の方の中には、医療機関にかかるときに、実際、保険証が必要ということで、窓口で御相談に見える方等も年間を通じて多数おりますので、医療機関にかかるときに必要な方には渡っていると思っております。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次の点ですが、成果報告書の中で、本会議では少しお聞きしましたように、被保険者数が減少している。そういった中で歳出については、退職者被保険者の療養給付費及び償還金等の減少ということで、25年度と比較しては多少減っているというような状況なんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけど、退職被保険者の制度というのが、どのように変わっていくのか。人数も給付費も減少していくことにずっとなっていくと思うんですけど、制度的に退職被保険者の制度がなくなっていくというような認識でいいのかどうか、そういう点について、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 退職者医療制度につきましては、平成26年度をもちまして廃止となっております。ただ、転入とかで以前の住所地で退職者医療制度に加入されていた方は、転居先でも退職者医療制度に加入するという事になっております。これから65歳未満の方で加入される方はいらっしゃるいませんので、順次少なくなっていくということです。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

あと決算の関係で、少し制度を教えていただきたいということで申しわけないんですけど、前期高齢者に関する交付金と前期高齢者に対する納付金という形であるというふうに思います。これは入のほうは圧倒的に桁違いに多いわけなんですけど、岩倉市の場合。前期高齢者の交付金と納付金というのは、どういう関係になっているのか。納付金はどのような積算でもって支払うの

か、交付金はどういう形でおりにてくるのか、ちょっと制度の説明を、申しわけありませんけどお願いしたいんですけど。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） まず、制度につきまして、歳入の前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の偏在による医療保険者間の財政調整を行うために支払い基金のほうに交付しているものです。こちらは当年度の概算額を支払いまして、翌々年度精算という形で毎年交付をしております。

それから、歳出の前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者の被保険者数割の拠出金と、その事務経費を支払っております。こちらも前々年度精算ということで、当年度は概算分を支出しております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとまだわからない部分もありますけど、また詳しくお聞かせください。多分、以前の高額療養費の関係と同じように、納付金があって、岩倉市の状況に応じた交付金がおろされるという関係だと思いますので、また詳しいことは勉強させてください。

次に、決算書のほうでいきますと、ちょっとお聞かせいただきたいのが、347ページの疾病予防費の中にあります委託料の被保険者証作成業務委託料というのが、どういうものなのかなあというところでわからない部分があるんですけど、前年度まではなかった委託料だと思いますけど、どういう形でどういう業務を委託しているということになるのでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） こちらの委託料につきましては、2年ごとに国民健康保険証を更新しておりますので、平成26年度が更新時期ということで委託料を計上しております。

◎委員（木村冬樹君） これって疾病予防費のところでは毎回やっているということですか。わかりました。済みません、ちょっと理解が不足していました。

決算全体の関係で、あと2点ほどお聞きしたいんですけど、1つはこの間ずっとお聞きしていますように、ジェネリック薬品を普及して、このことによって医療費が下がりますし、患者さんの負担も下がると。効き目については、同じ成分を特許期間を過ぎてつくるということで非常に安いわけでありまして、この効果を分析するシステムがあるということで、このシステムによっていろいろ計算ができたり、差額がどのぐらい、医療費が浮いたのかというようなことがわかるということだと思っておりますけど、これはそういうジェネリック薬品のことだけしか使えないのかなあと思ったりもするんですけど、この効果分析システムというのは現在のところはどのような使い道をしていて、さらにはこんなことにも使えるというようなことがあるのでしょうか。ちょっと状況をお聞かせいただきたいと思っております。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） この分析システムにつきましては、国民健康保険団体連合会のほうから分析データを送付ごとにいただいております。ですので、ジェネリック医薬品に関してのみのデータとなっております。平成25年度と26年度の使用量に関しても分析結果は出ておりまして、申し上げますと、平均使用量としまして平成25年度は37.9%でございました。平成26年度は44.1%となっております、6.2ポイントの増加となっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

ジェネリック薬品の普及が進んでいるということで、その差額を通知することによって、それが伸びていっているんじゃないかなと思いますので、そういう事業は非常に大事な事業だと思いますので、引き続きよろしく願いします。

もう1点は、いわゆる国保データベースシステムということが、この間ずっと言われております。この国保データベースシステムがきちんと整備されると、いろんな活用の方法があるということで、疾病分類による、どういう疾病について医療費が多くかかっているか、それに対して予防の措置をいろいろとることによって医療費が抑えられていくというようなことが可能になるようなシステムだとお聞きしているわけですけど、この国保データベースシステムの進捗状況といいますか、今実際に活用しているのかどうか、またどのような活用がされているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 国保データベースシステムの本格稼働によりまして、各種データを活用しました保健事業の展開が可能になりました。具体的には、介護や医療費の全国水準の把握や同規模保険者との比較、それから個別の健診情報やレセプト情報を把握することができます。このデータを活用いたしまして岩倉市におきましては、効果的な保健事業ができますように計画づくりをただいま進めているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。今、使い道を計画しているということで、またいろんなデータが出てくると思うんですね。そういう点でまたいろいろ教えていただきたいと思っております。

あと2点と言いましたが、もう1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

成果報告書の中で、特定保健指導の対象者、受診者、受診率というのが載っております。特定保健指導自身は、国保の会計とはちょっと違うのかなと思っておるところですけど、岩倉市でいえば衛生費のところで行う事業だと思っているんですけど、この分の受診率が少し下がっているという状況があると思います。一方では、衛生費のほうで見ると、以前の数字よりも延べ人

数はふえてきて、訪問して指導するみたいなこともやられているということが衛生費の質疑の中でわかったわけでありまして、前年度30.82%から25.80%まで下がっているという状況についてはどのように見ているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） まず、衛生費のほうで数字が上がっているものに関しましては、平成26年度中に面接、訪問、電話相談を行った延べ人数ということになっております。今回、国民健康保険特別会計のほうに上がっています受診者数137名につきましては、平成26年中に費用決済をした人、つまり初回指導または実績評価、それかどちらとも平成26年度中に行った人となっておりますので、衛生費のほうで上がっている人数とは若干人数が変わってまいります。ただ、この方々も継続的に27年度も保健指導は続けていきますので、来年度の決算数字の中には受診者数として上がってくるものと考えております。

◎税務課長（岡本康弘君） 先ほど、短期保険証の関係のところ、収納状況なんかのことでお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

国保の滞納者でございますけれども、現年の収納状況で700人程度滞納の方がおりまして、賦課全体で見ますと1割程度になります。この中で短期保険証になりますのは、一定期間滞納の状況が続いている方ということになります。実際には400人から500人の間ぐらいのところ、御通知申し上げて、およそ半分ぐらいの方が期限が切れる前のところで受け取りにお見えになりますが、残った方というのは御自分の必要になったときにお越しになったりということで対応させていただいております。

税務課のほうでは、まず納付の相談といえますか、状況の聞き取りみたいなことをさせていただきます。定期的いきちっと計画どおりに納付していただいている方には、すぐ短期証の交付のほうへ回っていただきますけれども、少し滞っている方につきましては、状況をお聞きしながら、今後のことも御相談させていただいて、その上で更新をさせていただいております。現状、実際にお支払いになれない方でも相談に来ていただいた方には、基本的には短期証をお渡しするような形で税務課のほうでは対応させていただいております。現実的には本当に必要になったときに窓口のほうにお越しになるような方もかなりの数お見えになりますので、そういう場合にはきちっと対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 215ページに葬祭費がありますけれども、国保でいうと葬祭費、健康保険でいうと何て呼ぶか、その中で当然、国保も健康保険も金額は一緒だろうと思っておりますが、どうでしょうかということと、受け取る

のが喪主ですけれども、喪主以外でも受け取ることができるのでしょうか、1つ目は聞きたいです。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 葬祭費の金額につきましては、保険者間で多少の違いはございますので、5万円というところもございますし、違う保険者の金額については把握しておりません。

それから、喪主様以外が受け取れるかという御質問なんですけれども、申請は喪主様または世帯主様等をお願いしておりますが、委任状があれば別の方の口座に振り込むことも受け付けはさせていただいております。

◎委員（塚本秋雄君） 委任状ということは、喪主の委任状ですか。世帯主の委任状ですか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 申請者の方からの委任状ですので、喪主または世帯主の申請に対しまして、喪主または世帯主様からの委任状を添付させていただいております。

◎委員（塚本秋雄君） 健康保険の言い方はわからないということね、呼び方。同じ葬祭費とは言わないだろうと思いますけど。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 把握しておりません。

◎委員（塚本秋雄君） 本当は答えてほしかったですけど、また宿題にしておきます。

2つ目、出産育児一時金につきまして、48名ということで、予算では83名、ここ3年間減ってきておるんですけど、この減ってきておる傾向というのは、岩倉に産婦人科がないということよりも、国保に入っている人の出産一時金だと思います。そこら辺のことと、今、42万だと思えますけど、これを上げていく方向というのは、どこかで情報は入っていますでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国保の被保険者の状況といたしましては、今、経済状況が多少上向いているという関係もありまして、退職者の関係もありましたが、国保の被保険者が社保のほうに移行ということもあります。といったことで、加入者については、高齢化という部分もありまして、出産される件数については毎年減少傾向にあるといったところです。

それから、出産費の額については、今のところの予定については、特に変わるといったことは予定しておりません。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第65号「平成26年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第65号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちょっと休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案番号第66号「平成26年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

決算及び附属資料は27ページから32ページ、349ページから360ページが決算書でございます。そして、成果報告書は216ページとなります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑を許します。

◎委員（塚本秋雄君） 最後の1行なんですけど、説明していただけませんかでしょうか。また、入札を行いました、応札がなく不成立となりました。

じゃあ今後どうしていくか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらのほうの入札の案件といたしましては、鈴井町の中島の16番の5という土地でございます。こちらについては、三角形の土地ということではございましたが、私どもの公有財産に売り払いに関する要綱というところで入札に付すというような規定がございまして、こちらのほう、今回……。ごめんなさい、ちょっと説明が下手なんですけど。

◎委員長（伊藤隆信君） ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回……。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎行政課主幹（佐藤信次君） どうも済みません、休憩をいただいて。

先ほどの鈴井町中島16番の5という土地でございますが、先ほどの公有財産処分審査会にも諮って、基本的には市の土地は入札に付すという原則に基づいて、今回、27年の3月でございますが入札を行ったということでございます。ただ、結果としてお問い合わせはございましたが、あいにく入札で応札には至らなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 2回目の質問なんで2回で終わりますけど、面積が幾つで、どういう土地だったか。今後も入札にかけていくのか、これで終わりなのか。お尋ねします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 面積につきましては、153.47平方メートルということでございます。

今現在、実はそこに看板を立ててございまして、お問い合わせがありましたら市役所行政課へというような看板が掛けてありまして、入札を行って、結果的に応札がありませんでしたので、申し出があつて条件が合えば、その方に譲り渡すというようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 今のでまだわからないんで教えてください。

何の目的、例えば差し押さえで手に入れた土地を収入とするために売却するためとか、そういうことをお聞きしたかったと思うんですけども。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらの土地につきましては、もともと一宮春日井線ですかね、あそこの残地になっておりまして、特に市として活用する用途がなかったということでございますので、今回、新たに入札による公募を行ったということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第66号「平成26年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第66号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案第67号「平成26年度岩倉市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は33ページから38ページ、361ページから372ページ、成果報告書は217ページから218ページでございます。

当局の説明はどうでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 省略いたしまして、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） まず、大きな点で1点お聞きします。

平成26年度は、この特別会計の財政が非常に厳しくなつてということで給食費の値上げをして、これまでぎりぎりだった会計が少し立ち直つたという感じになっていると思います。そういった議論の中で、平成26年度の間に特別会計を一般会計のほうに戻していくというような議論もあったと思いますが、今の考えの進んでいる状況といいますか、検討状況というのはどのような形になっているのでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 昨年の代表者会のほうで一般会計化の話については一部説明させていただいたところですが、特別会計のメリットとして考えられるのが、収支が明確になることということで一般的に言われております。

今現在の一般会計においても、事業区分等を区分することによって収支のほうも明確にすることができるということで考えておまして、愛知県下のセンター方式、共同調理場のほうで学校給食を調理している45市町村の中で、一般会計で行っている市町村が39市町村、特別会計で会計処理をしている市町村につきましては、半田市と設楽町、あと岩倉市の3市町となっております。

す。また、この42市町が公会計で処理しておりまして、一宮、瀬戸市、豊根村の2市1町については学校給食会会計ということで、いわゆる私会計ということで行っております。平成25年のときに田原市も特別会計だったんですが、26年度から新しいセンターを建てたということで、田原市のほうも一般会計になっているという状況になっております。

岩倉市におきましては、来年の平成28年9月、新しい学校給食センターの調理がスタートするというので、特別献立等を行っていくために、特別会計の中だけの対応ではなくて、一般会計のほうからの一部予算計上も必要になると考えておりますので、28年度のほうから一般会計のほうへ移行していきたいということで今のところ考えております。

また、28年の3月議会の際には、特別会計の条例のほうもございまして、またその廃止についても上程のほうをさせていただきたいと思っておりますので、その際また御審議のほうをお願いしたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次に、歳入のほうで負担金ですね、いわゆる給食費の徴収の状況を見ますと、過年度収入の収入未済額というのが平成25年度と比べて大幅に減っていると思っております。これは、昨年もこの辺、非常に努力していると思ったわけですけど、このために給食費の未収分というか、こういう分がかなり減ってきていると思うわけですけど、これはどういう努力がなされているのか、学校のほうの努力なのかというふうに思いますが、どのような状況なのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 在学生の 경우에는、学校のほうで徴収のほうを行っていただいておりますので、ひとえに、お忙しい中、給食費を徴収していただいている学校の先生のおかげかということで考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

じゃあ、あと歳出のほうですけど、材料費の関係なんですけど、いつもちょっと気にしているところで、添加物が含まれるような加工品だとか、缶詰だとか、こういったものの添加物、どのようなものが入っているのかというチェックだとか、あるいは、今、大きな議論となっております遺伝子組み換え食品の問題、こういったもののチェックというところは、厳しいチェックがなされているとは思っているわけですけど、具体的にどのような26年度は取り組みが行われたのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 加工品につきましては、まず業者から物資選定委員会のほうへ見積書を提出していただいております。

ります。その見積書の提出時に、栄養分析、内容分析、使用添加物や原材料産地を明確にした分析表を出していただいております。また、ほかにも栄養成分も、そちらのほうには書いたものをいただいております。

遺伝子組みかえにつきましては、大豆やバレイショ、トウモロコシ等があるかと思いますが、そちらについても分析表で書いてございますので、そちらのほうで確認させていただいているところです。

また、添加物やアレルゲンの有無についても、そちらの分析表に書いてございますので、確認をさせていただいております。

学校給食ということでありまして、子どもの安全という観点からも、業者のほうは比較的、比較的と言っただけなんですけど、安全なものを業者のほうもある程度選んで出していただいているものと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分析表が提出されて、含まれているか含まれていないかということは、そこでチェックがかかると思うんですけど、業者は安全なものということで提供しますが、例えば遺伝子組みかえなんかはまだまだ安全性は確立されてないと思っていますので、そういう点で、そういうものが含まれている食品はだめだよみたいな、そういうような対応というのは市のほうでとられているんでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 遺伝子組みかえ、できるだけ使わないようにはしておりますが、成分表の中に一部……。

ちょっと休憩いいですか、ごめんなさい。済みません。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 遺伝子組みかえ、必ずしもないものというわけではないんですが、一部安全性が証明されたものがあるようで、そちらの部分を使っているものもあります。でも、できるだけそういったものは使用を避けた形で行っております。

◎委員（木村冬樹君） 安全なものを使っているとは思っていますが、遺伝子組みかえ技術というのは、まだまだ安全性がわからないし、遺伝子組みかえをしたものに耐性のいろんなものが出てきたりして、さらにそれにより強いものということで、体への影響という点ではまだまだ研究段階なものが流通しているというのが、日本では特に厳しいと思いますが、アメリカなんかではかなり流通しているということで、そういう点で、子どもさんたちに与える給食という点でいえば、できるだけと言わずに、シャットアウトしていただくぐらいの気持ちが必要ではないかなと思いますが、いかがなもの

でしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 確かに、今、御指摘のとおり、まだまだこれから変わってくるというか進んでいく技術であるというふうにはこちらとしても認識しております。ただ、一方で全てをシャットアウトというのはなかなか難しい部分も現実としてはあるわけですので、そうした分は常に情報収集しながら、あるいは研究しながら対応をしていきたいと考えておりますので、お願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） 地産地消については、愛知県産を含めて岩倉産の食材、特にお肉なんかは愛知県産がとても豚肉についてはいいということ、私も産直のあつみ肉を産直で購入しているんですが、そういう県内のもの、市内のものをたくさん取り入れていただく努力をしていただいていると思いますが、ほんのわずかな数字なんですが、所要栄養量の基準値で、全て基準値よりも摂取量が上回っているんですが、最後の食物繊維に限って、小学校で0.1だけなんですけど、中学校で0.2、基準値よりも下回っている状況があってちょっと気になったんですが、ここら辺は、できたら全てクリアしていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 基準のほうございますが、こちらのほうは地域の実情に応じてできる限り満たすべきものというふうでなっております。なかなか食物繊維、根菜類が食物繊維が豊富かと思われませんが、时期的なものとか、根菜ばかり出すと子どもたちが嫌がるということもございまして、済みません、数値のほうが達してない状況ですが、できるだけ基準を満たすように努力させていただいているところですので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第67号「平成26年度岩倉市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第67号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案第68号「平成26年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は39ページから44ページ、373ページから392ページでございます。成果報告書は219ページから222ページでございます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書387ページの関係でお聞かせいただきたいと思えます。

1つは、一番最上段にあります雨水貯留施設等設置補助金です。決算のたびにお聞きをされていて申しわけありませんが、今回、11件の補助金の支出があります。浄化槽を利用した形での、この雨水貯留施設設置になっているものはあるのかないのか。また、そういったものが使われていくことが好ましいわけでありましたが、そういったことについて現状はどうなっているのか、そういった点についてまずお聞かせいただきたいと思えます。

◎上下水道課主幹（石黒光広君） 既設の浄化槽の利用の件数でございますが、残念ながら26年度につきましてはゼロでございます。ただ、今年に入りまして1件御相談を今受けておりますものですから、その状況を今見ておる状況でございますが、できれば申請していただきたいというのが本音でございます。

あと、11件でございますが、全て雨水タンクの補助ということでございます。既設の浄化槽の利用がない要因といたしましては、既設の浄化槽を使用するということで、衛生的な面のイメージがちょっと悪いということと、それから改造に当たりまして、ポンプの設備などの附帯設備の工事費がかさむということで、残念ながら26年度につきましては申請がゼロでございました。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。多分この制度ができてから、この27

年度の1件というのは初めてじゃないかと思imasので、ぜひやっていただいて宣伝にさせていただきたいなと思imas。

次に、同じページの維持管理費のほうの委託料の水質調査委託料、これも決算のたびにお聞きして申しわけありませんけど、右岸浄化センター・左岸浄化センターそれぞれありますけど、そこに工場等から流れ込む分についての水質の調査が行われていると思imas。その結果ですね、26年度、右岸・左岸それぞれどれぐらい基準をオーバーするようなものがあったのか、またそれに対する指導はどうだったのか、指導によって改善したのかどうか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思imas。

◎上下水道課主幹（石黒光広君） 平成26年度の水質調査の実施状況につきましては年間8回行いました。延べとしまして56カ所を実施いたしました。内訳といたしましては、右岸のほうは41カ所、左岸につきましては15カ所となっております。その中で基準を超過した事業所につきましては、右岸といたしまして7件、左岸といたしまして2件ございました。指導につきましては、基準を超過した事業所に対しまして、除外施設の適正な維持管理や適正な排水をするように文書で求めております。その後、再度再検査を行いました結果、全てが良好な結果となっております。よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

左岸浄化センターの公害防止委員をやっていますけど、他市町では指導してもなかなか改善されないというケースも見られるものですから、岩倉市は非常にきちんとされているということで感謝します。

最後の点ですけど、決算書391ページの流域下水道の事業の建設負担金の関係になると思imas。左岸浄化センターの公害防止委員会が8月に行われたということで、その中で汚泥減量化施設が今あります。焼却施設ですけど、これが老朽化してきているということと、あと流入量がふえてきて発生する汚泥がふえてくるという見込みのもとで、予想よりはかなり減っているんですけど、流入量が節水技術だとかそういうので減っているわけですけど、この5年ぐらいのところでは検討して更新しなければならないというような報告がされております。

それで、以前示された流入量からはかなり下がっている中で、本当に今の更新がこの時期にやらなきゃいけないのかなんていうところが、技術的な問題でなかなか住民にはわからない部分があると思imas。そういう点で市の専門家の知識というのが非常に重要になってくると思うんですけど、この左岸浄化センターの汚泥減量化施設の更新について、市はどのように見ているのか、お聞かせいただきたいと思imas。

◎上下水道課主幹（石黒光広君） 現在、五条川左岸浄化センターで使用しております1号焼却炉が、供用開始から14年経過をしております。施設の老朽化が進行しております。さらに、国が定めております施設の改築基準というものがございまして、こちらのほうが10年以上からということで、それも超過をしております。そうしたことを踏まえまして、今回、県のほうでは施設更新の検討が必要になってきた時期ということで、今年度、更新計画の検討を行われるそうでございます。

あと、今後の発生量の見込み値でございますが、県の説明によりますと、施設の規模といたしまして、既設の減量化施設と同様、今後20年間使用した場合、現在の汚泥発生量の実績から想定いたしまして、1日当たり現在50トンでございますが、こちらのほうが50から70になると見込まれております。よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 状況はわかりました。本会議でも言いましたように、岩倉市内には右岸浄化センターがありますし、小牧と岩倉の境に左岸の浄化センターがあるということで、そういった意味では岩倉市は流域下水道では負担が重い市だと思っています。そういう中で施設を更新するということは、公害の発生危険性が増すのではないかという住民の不安がありますので、そういう点で引き続き、住民ではわからないような知識といいますか、技術的な問題だとか、こういうところでのアドバイスといいますか、そういうコミュニケーションをよくとっていききたいなと思っていますところでございますけど、今後の市民に対する説明だとか、県の1時間、2時間ぐらいの公害防止委員会の中ではなかなかつかみ切れない部分があるわけですよ。そういう点での市の協力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎上下水道課長（松永久夫君） 今、木村委員から御指摘のございました岩倉市においては、今おっしゃられるように、右岸、それと左岸、両方の流域の浄化センターを、市内であったり、また隣接の小牧市であったりという部分で、他の流域の市町と比べると、今おっしゃられるような部分が当然考えられるというふうに考えております。

それと、左岸の例でいきますと、年2回の公害防止委員会が現在定期的開催されておりますが、事前に流域の市町の者に対して、それぞれ年度間の施設の更新計画であったり、そういった長期的な計画についても事前に県のほうから説明があったり、そういったものについて関係市町双方の中で協議のほうもさせていただいております。

それと右岸においては、当然、岩倉市内という部分で、岩倉市が座長となって、公害防止委員会ではなく第三者委員会という名称でございますが、い

ずれにおいても岩倉市の立場としては、住民の方の生活とか、そういった部分を当然守っていくということで、市民の皆様の意見を十分受けて県のほうに伝えていく立場だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほど木村委員の質問であった水質調査なんですが、私も水質調査の調査票をずっと1年間の分を見せていただいて、最終の2月には基準値は全部クリアして、市の皆さんの指導があつての基準値に全て達したという状況を見せてもらったんですが、昨年度も最終はいいけれども、5月、6月、9月、12月と、歯医者さんでは水銀や水素イオン濃度がちょっと基準値よりオーバーする、食品関係のお店、会社なんかではノルマルヘキサン、動植物油のとか、基準値より上回っていくというのは、ちょっと油断をすると、そういうふうに基準値より上がっちゃうという状況は否めないんじゃないでしょうかね。

◎上下水道課主幹（石黒光広君） 否めないというか、今、委員さんがおっしゃられるように、イタチごっこというか、市が指導したときは事業主は清掃等をやりますけど、またそれを怠るとするか、そういうことの繰り返しという状況でございますが、私どもはそれを見過ごすわけには当然いかんもんですから、場合によっては、継続的というか、改善が見込まれない場合につきましては面談をするなどして、施設の状況を随時確認させていただきながら積極的な指導に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） ちょっと休憩をします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第68号「平成26年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の採決に入ります。

賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第68号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎委員長（伊藤隆信君） ちょっと休憩をします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続きまして、議案第69号「平成26年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は45ページから52ページ、393ページから418ページ、成果報告書は223ページから224ページでございます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 2点お聞きしますけど、1点目は単純な質問です。

歳入のうちの国庫支出金のうちの調整交付金であります。制度の説明はするまでもないかと思えますけど、介護保険制度が始まって、そのときに言われたのが、国が25%を負担するというものであります。しかし、この調整交付金の制度が設けられて、それぞれの市町村の高齢者の数だとか、あるいは所得の状況を見ながら国が調整交付金というもののパーセンテージを決めて、国の負担を減らすといいますか、その分を1号被保険者の保険料の負担をふやすという方たちで、この介護会計を回していくということが行われておるところであります。それで、この調整交付金の26年度のパーセンテージが幾つあったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） こちらの調整交付金、木村委員さんが言われるとおり、市町村の責に帰すべきでない要因で生じる介護保険財政の不均衡を図るために、国の負担分の25%のうち5%を調整交付金として交付率が定められるんですけども、この交付率の定め方としましては、65歳以上の第1号被保険者の占める75歳以上の高齢者の割合と、あと所得水準の割合で決められています。26年度の岩倉市の調整交付金の率の割合ですけれども、1.51%ということになっております。よろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

経年的に見ていきますと、0.何%という時代から少しふえてきて、1.51%まで来たというふうに思います。しかしながら、国の負担はこれでいっても21.5%ということなので、3.5%ぐらいが1号被保険者の負担をふやす要因にな

っていると思います。これは国の制度の問題ですから、国に対して物を言っていないかきやいけないというふうには思っておりますけど、引き続きいろいろ情報を教えていただきたいと思います。

もう1点は、歳出の決算書414ページから415ページのところで、委託料の中のいわゆる配食サービスの問題です。二次予防高齢者食の自立支援事業委託料及び一次予防高齢者食の自立支援事業委託料であります。成果報告書を見ますと、この夕食を毎日宅配するサービスですが、利用者が168人でしたということで、平成25年度の状況を見ますと125人ということで、40人余りふえてきているということでもあります。今後もふえていくということも予想されるわけでありまして、新しい地域支援事業の中で、そういう事業もまた新たに生まれてくるのかなというふうに思ったりもするわけでありまして、現行でこのような状態、40人余りふえましたけど、今の2つの業者ですね、これで十分対応できる状況なのか、あるいは何食ぐらいになるともう1者だとか、こういうような見込みというのはどうなんでしょうか。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 今、委員さんおっしゃるとおり、給食の申込者数は年々増加していておりますけれども、例えば26年度の168人ということなんですけれども、これは毎回毎回この方全員が給食をとられるわけではなく、お休みの方も結構見えます。この日は家族で食べるからとか、ショートステイを利用しているなど、168人全員が配食を毎日受けているわけではないものですから、実際に配食している数はこれよりもうちよっと少なくなりますので、現在の2業者で対応が今のところ十分可能ですので、拡充の予定はありませんので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

以前の決算議会にも質疑させていただきましたけど、今、岩倉市の場合は毎日なんですけど、年末年始の期間だけないですよ。ここに希望される方もいるというふうに私は聞いておるところです。今の事業者の体制では、それがかなえられないということではありますが、これから数がふえていく中で、年末年始の対応も含めて考えていただきたいと思いますということを要望しておきたいと思います。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほど調整交付金のことを木村委員が聞いたんですが、国が調整交付金を含めて21.51%。介護給付費の財源が、国、県、市で、1号被保険者、2号被保険者というふうで、財源をそれぞれのところで分配して納めるということなんですけれども、国が25%ではなく、4分の1ではなく、昨年度は1.51%だということ、財源内訳として21.51%かなと思って、財源内訳を計算してほしいとお願いしたら、国は20%を切れている

状況なんですよね、26年度については。県と市は、一番最初に始まったときは8分の1ずつ、12.5%ずつということだったんですが、市はきちんと12.5%で、その分はこの前の補正予算で戻したりしたように12.5なんです、県が12.5%よりもふえているということは、国のそもそも20%は出す、それプラス5%の調整ではなく、減らした分は県に負担をさせるということになっているんでしょうか。1号被保険者の負担もどんどんふえて、21.63%というふうになってきている、26年度の決算になっているんですが、1号被保険者の負担割合がふえ、県がふえているという状況のことで、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 今、榊谷委員が言われた決算の給付費に占める国、県、市、1号被保険者、2号被保険者の負担割合ということですが、1号被保険者の負担割合は、21%に財政調整交付金5%から1.51%引いた3.49%足した分となりまして、24.49%が1号被保険者の負担割合となっております。2号被保険者については29%。あと、国と県の割合ですけれども、国は25%、そのうち5%は調整交付金ということで、20%プラスアルファ調整交付金ということになっておりますけれども、そちらの算定方法が、国は20%のうち、居宅分が20%、施設分は15%という計算をされておりました、県の負担割合は12.5%ということになっておりますけれども、交付申請の際のときには居宅サービス費が12.5%、施設給付費が17.5%というふうになっておりました、それぞれ国では、ことしの決算でいいますと19.63%の負担割合となっております、県におきましては14.37%ということになっている状況であります。

◎副委員長（榊谷規子君） ということは負担割合が、3年前からか、6年前からか、全体の介護給付費の内訳をさらに細分化して、施設サービスと居宅サービスを分けての負担割合を変えたために、施設サービスの負担割合が多い県の負担分がふえてきたということになるんでしょうか。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 今の交付申請の仕組みでいいますと、県の負担割合が居宅のほうが12.5%、施設のほうが17.5%という交付割合で申請することになっておりますので、施設分がふえると、県の負担割合がふえるということになります。

◎副委員長（榊谷規子君） もう1点お願いします。

社会福祉協議会に運営を委託している地域包括支援センターについて少しお伺いしたいんですが、223ページの成果報告書の中でも取り組みがほんの4行載っているわけなんです、ひとり暮らしの高齢者の実態把握というところで、どのような体制で、どのような訪問活動なりをしながら実態把握、

訪問活動をされているのか、もう少しお聞かせいただきたいんですけど。

民生委員さんの認定がないと、ひとり暮らしの認定がされてないというところで、住民票でのひとり暮らしと、認定されたひとり暮らしというのが、ちょっと数字に差異があると思うんですけども、認定されてないところのひとり暮らしの実態把握もされてきているのかどうか、そこら辺の状況も教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 実態把握、平成26年度は304件させていただいたということで、その対象者の内訳は、民生委員さんにひとり暮らし認定をされている方が278名、民生委員さんにひとり暮らし認定されていない方が13名、あと80歳以上のみの高齢者世帯を13件ということで、高齢者実態把握調査をさせていただきました。

そちらの304件訪問させていただいた中には、173件は自立度が高くて日常生活に支障のないケースということがありまして、その中でもほかには、生活状況の悪化や閉じこもりがちで社会参加の不足が見られる人も見えまして、介護保険の認定審査につないだ方も3件いました。あとは地域包括支援センターが定期的にかかわっていくようなケースが27件、あと地域の民生委員さんにひとり暮らし認定されていますので、そういった方にかかわっていただくよう情報提供した件数が101件ということになっております。

あと、住民票上のひとり暮らしと、こちらの民生委員さんがひとり暮らし認定登録をしている件数が違うというのは、こちらのほうは御自身で民生委員さんにひとり暮らし認定の申請をさせていただいているという関係がありまして、住民票上ひとり暮らしの方が全員ひとり暮らし認定の登録をしているというわけではありませんので、そこら辺で数字が違うということになります。

◎委員（堀 巖君） ちょっとわからないので教えてください。

411ページの認定調査費の中の主治医意見書等作成手数料ですが、何件ぐらいあって単価が幾らかということと、その単価の根拠を教えてください。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 主治医意見書作成手数料ということで、こちらのほうは4種類ございまして、在宅新規というのが単価が5,400円、在宅継続というのが4,320円、施設新規というのが4,320円、施設継続というのが3,200円、こちらは全部税込みなんですけれども、こちらのほうがそういった単価で決められておりまして、こちらのほうは愛知県国民健康保険団

体連合会さんのほうに支払ってしまっていて、そちらのほうで決まっているということでもあります。

件数につきましては、在宅新規が459件、在宅継続が679件、施設新規が270件、施設継続が126件、合計で1,534件という状況であります。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第69号「平成26年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちょっと休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案第70号「平成26年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は53ページから58ページ、419ページから434ページ、成果報告書は225ページでございます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 歳入のほうで、これも後期高齢者医療の保険料であります。滞納繰り越し分の収入未済額が増加してきているということで、滞納がふえてきているなあと感じるわけですね。年金等から天引きされたりとか、そういうようなこともあるわけですが、いわゆる普通徴収になるわけですかね、そういう部分について滞納が出てきているのかなと思うわけですが、

滞納者に対しての対応といたしますか、その辺がどのようなになっているのか。後期高齢者医療広域連合の決算などを見ますと、差し押さえなども行われている状況も見受けられます。年金が振り込まれて口座に入った途端に、それが差し押さえられるという状況もあるというふうに思うんですけど、岩倉市としてはどのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 平成26年度の後期高齢者医療の滞納者人数なんですけれども、年間で53名いらっしゃいます。ただ、そのうち短期保険証の交付対象の方が1名いらっしゃいました。それから、資格証明書の交付対象はございませんでした。差し押さえもございません。それから、短期証を交付させていただきました1名につきましては、その後、納付相談を行いまして全額納付されておりますので、普通証に変わっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。滞納53人で、これが1年続くと短期保険証の対象になってくるのかなというところがあるわけで、そういう点ではこれからも注視していかなきゃいけないというふうに思います。

国の動きは御存じのように、特例減免と言われている、この後期高齢者医療制度ができたときに、国民からの大きな反発があって、所得によって9割減免だとか8.5割減免、あるいはこれまで社会保険の被保険者だった人が後期高齢者医療に行かなきゃいけない場合の減免ということで、いろいろあるわけですけど、これがなくなっていくという中で、保険料の負担が倍から10倍ぐらいに膨れ上がる人たちも今後出てくる可能性があるということで、そういう点でいうと、滞納の部分がどうなるのかなという思いもあるわけです。これは今後のことですから、またその時点でお聞きするべきかなと思いますけど、そういったことも念頭に置きながら徴収に当たっていただきたいなあと思います。

もう1点だけお願いします。歳出のほうで、歳出というか広域連合から支払われる葬祭費のことを少しお聞きしたいんですけど、これも以前からちょっとお聞きしているところで、大丈夫だというふうには思っているところなんですけど、確認のためにもう一度お聞かせいただきたいと思います。

広域連合では、葬祭費の対象になった場合に、申請をしてくださいよという勧奨をしないとやっているんですよね。だけど岩倉市の場合は、多分、75歳以上の方で亡くなって窓口に来た場合、後期高齢者医療の葬祭費を申請してくださいねとちゃんと指導していると思うんですけど、その実態がどうなのかということと、大体75歳以上で亡くなった人の数と葬祭費が支給されている人の数を見れば、きちんと支給できているのかなというのがわかると思う

んですけど、そういった実態などはどうなんでしょうか。しっかりやっているというふうには思いますけど、確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） まず、御案内につきましては、窓口で死亡届が出された際に必要な手続を御案内しておりますチラシに、葬祭費の届け出について周知をしております。それから、その後、保険料の変更決定の通知をさせていただく際にも、まだ葬祭費のお届けがない方にも、あわせて勧奨の通知を同封しております。

また、申請をしていない方も数名ございますけれども、例えば献体をして遺体が戻ってきてから葬儀を上げたときには、申請をしてくださいというふうに御案内はしておりますので、申請漏れは、必要な方にはさせていただいていると考えております。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第70号「平成26年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案第71号「平成26年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、基幹管路の耐震化に平成26年度着手をしてということで、耐震化率がどのように推移したのかというところをお聞かせいただきたいと思います。平成26年度と25年度と比較してどのぐらいの数値になったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課主査（小川 薫君） 平成26年度より耐震化工事に着手をしてまいりまして、基幹管路の耐震化率は、平成25年度は11.5%でしたが、平成26年度につきましては2.5ポイント上昇し14%となっております。今年度以降も計画的に耐震化工事を行って耐震化率の向上に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

この数値なんですけど、決算書の概況の中に少し入れることができないかなと思います。というのは、市民が決算によって、どのぐらいいろんなのが進んでいるのかなというところを見る一つの数値だと思しますので、ちょっとその辺は検討をお願いしたいということで要望しておきますが、聞いていいですか。じゃあ見解をお聞かせください。

◎上下水道課主査（小川 薫君） 来年度以降の決算書のほうに、そういったことも入れていくようにしますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 2点目ですが、この決算書には出ていませんが、監査委員の審査意見書のほうにはいろいろ細かいデータも載っている中で、県水の依存率がちょっと上昇傾向にあるなというふうに見ています。それで、今年度も砂が混入した水源、東町の関係で、水源をとめて調査するということで県水を利用するという形になるものですから、依存度がまた上がってくるのかなと思うんですけど、県水の依存が高まると、自己水より高額な水を買わなきゃいけないということになりますので、水道会計に影響が出てくると思っています。そういうところで、今の県水への依存率の上昇をどのように見ているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課主査（小川 薫君） 平成26年度の県水依存率は67.6%であり、前年度よりも2.87ポイント増加する結果となりました。それで、平成26年度につきましては水源トラブルが多く発生して、復旧するのに1カ月以上の期間を要するものもありました。その間の給水につきましては、県水に切りかえて行っておりましたので、県水依存率が上がった要因と考えております。

水道事業としては、自己水源をできるだけ活用して県水の依存率を減らす

よう自己井戸の運転管理をしております。自己水源につきましては、貴重な資産として、できるだけ長く使用できるよう、今後も維持管理に努めていく所存です。

また、今回の水源トラブルで県水の使用が増加いたしました。一時的なものであるため市民への影響はありません。よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 姿勢がよくわかりましたので、よろしくお願いいたします。

最後の点ですが、概況の(1)総括事項というところの文章の最後のところ、有収率の問題が書かれています。92.13%ということで、有収率は0.37ポイント減ということで、これも少し大きな問題かなというふうに思っているところです。きちんと水道料金が回収できるような水の使い方といいますか、ですから漏水を防止していくということが非常に大事だと思うんですけど、この有収率の減というのはどういった状況で発生しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課主査（小川 薫君） 有収率の増減につきましては、漏水が主な原因と考えておりますが、平成26年度は前年度と比較して漏水件数が減っております。漏水件数が減っても有収率が下がったのは、水源トラブルが多く発生したことにより、復旧する際の洗管作業に時間がかかって、水量を多く使ったことが主な原因と考えています。今後も有収率向上のために、漏水の早期発見と水源トラブルへの早急な対応により努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 決算審査の意見書の中で、今年度、水道会計が非常に財務数値の策定過程で複雑化したという状況が強調されていたんですが、水道課としては、この会計の変更によっての複雑化した状況の中での体制というのはどうだったのでしょうか。

◎上下水道課主査（小川 薫君） 地方公営企業会計制度が改正されて初めての決算ということもございまして、前年度の決算を参考にすることができませんでした。経営状況の把握、分析をすることが難しく、他市への確認などや日本水道協会に処理方法を確認したことにより、決算書を作成するのに時間を要することとなりました。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） 大変御苦労されたと思うんですが、体制上は現体制で頑張っていただけということだったんですね。

◎上下水道課主査（小川 薫君） はい。現体制でやってまいりました。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

質疑を終結し、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第71号「平成26年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」で、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第71号は全員賛成により原案のとおり可決するものと決しました。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございます。お疲れさまでした。